

平成26年知立市議会 3月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成26年3月13日(木) 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

明石 博門	田中 新	池田 滋彦	稲垣 達雄
高木千恵子	佐藤 修	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建設部長	塚本 昭夫	土木課長	稲垣 衛
建築課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊藤 俊司	都市計画課長	柘植 茂博
まちづくり課長	野々山 浩	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	鈴木 克人	水道課長	國分 政道
下水道課長	太田 知見		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	議事課長	島津 博史
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第13号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第17号 市道路線の認定について	〃
議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第6号)	〃
議案第21号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第23号 平成25年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
議案第24号 平成26年度知立市一般会計予算	〃
議案第26号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計予算	〃
議案第30号 平成26年度知立市水道事業会計予算	〃
議案第31号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第7号)	〃
議案第32号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	〃
議案第33号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第1号)	〃
議案第34号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃

午前9時58分開会

○稲垣委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第13号、議案第17号、議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第13号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

わからないので教えてください。

これについては法が改正されて、国が行う事業は全て道路占用料が免除されることとされたためという説明ですけど、もうちょっとこの辺、詳しく御説明ください。

○土木課長

この条例につきましては、知立市道路占用料条例第4条第1項1号におきまして、道路法施行令第18条を引用しておったわけですけど、この道路法施行令第18条が削除により引用条項が削除されたものですからこれを削除するという修正でございます。

この施行令第18条につきましては、国の事業ということで、占用料を徴収することができないが例外として特別会計による企業性格を有する国有林野事業は徴収が可能であるということを第18条で規定しております。

平成25年4月1日より同事業が特別会計から一般会計に移行したため、国は施行令第18条を削除するという改正を行いました。知立市道路占用料条例の減免規定の中で、国が行う事業の中で道路法施行令第18条に規定するものは減免できないという規定がありましたけど、この条項は削除されたということによりまして、国が行う事業で占用料を徴収できる事業は全てなくなったということ

で、減免規定そのものの意味がなくなってきておるといことで、その部分を修正しております。

ちなみに、この条項を適用した例は今までにございません。

○佐藤委員

説明を受けましたけど、わからないんですけども、今までは国の特別会計にかかわるものについて対象になったような話があって、これが一般会計になったということですけど、その辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○土木課長

この林野庁事業というものが特別会計から一般会計に変更になったということで、道路法の施行令の条文の中に林野庁事業という事業名が明記されておったわけですけど、その部分がなくなったということで、国の事業で知立市が減免しようとする事業が全てなくなったという、そういう意味合いからこの知立市条例の第4条第1項1号に道路法のこの部分を規定するそういった条項があるわけですけど、その部分が必要なくなったということで、その部分を削除させていただくということです。

○佐藤委員

それで、今までそういう形で知立市の条例もなっていたということを余りよくわからないんですけど、ただ今、土木課長の話を聞くと林野庁ということで、それにかかわるということですけど、実際に知立市ではそうした対象になるようなものがあるのか、あったのかなかったのか。今後そういうことがここで条例改正はするものの、そうした可能性があるのかどうか、この辺はどうですか。

○土木課長

林野庁事業そのものが山林とかそういったところで定義されるものだと思います。ですから、国が行うそういった事業につきましては、知立市内ではございません。そういった山もございませんし、山林部分で行う国の事業はございませんので。

だから、今までに適用してきたのもございませんし、占用料条例の減免規定の中で第4条第1項1号につきましては第18条の規定するものを除

くということで、この林野庁事業に対しては減免しませんよと言ってたんですけど、その事業がありませんし、道路法から削除されたということから、この規定が必要がなくなったということで、この部分を削除するという条例を提案させていただくというものです。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号について、挙手により採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第13号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号 市道路線の認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回、本町栄4号線と、いわゆる30メートル道路ですよ、これの市道認定だということですけど、今現在は区画整理で道路を生み出そうということですけども、そこまでまだ道路をつくるという段階までいってなくて、かつてもなくとも

市道認定をしたわけですけど、その辺の関係を教えてください。

○都市整備課長

現在、区画整理区域内では南北線の道路整備工事を平成29年度から平成30年度に予定をしております。この路線ですが、区画整理の計画の中で、電線共同溝の計画をしております。来年度、平成26年度に電線管理者との協議ですとか、予備設計を行う予定をしております、この電線管理者と協議をするに当たりましては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法、こういった法がありますけれども、この中で市道認定というものが義務づけられ必要となっております。したがって、今回この区間の市道認定をお願いするものでございます。

○佐藤委員

そうすると、この30メートル道路が平成29年、平成30年、来年度は平成26年度になるわけですけども、そうした中で、その事前に道路を築造していくに当たって地中化をするということで、そうした手続を踏まないかんということはわかりました。

それで、電柱地中化ということで、この間だけでやりますけど、よくイメージが、まちを通ると電柱地中化はやられてるわけですけども、どんな感じで地中化をやられるのか、その辺はどうですか。

○都市開発課長

まず、対象の路線ですけども、知立駅を中心としまして南北線、その東側の本町堀切線、駅前広場、栄線の一部、環状線の一部ということで、北は元国道1号線から南は知立環状線までの間、駅を中心としたこのサークルを描く区間ですけども、ここで地中化を予定をしております。

○佐藤委員

それで、今回はこの地図を見ますと、元国道から矢印は現在の知立駅のところでとまって、先ほど環状線ということで、環状線は駅の南で環状線と接道するわけですけども、今現在、市道認定しない部分についても今度の協議の対象として進

めていくということですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます、全体の路線の協議を進めていきます。

ただ、駅南部分につきましては、まだ事業化が随分先でございますので、その時点で新たにまた市道認定をお願いしていくことになります。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号について、挙手により採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第17号 市道路線の認定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

わからないことばかりなので教えてください。

まず一つは、63ページお願いしたいんですけども、ここに知立中央線、東上重原、西町、山屋敷東山とありますけれども、測量調査委託料とい

う形でありますけれども、例えば中央通り線は当初500万円を予定して320万円の減額と、東上重原については500万円と288万円というような形で減額をされているんですけども、この点で平成26年度予算を見るとまた同じようなものがついて事業ができなかったかなということも想像がつきますけれども、測量調査設計委託料というのは、こうして見るとこの局面だけで見ると減額幅が大きいわけで、そうした意味において、どのような積算で予定価格を決められているのか、これも入札でやられているというふうには思いますけども、その辺の関係を御説明ください。

○土木課長

まず、知立中央通り線の道路改良事業でございます。ここの測量調査委託で当初予算500万円に對しまして320万円の減額ということなんですけど、この調査の内容ですけど、物件調査、土地評価、そういったものの委託をするものでございます。

知立中央通り線の交差点改良ということで、北側拡幅ということで約120メートル区間の土地の評価と物件調査ですけど、その中で、八劍社という大きな物件がありますので、そういったのにどのぐらいかかるのかというのが当初わからなかったということもありますし、八劍社の規模がかなり大きかったということで、実際に現場に入ってみますと、中央通り線沿いの石垣とか工作物と流木程度で、本社には影響がなかったということで、その辺の調査の必要がなかったということで、それだけの予算が必要がなかったということで、実際に現場に入った時点でそれがわかったということで、その分を減額させていただいております。

それから、東上重原西中線でございます。これも用地調査と道路設計ということで調査委託料を500万円計上させていただきました。ここにつきましては、約500メートルの上重原町から西中苑までの500メートル区間の道路設計と用地調査なわけなんですけど、道路設計につきまして設計発注をいたしましたところ、かなり安い金額で落札いたしましたので、その請負差金という形になり

ます。

以上です。

○佐藤委員

説明はわかりましたけれども、規模が大きかった、入札の結果、安くなったということはわかります。

それで、建物を建てたりそういう場合は設計労務単価等を含めて材料が県が決めた基準となるような価格を積み上げて設計予定価格を組まれるというふうに思うんだけど、例えば測量調査と、規模が大きかったというようなのはわかりますけれども、どのようなことを前提にして、例えば道路の長さだとか、建物の周囲の大きさだとか、そういう一定の基準の中で積算がされるのかどうか、そういう積算がどうなっているのかなということなんだけど、その辺はどのような形で測量やこういう場合の積算をされるのかなということなんですけれども。

○土木課長

道路設計におきましては、延長と幅員、設計する区間における重要構造物があるかないかとか、そのほか付帯施設がどのぐらいあるか、そういった中身の程度によって設計金額が変わってくるというものでございます。

○佐藤委員

そうすると、そういう延長、幅員等を含めてあるわけですが、実際には予定価格を測量でもやるわけですが、図面上で長さや幅ということだけではなくて、現地を見てそうしたことをやられるのかどうか、その辺はどうなんですか。

私が聞きたいのは、結果としてそうなかもしれないけれども、余りにも減額幅が大きいではないかという感じがね、ここを単純に見た場合、私の場合は素人だもんでね、そういうふうに思うんだけど、それにしても予定価格に対して入札の結果だというものの、余りにも減額幅が大きいなという点で、どのような形で積算をされているのかなというふうに思ったもんですから、この辺はどうなんですか。

○土木課長

設計そのものについては、愛知県の基準に基づいて設計をしております。この物件については指名競争入札でございますけど、その業者が設計の内容を見てこの金額でできるという金額で入札をしておりますので、設計そのものについては県基準に基づいた妥当性のある設計を組んでおります。

○佐藤委員

そうすると、これについては予定していた測量調査というものを予定どおり実施をして入札をしてこういう形になったと。予定していたものが一部できなかったということはないということでしょうか。

○土木課長

当初予定していたとおりの成果となっております。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞かせをお願いしたいんですけども、こここのところで45ページですけれども、排水路の改修工事費ということで、河川改良費のところでありますけれども、これは700万円の減額ということになってますけれど、これはどういう形で減額となっておりますか。

○土木課長

これは10月に代表者会で御説明させていただいた名鉄の陥没事故の関係で、ちょっと日程的に予備費も使わせてもらったんですけど、なかなか時間が取れなくて、予算を取るときまでに予備費で設計委託したんですけど、その成果が出てこなくて、超概算で予算を補正させてもらったものです。

補正したにもかかわらず減額しておるわけですが、その後に設計図ができ上がってきまして、その後、設計して実際実施に入ってみたらこままでの金額が要らなかったということで700万円減額させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、私も代表者会に出させてもらっておったのかな、ちょっと忘れちゃったけども、名鉄のマルツネの向こうのところの陥没ということで予定をされておったと。

それで、あそこの場合は下のところを固定して

固めて陥没しないようにしたということと、線路沿いから大分迂回をして、そこの排水の関係の予算だったということですかね。

○土木課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、これは平成25年度の予算ということでやられたものですから、工事自体は完成をして済んだということになりますかね、これは。

○土木課長

工期は3月下旬になっておりますので、まだ現在事業中でございます。

○佐藤委員

それで、そこはそういう形でなるということはわかりました。減額が大変大きかったなということで、急な対応だったということがあってこうなったかなというふうには思いますけれども、それにしてもという感じも実際するなという気がしております。

次に、67ページのところで、これは004の社会資本総合整備事業ということで、都市再生整備計画書作成委託料、これも皆減になってるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これはどういうことでしょうか。

○まちづくり課長

佐藤委員のおっしゃられるとおりでございます。この都市再整備計画、当市は2地区持っております。知立駅周辺と八橋地区と。こちらのほう、毎年見直しをかけております。今年度につきましては、大きな変化がなかったものですから、職員直営にて行いました。よりまして皆減させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、昔、まちづくり交付金というのがあって、あれの事業ということで八橋地区と駅周辺ということで、今は社会資本整備でやられてるということですかね。ちょっとそう言っているんですけども、それで毎年やられているということですが、毎年毎年計画した事業を実施をしていくわけですが、それに合わせてそうした計

画書を作成し、実施をしていくと、こういう流れの中で、これが計上された。今年度についてはそれが大きな変化がなくて職員でできたよと、ということですかね。

○まちづくり課長

この計画は5年間でございまして、間5年間につきましては、今回予算のように変更を毎年見直しをかけるという予算をいただいております。このように対応させていただいております。

○佐藤委員

わかりました。

もう一つお聞かせ願いたいんですけども、006の知立環状線整備事業ということで、これが全体で2,500万円余減額となっておりますけども、この事業についてお知らせをください。

○都市計画課長

それでは、御説明させていただきます。

今回の補正減額2,543万1,000円の内訳でございますが、都市計画街路設計委託料が200万円の減額でございます。これは当初予算では288万8,000円の予算計上させていただきましたが、この委託料は環状線の詳細設計を発注する予定でございました。

しかし、鉄道高架の三河知立駅の移設の関係で県が予定いたします知立市の施工分先線の県施工分の部分、こちらのほうの線形が三河知立へ移設の関係で、ちょっと確定できませんでしたので、それにあわせて調整を図りながら知立市の分も詳細設計のほうに入りたいと思っておりましたので、この部分が皆減という形に実際になりました。

しかしながら、288万8,000円ございました当初予算のうち、環状線で物件調査委託業務というものを実際行っておりますが、そちらのほうで一部予算が不足いたしましたので、88万円ほどそちらのほうへ流用させていただきましたので200万円の減額とさせていただきます。

次に、道路用地購入費でございます、344万5,000円の減額分でございます。これは、用地買収につきまして当初5件予定させていただきました。9月の補正予算で追加補正させていた

だいて2件、全部で7件ぐらいを予定していたんですけども、そのうち交渉により実際には6件程度の交渉対象になりました。その6件のうち、また実際1件分ぐらいが交渉が難航しまして、その分が不用という形で344万5,000円、これは実際に1件分の額ではございませんが、交渉相手をいろいろ変更した中で精査した中での344万5,000円の減額という形になります。

それと次に、移転補償金の1,998万6,000円の減額でございます。これも用地と同じことでございます。交渉相手の変更により、当初は9月の補正の段階で6件予定していたものが実際には5件という形になりまして、1件分の減額という形で1,998万6,000円の減額という形で補正させていただきました。

以上です。

○佐藤委員

それで、今の話を聞きますと、補正で2件追加して9件だったと。お一人の方がどうかということとはともかくとして、1件は難航して購入できなかったということですよ。補償もできなかったと。

それで、この間、そうした移転補償やそういうことがいろいろやられておるわけですけども、今、総トータルの件数ちょっと忘れちゃったけれども、順調にいってるのかどうか、その辺は計画どおりに平成30年までという計画でやっておりますけれども、その点はどうなんでしょうか。

○都市計画課長

知立環状線の権利者数、全体で22名でございます。そのうち今回買収5件ということで、面積の進捗ペースといたしましては31%と権利者ペースでは22.7%という形になりますが、当初とほぼ同じ計画の中で進めているというふうに思っております。

○佐藤委員

わかりました。当初と同じぐらいのペースでということですけど、それともう一つは、何遍も聞いておるわけですけども、今回土地開発公社のほうの事業変更ということがありまして、計画では

498平方メートルを455.57平方メートルという形で変更されたということですけども、当初は公社でお金を調達をし、公社が買入れ、それを買い戻すという手法だということでありましたけれども、その手法は一部公社のほうで残ってますよね、42平方メートルちょっとぐらいは。当初はそうした手法も持って事業を進めていこうという形でしたけれども、これからはどういう形で、公社のやつを大分減額したわけですので、公社に頼らずとも起債を借りてやっていると、こういう流れですか。

○都市計画課長

今年度を公社買いを当初は予定しておりました。しかし、社会資本の交付金が割と増額という形できてきましたので、その公社分を社会資本の交付金の対象という形で施行いただきましたので、公社分は今年度は皆減という形で全てゼロといたしました。が、次年度以降やはり公社買いは必要で来年度も予定させていただいております。

○佐藤委員

そうすると、今年度はそういう形だったけども、次年度以降についてはそうした手法を織りまぜながら有利なところで採用しながら事業を進めていくということですね。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、先ほど知立市役所のこの通りと今、コンビニがなくなりましたけど、向こうと環状線がドッキングするということで、この先線のところで県の事業との折り合いがつかなかったということですけども、今、順調にいけますと、環状線の工事はどのような形で用地が着々と買収をされていけば、全部買ってからのということではなくて、買って工事できる場所からそれは進めていくという手法なんですか。

そして、ここのコンビニも閉店をされておるわけで、その辺はどんな形で整備が進んでいくのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

それでは、知立環状線のほうのスケジュールでございます。市施工分のほうですね、そちらに関

しましては、先ほども御説明させていただきましたが、来年度公社の事前買収を利用いたしまして、用地を平成27年度までに知立市施工分に関しては取得を予定させていただいております。それ以降、平成28年、平成29年で公社の買い戻し、そして、平成30年に道路の整備に入りたいという計画でございます。

次に、県施工の本郷知立線でございますが、先ほど佐藤委員おっしゃられたとおり、今年度コンビニを用地買収させていただきまして契約は済んでおります。県施工につきましても、引き続き用地買収に来年度以降も進めていただいているというふう聞いております。

ちょっと若干まだその詳細に関しては私どもも把握しておりませんが、用地買収に入っていくということは間違いございません。

以上です。

○佐藤委員

それで、この八ツ田のところもそうですけれども、山町から入る部分についても県施工分があるわけですよね。知立市分と県施工分がありますよね。それで、先ほどは知立市の方でそういうふうに言われましたけど、この道路と向こうの県施工分のところはどのような進捗になっているんですか。

○都市計画課長

本郷知立線と環状線のタッチから新しく安城知立までの接続される間、本郷知立のタッチから安城知立、弘法通りですね、その間が県施工という形になりますけども、そちらのほうは先ほども御説明させていただきましたが、鉄道高架事業の三河知立駅の移設のそちらのほうが決まった段階で線形的なもの、道路幅員等そういった形のもので決まりますので、その時点で詳細設計のほうに入って、順次用地買収のほうに入っていくという形になります。

○佐藤委員

そうすると、三河線新駅のところの複線化をしていくという関係もあるし、あそこのとまと美容室という美容院が建ってあったところに着地して

いくわけですけども、そのところの高架の複線を含めた用地がどうなっていくかということですか、ちょっとよくわからないんですけども。

○都市計画課長

申しわけございません。複線化に伴うというよりも、今の三河知立駅の駅がそこに存続するかわらないかでその部分の道路幅員が変わるものですから、その部分がある程度はつきりしてこない道路としての実際の形態が出てこないという、そういったことでございます。

○佐藤委員

そうすると、まちづくりだよりの中で林市長は、駅は三河知立へ移るよということで、あそこ自体は駅がなくなってしまうということですので、そうすると、すぐにも道路幅員の確定というのは平成26年度ぐらいでできて、それに合わせて道路買収をやっていくと、こういうことでしょうか。

○都市開発課長

連立関連ですので、私のほうから答弁させていただきます。

まず今のお話して、環状線の道路幅員ですけども、23メートルが基本幅員、右折帯も含めた幅員ですけども、現在はそれよりも残地の対応もありまして広く取っております。それを駅がなくなるということで、その分が必要なくなりますので、都市計画変更という手続が必要になってまいります。それを平成26年度予定をしておりますので、その後、事業認可を取ってまいりますので、認可を取って、また測量ということになります。そういった段取りでございます。

○佐藤委員

それで、次のページでお願いしたいんですけども、きょういただきました、まだ目を通してないんですけども、本会議でも議論ありまして、特に新富11号線でしたかね、あのところの関係で物件が平成25年度中、困難だという話があって、しかし、それが年度内にいけるということになりまして、本会議でも議論ありましたけども、このところについて御説明をください。

○都市開発課長

それでは、この表に沿って説明をさせていただきます。

まず、このような状態が起こった原因ですけれども、予算編成時期よりもその後で契約が成立したということで、当初予算では契約できたものが重複して計上されていることからこのような状態が発生しております。平成26年度補正第1号では、その重複部分を減額する補正をお願いしたものでございます。

次に、経過でございますけれども、ちょっとさかのぼりますが、平成25年の8月から12月に建物の中で営業しているたな子の2件の契約ができておりました。その後、当初予算がまず先につくるわけですけれども、そのたな子だけは予算編成のときには間に合ったということで、その分は削除しておりましたが、平成25年3月補正にあがっておりますこの5件、4件につきましては、まだ契約の見込みが立っておりませんでしたので、平成26年度の当初予算にはその分を見込んで計上しておりました。この5件、4件が重複した部分でございます。

その後、3月補正を行いまして、2月にこの5件、4件の契約が成立いたしましたということで、この補正予算1号でもって重複しております平成25年度で契約してましたこの5件、4件分につきまして減額をさせていただいたということでございます。

その下にあります説明でございますが、この表の中に符号が振っておりますけれども、CとE、補正した金額、平成25年度の3月補正で残ったお金と平成26年度補正1号で減額するお金は、本来ならばイコールでなくてはならないわけですけれども、これが違っております。例えば用地費の平成25年度の3月補正15015がEのところ補正1号では15014、これは端数処理の関係で同等というふうに解釈をしていただきたいと思います。

補償費のほうですけれども、平成25年度の3月補正では30371、補正1号では26570、ここで金額の差が出ておりますけれども、この差につきましては先ほどお話ししました、たな子ですね、ここには

380万円ほどの金額が出ておりますけれども、その分を減額しておりますので、その差が出ておるといところでございます。

次に、平成25年度3月補正のBと補正1号のF、これも本来ならば同額とならなければいけないわけですけれども、この部分につきましては、またちょっとさかのぼりますけれども、平成25年度の当初予算でも冒頭申し上げました編成時期と契約時期の差がございまして、契約できたものを見込んでおりましたので、その部分が重複しているということで、この差が生じているものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

よくわからないので聞いておるんですけど、私は単純にこれを見て、予算編成段階では契約が見込めないということで、減額をこの3月補正でやられると、これがここに載ってる1,400万円余と4,600万円という形ですよ。

そうすると、補正後件数が5件と4件がこの補正の中に残ってるよと、今現在。全部この9件のうち4件分について減額をしましたと。その部分について見込めない部分について減額しましたということですよ。そして、残り分がまだ年度の中に契約できそうなところがあるということで5件と4件残したということですか。

○都市開発課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、これについてはよくわからないんですけども、この用地費の4件と補償費の2件については契約できないよということでやったと。しかし、5件と4件については予算的に3月補正でもまだ残りがあるよということですよ。平成26年度の当初予算では8件分ということかな。5件と4件で、この辺の関係がよくわからないんだわね。

ということは、この4件と2件はだめだけれども、残りの5件と4件について契約できそうだということで予算残したわけですよ。だめな部分をそ

それは契約できないと思ってたところではなくて、4件、2件以外の部分についての契約の金額ですよ。その辺が、この表を見ただけではちょっとわからないんですよ、私。

○都市開発課長

平成26年度当初予算の8件、5件の中には平成25年度3月補正の5件、4件が含まれています。補正1号でこの含まれている5件、4件を減額させていただいたと。結果的に残った3件、1件、一番右のところですけども、これがまだ交渉継続物件ということでございます。

○佐藤委員

そうすると、平成26年に入って申しわけないんですけど、9件、6件というものがあって、平成26年度についても9件、6件のうち8件、5件を予定して3件分と1件分は補正後の金額ということで残したと。しかし、1号と1,500万円、これについて減額をしたと。

しかし、3月補正の段階で残ってるわけなものだから、当初の4件、2件分については平成26年度で云々しなくても買えたということですか、結局。

○都市開発課長

平成25年度3月補正の補正件数4件、2件につきましては、一番右にあります3件、1件プラス平成25年度で既に契約した物件、一番左のところにあります、これが1件ずつございますので、それが含まれているということでございます。

ですから、平成25年度当初予算でも同じように重複した物件があるということでございます。

○佐藤委員

そうすると、平成25年度当初で重複した物件があるということは、どういうことですか。

例えば平成25年度で重複した物件があるということは、前年度買い切れなかったもので重複したということで、そうすると、平成25年度でもその分については減額補正か何かやってるんだよね。それでもまだ残っておったわけか。

○都市開発課長

平成24年度に買えたものが予算編成には間に合

いませんでしたので、平成25年度の当初にその一件ずつが入っていることございまして、この平成25年度の3月補正でその分を時期が遅くなってしまいました、ここで減額をさせていただいている。

○佐藤委員

要するに、3月の補正のところで減額はしたと。その減額した分を金額は違うけれども、平成26年度に載せた。載せたけれども、その部分に5件、4件に相当する部分が平成25年度に残りがあるということで、この部分について減額をして5件、4件の分で契約したと、こういう理解でいいですか。

○都市開発課長

それで結構だと思います。

○佐藤委員

なかなか難しく、単純に私は減額補正しているのに平成26年度の3月補正の中にその部分を買う分についての増額補正が追加のところでなければ買えないんじゃないかというふうに理解をしておったわけですよ。

ところが、出てきたのはこういう中身で、非常に差し引きが出入りがちょっと複雑な関係で、よくわかりませんでしたけど、そういうことですよ。わかりました。

それで、もう一つお聞きしたいわけですけども、こここのところの都市計画の基金事業ということで、これは当初1億6,000万円余の予算計上されてましたけど、これが1億5,000万円に近にお金が減額されてますので、この点について御説明ください。

○都市開発課長

基金を取り崩しまして代替地を購入するという、これは毎年計上させていただいておりますけれども、13款の普通財産土地取得費で1億5,000万円今回、減額の補正をさせていただいております。その関連で買ったものを経営者に売るわけですけども、それが成立しなかったことによりまして1億5,000万円の減額となるべきですけども、基金の土地を1筆売り払っておりますの

で、その部分を差し引きしたお金がこの1億4,700万円という数字でございます。

○佐藤委員

これを途中、売り払い収入か何かのところ売ってという感じでしたかね。それでさらにそれを代替地でそれを立ち退く方がそこに再度売るわけだけでも、それが成立をしなかったということですけども、これはどこの部分で成立しなかったんですか。

○都市開発課長

これは街路事業、連立事業、区画整理事業で代替地を望まれる方がいらっしゃったときに執行するものでございまして、そういう方がみえなかったということでございます。

○佐藤委員

代替地は望まれなかったわけで、こういう形になったけれども、そうすると、移転をされる方、補償は金銭的な補償でやられると、こういうことでしょうか。

○都市開発課長

具体的なターゲットがあるものではございません。事業を進めていく中で、そういう方が出てきたときに対応するものでございますので、対象とする方は特定をしておりません。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きしますけれども、次のページで耐震改修のところ大幅に減額になってるんじゃないかなと。いろいろ努力はされてますけれども、これについて御説明をお願いしたいなと。

○建築課長

今回の補正の主なもの、耐震改修促進事業と耐震改修事業の減額でございます。6月に補正の増額2,300万円をお願いをさせていただきました。これは木造の耐震改修を100万円から120万円にするということで国の補助をもらって以前行ったみたいに勢いをつけてやっていこうということで件数を40件にふやさせていただいたという経過でございます。

以前のような57件ぐらいの話で、結果的には46

件の実績でございました。それを見て40件ぐらいの想定をして6月に補正をさせてもらったわけですが、やることは全て同じようにやったわけですが、なかなか伸びないということで、例年どおりの実績にとどまってしまつてまことに申しわけないなということでもあります。

したがいまして、その分が全て減額になったという、大きく言えばそういうことでございます。申しわけありません。

○佐藤委員

努力をされてるけど、なかなか金額をふやしても伸びないなということになると、どうしたもんかなというふうに思いますけど、これは例年どおりの実績だということですけども、件数をお知らせください。トータルどこまでいったのかも含め。

○建築課長

平成25年度の実績は、耐震診断が40件、耐震改修が14件、解体が2件、これが全てでございます。

○佐藤委員

そういった形で、診断もここに来て伸び悩んでいるし、改修も伸び悩んでいるということでありまして、いろいろアンケートを取ったり、ローラー作戦をかけたかやっていますけれども、PRが悪いとかそういうことは私、言うつもりありませんけれども、このままいきますと、なかなかこれはここ一番下のところで耐震改修の促進計画をパブリックコメントがやられたかなというふうに思いますけれども、実際にはどうやって伸ばすのかという知恵が市民の皆さんの力も借りてやらないと、なかなか目標は高く掲げても新築住宅がふえていけば率が上がっていくわけだけでも、従前の住宅はなかなか進まない、こんな点で、新たな方策やそういうことも検討が必要ではないかなという気もしますけども、どうでしょうか。

○建築課長

広報だとか町内回覧だとか、いろいろ周知は図っています。自分が対象になってるかなってないかということもそれぞれの方にダイレクトメールで送っているものですから、かなりの方がそれは承知していると思います。

毎年来るということで、対象にされる世帯主の方も大体65歳から70歳とかその辺の方が多いというところでありまして、わかってはいるんだけど今すぐねということ、どこで踏ん切りがつくかということでもあります。

毎年毎年こういうふうにはPRしていくと、その方の事情に応じてどこかでやっぱりやろうという踏ん切りをいただく場合もあります。それと、以前の46件の実績のあったときはニュージーランドのときの地震があって、それからまたこの前、3年目を迎えた東日本大震災ということがありまして、その辺も多少はあるかなという気がします。

したがって、何かいい方策があれば、それも進めていこうという考えがございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号について、挙手により採決します。

議案第21号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 平成25年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号について、挙手により採決します。

議案第23号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第23号 平成25年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 平成26年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○明石委員

それでは、205ページの8款2項4目の橋梁長寿命化修繕事業の中、工事費の具体的に1,940万円の中身について説明をお願いします。

○土木課長

橋梁長寿命化修繕工事ということで1,940万円計上させていただいております。これにつきましては、市内26橋の長寿命化修繕計画を立てておるわけですけど、平成26年度につきましては八橋町の西逢妻橋、ここと来迎寺町の猿渡川橋、ここの長寿命化修繕計画の中の修繕工事ということで計上させていただいております。

○明石委員

といいますと、今年度予算が300万円あります。次年度約6倍強ありますけども、橋の数というか全長とかその辺が大幅に今年度に対してふえたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○土木課長

今年度の橋梁につきましては、若干300万円に補正をさせていただいておりますけど、西中の吹戸小橋という橋と八橋町の五輪橋という橋でござ

います。

北吹戸小橋につきましては橋長が結構短い橋であることと、八橋町の五輪橋につきましては構造的に修繕する部位が若干少ないということの中から、平成25年度につきましては金額が少ないですけど、平成26年度につきましては西逢妻橋が結構長い橋長ですので、猿渡川橋も安城市と結ぶ橋梁で長い橋になっておりますので、それと構造的に補修する箇所が多いということでこの金額になっております。

○明石委員

確認ですが、この長寿命化計画の中ののっとって10年計画で平成27年、平成28年、平成29年とずっと大体2,000万円になったり300万円になったりというふうに考えてよろしいですね。

○土木課長

全体では100年間を見込んでおるんですけど、その中で一定の金額を減らせるということで、ただ、100年間長過ぎるものですから、当面5年間ずつ点検を行いまして、とりあえず10年間の整備計画、修繕計画を立てております。

そんな中で、工事費も平準化をさせていただいておりますので、当初年度は予算の関係もありまして少ないんですけど、おおむね1,500万円から2,000万円程度を今後10年間執行していきたいと考えております。

○明石委員

次に、207ページの雨水貯留推進施設設置事業、この中で100万円あがっております。今年度も100万円だったと思うんですが、これの現在までの実績をお知らせ願います。

○土木課長

平成25年度の実績でございます。雨水貯留タンクの設置補助ということで6件分が実績でございます。

○明石委員

今年度の説明によりますと、事業費の3分の2を補助するというので、上限が10万円でした。これでいきますと100万円ありますので10件分ぐらいだと思うんですが、今年度の6件はどのぐら

いの容量のもので、どのようなタンクだけであったのか、または大きな例えば駐車場だとかその辺の内容をお示してください。

○土木課長

6件につきましては、おおむね250リットル程度の貯留タンクでございます。そのほかのメニューもありますけど、平成25年度はそのほかのメニューの実績はございません。貯留タンクのみでございます。

○明石委員

今年度同じく100万円予算をあげてますけれども、これは何を見込んでこういうような予算になっているのでしょうか。

○土木課長

10件で100万円ということで見込んではおるんですけど、これは平成25年4月1日に浸水被害対策法による特定都市河川ということで猿渡川、逢妻川が指定されておりますので、矢作川流域が指定されておることから雨水の流出抑制というそれが推進することになっております。知立市においてもそういった雨水対策が河川法によって義務づけられております。

そういった中で、私のほうも雨水流出の抑制については、今後特に推進していかなければならない事業でございますし、また、ゲリラ豪雨等、最近頻繁に起こる中で、こういった雨水貯留タンクで250リットルという余り大したことないなという、そんなに効果があらわれるのかということなんですけど、そういった今後の推進と皆さんの意識高揚という中で補助の推進に努めていきたいということを考えております。

○明石委員

今ちょっと土木課長がおっしゃられましたけれども、250リットルぐらいで果たして効果があるかどうか、私もちょっとわかりませんが、感覚的には余り大した効果はないと思うんですが、多分個人のおたくでやってるかと思えますけども、企業だとか商店とか大きな敷地でのことはどのように考えてこれから進めようとしているのでしょうか。

○土木課長

大きい開発ですと知立市の手続条例というところに入っていきますけど、開発に関する手続条例の中では1ヘクタール以上につきましては600トンの調整池を義務づけております。また、1ヘクタール未満におきましても、そういった流出抑制についてお願いをしているところでございます。

以上です。

○明石委員

参考にお聞きしますけども、例えば今回、市道認定に載せられております八橋の何号線だったかちょっと忘れちゃったけど、ああいう市道にこれかならろうとしております。ああいう舗装も浸透型にすればいいかなというふうに思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○土木課長

道路に関しても例外ではございませんので、そういった貯留タンク、もしくは浸透施設、そういったものが義務づけられておりますので、今後農地をそういった開発する場合には、全て流出抑制対策をすることが義務づけられております。

○明石委員

次に、209ページ、8款4項の1目都市計画基本図更新委託料、これはことしも去年もなかったんですが、この約1,500万円の内容をお知らせください。

○都市計画課長

都市計画基本図更新委託料でございます。これは、一般的に言いますと都市計画図で、これの更新をするものでございまして、おおむね5年サイクルで実施させていただいております。

内容といたしましては、飛行機を飛ばしまして航空写真を撮ります。航空写真から1000分の1と2500分の1のレベルの図面を作成するというものでございます。

○明石委員

これも5年ごとに大体約1,500万円ぐらいの費用がかかるということで、更新ですから更新しなくてもいいところもありますし、もちろん飛んで

写真撮ってみないと更新が必要か必要でないかというのはいわかりませんよね。これはどういうふうを考えればいいですか。

○都市計画課長

航空写真を撮って、今、委員が言われたような形で更新しなくてもいい部分とかそういったものを逆にそういった形で細分化して修正していくと余計に手間がかかると思いますか、そういった作業になってしまいますので、ある程度そういった形で飛ばした形の中で、その成果に基づいて図化していくといったほうが安価になるということで、そういった方式をとっております。

○明石委員

申しわけありません。前回までの予算を見てませんのでわかりませんが、実績としては大体5年ごとに約1,500万円ぐらいをみておかなければいけないというふうで思っておけばいいですかね。

○都市計画課長

そのとおりでございます。

○明石委員

続きまして、213ページの8款4項2目の003街路調査事業の中の都市計画街路測量委託料、調査委託料、これについて内容を説明願います。

○都市計画課長

街路調査事業の中の都市計画街路測量委託料でございます。こちらのほうは、建物等を建てるたびに道路と敷地との境界画定が必要になりますけれども、そういったときに申請が出てきた場合、業者委託によってその境界確定をするための委託料、これが45万円でございます。これが平成25年度当初予算でも45万円あげさせていただいておりますけれども、そのうちの45万円が1,493万3,000円のうちの1つとして境界画定をするために45万円を計上させていただいております。

それと、もう一つ、平成26年度で新規に路線測量委託料の中にあげさせていただいております1,448万3,000円、先ほどの1,493万3,000円から45万円を差し引いた1,448万3,000円分につきましては、平成26年度新規にあげさせていただいております

内容でございます。

こちらは昨年度まで実施しておりました駅周辺整備見直しの検討で都市計画道路の見直しをするべきという報告を受けておまして、平成27年度に向けて都市計画変更を進めていきます。その都市計画変更に向けて元国道1号線、宝町線の中心線測量を実施するものでございます。それが1,448万3,000円でございます。

次に、都市計画街路調査委託料でございます。こちらは今の出ました知立駅周辺の整備計画見直しに基づいて平成27年度に都市計画変更を実施するために原案を作成させていただきます。その原案作成及び地権者のネットワーク、その他審議会等の資料及び関係機関協議の資料といった作業を委託するものでございます。

以上でございます。

○明石委員

ちょっと今、理解できなかったんですが、今年度の45万円を含んだ上での1,500万円という意味ですか。

○都市計画課長

1,493万3,000円の中に昨年度もあげさせていただいております45万円も含んでおります。

○明石委員

次に、225ページの8款5項1目007アスベスト対策事業についてお伺いします。

これは平成25年同じく30万円、ことしも30万円、まず今年度終わってませんけども、実績をお願いします。

○建築課長

今、アスベスト対策についての御質問いただきました。実績としては昨年同様ゼロでございます。

○明石委員

では、現在までの実績はわかりますか。

○建築課長

さかのぼるとわかりませんが、私が在籍している4年間については1件でございます。

○明石委員

これ、大体家の大きさにもよるかと思うんですけども、30万円でどれぐらいの補助ができるんで

しょうかね。

○建築課長

アスベストのほうの補助金という、これは中身的にはアスベストの建物に使われている壁だとか天井だとか柱、そういうところに使われているアスベストの含有量を分析調査するという調査費の補助ということで、国の責務として10分の10ということで満額補助金をいただいているものでございまして、市のほうの要綱でもそれはもらえるようにアスベスト対策のほうの要綱、限度額が15万円ですので、それ以下であれば、それ以内の補助金ということでやっております。

○明石委員

といいますのは、調査費ということであれば除去するそのものの除去事業には充てることができないと。あくまでも調査費の名目ということですね。

といいますと、15万円で2件分ぐらいしかないと。需要としても、ことはゼロだということでしたので、課長在籍中にも1件だということですが、これは予測とかいうのは立つわけではいいですか。

○建築課長

これは取り壊すときに業者がアスベストがありそうだなというときには補助金があるものですから、そういうときに出てくるということで、一般の家庭にはほとんどないということでございます。

○明石委員

これは積極的に持ち主が解体をするからちょっと調査をしたいというのはもちろんそうなんですけども、今の自分の持つてる家がアスベストを含んだこういうふうになってる、心配だな。それなら早くアスベストを除去しなきゃいかんという、壊す理由がないんだけどアスベストによる撤去するというような、そういう積極的なことは市としてはやっていかないわけですか。

○建築課長

私のほうがそういうことをやってるという部署ではございませんのであれですが、ちょっと調べました。規則では石綿障害予防規則というのがあ

ります。環境部局だと思いますけど、その第10条の中に、事業者はその石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんに暴露するおそれがあるときは吹きつけ石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならぬと、こううたってますので、事業者側に責務があるということです。それについてもしやるのであれば、今言ったように分析調査の補助金はあるということで建築のほうへ申請が出されるというスタイルです。

○明石委員

今、建築課長、労働者がというふうに言われましたけども、例えばこれは知立市には余り関係ないかと思いますが、学校の体育館の屋根とかいうようなところにも以前はアスベストを含んだあと吹きつけしているとかいうことがありました。ですから、アスベストが身近にあるようなところに一般市民が住んでる、そういう環境でのこのアスベストを除去するというそういうことはやられない、そういう意味なんですけど。

○建築課長

市のほうの公共施設のアスベストに関しては、既に対策済みというふうになっております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか、

○田中新委員

それでは、先ほど明石委員が質問された都市計画基本図、再度詳細をお聞かせ願いたいと思います。

209ページ、002でございます。ちょっと私、不勉強なんですけど、この現行都市計画基本図というのはどのような形で主な利用目的というのがわかれば教えていただきたいと思います。

○都市計画課長

都市計画基本図というものは一般的には都市計画図と言いまして用途が入った1万分の1の図面でございますね。委員の手元にも一部入っていると思います。これ今、地名が入った字切りになっておりますけども、字切り図と地名が入ってない形のもの、それとこの用途が入っていない真っ白

の白図、そういったものが一般的にいう都市計画基本図でございます。

○田中新委員

都市計画用途地域の変更は5年に一度でいいんでしょうか。

○都市計画課長

5年ごとに実際行っております。これは5年というのが都市計画基礎調査というものがございまして、これは都市計画法に基づいて調査を行うものがあるんですけども、それが5年サイクルで実際に行っているものでございまして、その後、5年のうちに都市計画基本図のほうも合わせた形で変更していくという、そういった形にしております。

○田中新委員

そういたしますと、今年度は都市計画用途地域等の大幅な変更があるのか、細部の変更は5年間にあったものを集約的に変更するのか、どうなんでしょう。

○都市計画課長

この用途変更とは別のものございまして、あくまでも現在の状況の市域に対しての図面をつくるという形で、その現状に合わせた形でその5年ごとに取っているもので、用途が変更になれば都市計画の変更という形の中であげていきますので、もしそういった用途が変更になれば、その時点でまた基本図の変更もしていくという形になります。

○田中新委員

そうしますと、大幅な用途地域等の変更がなくても5年に一度は何らかの形で更新をしておかないと行政、もしくは消費者の方に対して不備を来すという趣旨で作り直されるということなんでしょう。

○都市計画課長

今、田中新委員のおっしゃったとおりで、この都市計画基本図、先ほど言いました用途が入ったもの、一般的に白図で2500分の1とか500分の1とかそういった形での縮尺のものもございまして、そういったものがやはりいろいろな開発の関係、民間の方が宅地の造成するとかそういったものにも利用されますので、そういったものに關

しては、やはり最新の状況のものが必要という形になりますので、それで合わせた形でやっております。

○田中新委員

そうしますと、5年の間に一部修正等があった場合には、どなたの机の引き出しの中にその変更図面があって、それを要望に応えられる仕組みになっているんですか。

○都市計画課長

机の中に入ってというよりも都市計画図ですので、これは印刷をかけて市民課のほうでも販売させていただきますし、インターネットのほうでも掲示、ホームページのほうでも掲示させていただきます。

○田中新委員

そうしますと、その変更はリアルタイム処理で提示するような仕組みになってるんですか、今。

○都市計画課長

いえ、リアルタイムでは修正できません。ですから5年ごとでつくった図面を載せるという形になります。

○田中新委員

そうしますと、1年の中で変更ってございましてよね。その変更箇所を例えば私が窓口に行き知りたいですと。例えばA番地を知りたいという場合には、都市計画課長のところに行かないとわからない、もしくは担当の方でわかるんですか。

○都市計画課長

その番地とかそういったものは全く都市計画のほうには関係してこないものですから、住宅図とは違いますので、図面は5年ごとには変わりません。

部分修正ということはありません。全て変えるという形になりますので。

○田中新委員

5年間で部分修正はないんですか。

○都市計画課長

都市計画図のほうは変えませんが。

○田中新委員

地域変更もないんですか。

○都市計画課長

地域変更というのは、区域の変更ということですかね。区域変更という形になると、当然都市計画の変更という形になりますので、そういった中ではあるのかなというふうに思いますけども、ただ、そういった都市計画の変更がない限りは変えることはありません。

○田中新委員

それは地図上の話であって、現場レベルの地域の変更はありますよね、一部修正とか。それはないんですか、5年間どこも変わらないんですか。

○都市計画課長

田中新委員がおっしゃっている地域の変更というのがちょっと、用途地域のことでですか。用途地域の変更は、当然そういった形で、先ほども言いましたけど、都市計画の変更という形になりますので、都市計画の変更の手続きをもって行った段階で変えていくという形になります。

○田中新委員

そうしますと、その変更箇所を確認する場合は、現場の方が、例えば行政のほうに確認をしたいときは、どなたに確認したら最新リアルタイムの情報がわかるんですか。

○都市計画課長

都市計画の窓口に来ていただければ誰でもわかります。

○田中新委員

ということは、リアルタイム処理の状況が常時閲覧可能ということでもいいんですね。

○都市計画課長

先ほども言いましたけど、そういった形で都市計画のに基づいた変更があれば行いますが、そういったものがない限りはリアルタイムの変更はございません。

○田中新委員

わかりました。ありがとうございます。

それで、もう一つ伺いたいのは、先ほど航空写真を撮られるということなんですけど、これはあくまでも一ポジションの利用形態であって、知立市全ての所管が違うんですけど、用途の仕方でも違うと思うんですけど、知立市が今持ってみえ

ますいろんな知立市内の避難区域とかいろんな地域の地図があると思うんです。それをレイヤー的に処理していくような大きな全庁的な使用の形態というのは、この土木とはちょっと関係ないんですけど、トータル的に知立市全図をレイヤー的にいろんなものを積み重ねていってお互いに利用するというような仕組みというのは今のところは考えられないんでしょうかね。

○都市計画課長

今言われたのを例えば防災の関係とかそういった関係で、うちのデータが必要であればそれを活用することは可能だと思います。

また、今の土木の道路台帳や何かでも私どもの今のデータを利用した形で道路台帳はつくっている形になります。

○田中新委員

今の道路台帳は都市計画図とラップしてるんですか。ラップというのか、レイヤーで重ねて、それが一緒に同時に閲覧できるのか、あくまでも単体で見ざるを得ないのかということですか。

○都市計画課長

道路台帳は道路台帳としての単体の形になります。ですから、道路台帳というのは、やはり道路に対してのその幅だけにしか取っておりませんので、その全庁的なものが写るという形にはなっておりません。

○田中新委員

確かにいろんな意味で、知立市各種の地図を持ってみえると思うんですけど、やはり知立市の全ての情報を1つの入り口から展開していくような新しいシステムを今後つくっていくということは、行政のほうもそうなんですけど、住民の方も何を見たいかというポイントを決めれば、そこから発展的に地図を利用したいろんな仕組みを入手できるということになると思います。ぜひともセクションごとの必要なものを持たずに、ポイントを1つにまとめた地図の展開といいますか、1,500万円余の予算を使うわけですので、最有効利用のそういう仕組み、システム、一元化の管理というものをお願いをいたしまして私の質問を閉じさせて

いただきます。ありがとうございました。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

概要の122ページ、先ほども明石委員からも質問があったんですけども、雨水貯留浸透施設設置事業ですけれども、知立市、今先ほど土木課長からも説明がありましたけれども、特定都市河川に指定された地域があるということでこれを推進されるというお話ですけれども、新築のおうちがありますね。先ほどは1ヘクタールに600トンというようなお話があって、個々で新しく建てられるおうちにぜひともこういうものをというようなことで、そういう呼びかけというのはあるんでしょうか。

○土木課長

新築家屋に雨水貯留施設をとということなんですけど、そういった呼びかけということなんですけど、最近確認申請等市に出される方、民間の指定確認機関にいつてしまうもので、ほとんどないわけなんですけど、ただ、事前に建築に対する問い合わせ、そういったものはありますので、そういったところでお知らせはさせていただいておりますし、広報でも毎年、ちょっと何月か忘れちゃいましたけど、雨季の前にそういったのを出しておりますし、知立市のホームページにも出してお知らせしております。

○高木委員

建築業者も知立市にもたくさんありますので、おうちを建てられるときは建築業者の方はこのことを御存じなんですか。知立市にはこういう10万円の補助ができるよということは御存じなんですか。

○土木課長

建築業者が全員知ってるかどうかはちょっとわからないですけど、先ほど申し上げたようなお知らせ等はしております。

○高木委員

特定都市河川に指定された猿渡川というようなことがありましたけれども、建築業者の方たちに

もぜひとも推進していただくようにしていただけたら、本当に水に対する対策がいいかなというふうに個人的には考えますけども、その辺のところ、そうだなという意見はありますでしょうか。

○土木課長

建築業者、知立市内、市外含めてたくさんございます。どなたがどのぐらい周知されてるかというのはわからないですけど、知立市内で建築される方が私のほうの窓口に問い合わせにみえますので、そういったときには補助する要綱がございまして、こういったメニューがございましてよというのをお知らせしております。

○高木委員

よろしく願いいたします。

次に、124ページ、耐震改修等の事業についてですけれども、これで1つ、左の125ページが一番上に耐震化を進めるために市民が自分のことと自覚することが必要であると、啓発事業を毎年やっております。ことしは勉強会はどちらのほうを計画してみえるんでしょうか。

○建築課長

平成25年度は来迎寺にお願いして終わりました。平成26年度については中町と本町が残っていますので、これからお話もある程度していますけど、さらにお願ひに行きたいと思っております。

○高木委員

あとの町内は全て終わられたということで解釈してよろしいでしょうか。

○建築課長

全てということではなくて、耐震改修の促進計画書に基づいて重点的にやるべき地域が決められてございます。それを今まで年1個ぐらい、時には2つの地域やったこともあります。そこについて勉強会をローラー作戦を入れて年6回やって、それぞれ啓発活動をしてきたと、防災についても知っていただくということでやってきたということでございまして、あと残ってるところが本町と中町が計画書の中で残っているということでございます。

○高木委員

古い建物がまだ残って密集地ということで耐震のほうを進めていかなければならないという地域だと思えます。

この耐震改修支援（勉強会）の委託一式ということになっております。これは費用は具体的にどれぐらいになっているのでしょうか。

○建築課長

今現在ちょっと資料を持っていませんが、大体350万円程度だと記憶しております。しっかりした契約額が知りたいのであれば、後ほどまたお知らせします。

○高木委員

この勉強会改修支援の委託一式で350万円というのと、またどんなことをすると350万円になるのか、ちょっとその辺のところを説明してください。

○建築課長

年6回開催をしていきます。第1回目が建物についてどういうものかということを知っていただくということがあります。ちょっと待ってください。

○稲垣委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時57分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほどの都市計画基本図の中で、私の答弁で一部誤りがございましたので、ここで訂正させていただきます。

先ほど私、都市計画基本図は1万分の1という図面という形で御答弁させていただきましたが、都市計画基本図のベースは2500分の1のものを都市計画基本図というふうに言います。それをベースとして1万分の1の都計図を作成するという形でございますので、都市計画基本図のベースと言われるのは2500分の1の白図ということになります。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○建築課長

午前中は、ちょっと答弁に手間取りまして失礼しました。

耐震勉強会についての御質問をいただきました。今年度の予算は367万2,000円で昨年の平成25年度の実績の契約金額は325万5,000円でございます。

それと、勉強会での内容でございます。ローラ一作戦を入れて6回あります。

まず初めに、第1回でございますが、来迎寺を例に挙げてちょっとしゃべらせていただきます。これは7月に開催をしまして、通常土日で全て行っております。勉強会のテーマについては、地震に対する備えに関するビデオをまずは見ていただきます。これは愛知県が作成した防災対策のものでございます。これを見ていただきまして、あとは勉強会を開催する趣旨だとか目的、それから、町内会のまちの状況ですね、古い建物がどういふふうに配置されているかというものを話します。

それから第2回、これは、まち歩きと称しまして、グループに分かれましてそれぞれ市の職員がついて町内の方もついてそれぞれのまちを見て歩くと。どういうふうに見て歩くかということ、ブロック塀がどこにあるのかとか、自分が指定された避難所に行くときに、この道はいいのか悪いのか、迂回したほうがいいのかとか、そういうこともありまして、一度状況はこういうふうだよということころをほんとに歩いて見てもらうということでございます。

それに日にちを別としまして、住宅の耐震化に関するアンケート調査を町内会に頼みまして、全戸に配付していただきました。来迎寺の場合、190件の回答をいただきまして、そういうものを分析するということがあります。

第3回目は、地震に強いまちづくりにするために何をすべきかを考えるということで、まち歩きをしてもらった方々にそれぞれグループに分かれていただいて討議をしていただくと。アンケート結果も踏まえながら地震に強いまちに向けた方策、取り組みとは何があるかということをお話し合ってくださいということでございます。

それと、これも日にちを別にしまして、耐震ローラー作戦、これも地元の方と市と耐震診断員3人がそれぞれ各グループに分かれまして町内会を歩いてきます。昭和56年以前の建物を町内会の人に声をかけてもらって市から来たで聞いてくれやんというぐらいの話をしてもらって、市がそこで説明をしていくということで、雰囲気をつくって進めていくということでございます。そこで説明をして診断を受けたいということであれば、即そこで診断の申し込みをしていただくということでございます。

それと第4回は、これはバスで豊田市の防災学習センターへ研修に行きました。この中には風速30メートルの風の体験だとか、地震の体験、地震があつてからの部屋の中に物が飛散します。そういうときには歩けないからスリッパをはくとか、常に寝床のところはスリッパを置いておくといとか、そういう話を聞いたり、ビデオも見させてもらいました。

それから第5回、これは締めでございますが、これから地震に強いまちづくりの作戦を立てるということで、自分ができると、町内ができることそれぞれを討議していただくということでございます。具体的に各戸での対策といいますと、まずは自分の身を守ること、家族の安否確認をする手段の共通認識を持つということで、町内から出されたものについては耐震化の促進と、これは建築課がやってくれることとでございます。診断をして補強をしていきたいと思います。それから家具の固定、転倒防止対策、耐震ブレイカーの設置、火災用ですね、通電の火災対策とか、家族間の連絡の確認、いざ起きたときにはどうするんだということを話していただくということがあります。

それとあと、備蓄品の設置だとか常備薬の準備だとか、井戸水の確保と、そのような話も出ました。

地域でやれることは何があるのかということでございますが、具体的な取り組みで提案されたのが町内における避難路の確認とマップリストの作成ということ、安否札、隣組のような組織をつ

るといことも話に出ました。

それから、牛田、八橋、来迎寺の合同避難訓練はどうだろうかということも話が出ました。それから、避難訓練への積極的な参加ということでもあります。

以上のようなものを1年通して実施しているのが地震に強いまちづくり勉強会というものでございます。

以上です。

○高木委員

耐震改修支援ということでも今、お話を聞いていますと防災が主なんだということが思いますけれども、職員の方が参加されたというんですけども、もちろん防災のほうの職員の方も何人か出席されたということなんでしょうか。

○建築課長

主催は建築のほうでやっていますので、防災のほうも例えば一番最初のときですね、そういうときには出ていただくし、最終的なまとめで回答する必要があるときは防災のほうにも出ていただくということで、来迎寺の場合は2回出ていただきました。

○高木委員

お話を聞いていると、まとまった地域でとても意見も活発に出たように思います。

これで1つだけ質問なんですけれども、年齢的には土日を設定されたということなんですけれども、こういうことを開催されると、どうしても高齢者の方が主になってくるんですけども、その辺のところはどんな参加者だったんでしょうか。

○建築課長

やっぱり高木委員の御指摘のあったように、町内会のほうに人数を集めていただくということでございますので、区長の集めやすいとか、声のかけやすいということになりますと組長だとかその辺に話がいくと。組長からまた話があつて、若い人もなるべく出てほしいということは私のほうの気持ちにあります。

今回の場合、バスで豊田市へ行つたときには、小学生の方も2名ばかり参加していただきました

ので、もう少し人数があっても乗れたものですから、よかったかなと思いますけども、そういうふうにつながっていけばいいかなと私のほうは思っております。

○高木委員

この指定された地域だけで古い町並みのあるところということが今、勉強会の対象になっていると思いますけど、全市的にやっていただけたらありがたいなというふうに思います。

次に、134ページ、概要のほう、せんだっての質問もありましたけれども、ここで平成26年度の草刈公園と昭和6号公園ということでここに書かれておりますけども、金額はどのようになっているか、予算ですね、細かいのをお知らせください。

○都市計画課長

公園改修事業でございます。平成26年度の草刈公園のトイレの改修でございますが、これは1棟と園路の整備を行いまして、2,243万8,000円を予定させていただいております。

それと、もう一つ、昭和6号公園の防球ネットグラウンドの整備でございます。こちらのほうはスポーツ振興のtotoの助成金をいただきまして、事業費といたしましては2,807万9,000円の予定をさせていただいております。

以上です。

○高木委員

今のお話ですとユニバーサルデザイン用のトイレを建てかえますということなんですけれども、申しわけないです、このトイレのほうだけは幾らなんでしょうか。

○都市計画課長

ちょっとお時間いただきたいと思います。

○高木委員

高額な予算ということに思います。やはりこれ、同じ業者に依頼するわけではないと思いますけど、これは2つ業者違うんですね。

○都市計画課長

今、御質問はトイレと園路の整備を一緒に発注するかという御趣旨かと思いますが、トイレと園路整備合わせた形で発注は予定させていただいた

いと思っております。

○高木委員

トイレと園路の整備というのは同じ業者がやるということで、そんなふうに解釈をするんですか。

○都市計画課長

今現在予定しておりますトイレ、ユニットタイプの今年度、茶野ふれあい広場に設置いたしましたそういったタイプのものを想定しておりますので、製品化されたものを持ってきて設置するという形のものでございますので、一般の土木業者でも施工可能という形になりますので、今の予定といたしましては同一に発注したいと考えております。

○高木委員

なるべく分けてなのかなというふうに私、個人的には思っておりましたけれども、そうやってユニット型だったらそんなことができますよという今、お話でした。

茶野ふれあい広場と思うと今度のこのトイレは大きいような気がするんですけども、男女のほうは常時戸は開いてるといふ、戸はついてないといふことのふうですね、これは。

○都市計画課長

扉というものは設置はされるというふうに判断いたしておりますが、確かに現在の茶野の設置されているところは多目的のほうは扉はございますが、男子用ですかね、そちらのほうには、たしかトイレは扉は設置されていないような形にはなっておりますが、今ここで想定してる部分については、扉は設置されるというふうに解釈しております。

扉はないということで、目隠し程度になるといふことでございます。申しわけございません。

それと、先ほどの工事費の関係でございますが、今予定させていただいております2,200万円のうち、園路の工事費が約240万円程度でございますので、トイレのほうで約2,000万円ぐらいはかかるというふうに考えております。

○高木委員

トイレに関しましては、ユニバーサルデザインのトイレができるのはほんとにありがたいと思

います。

1つお願いがあるんですけども、まだこうやってできてるんですけども、ことし知立市の庁舎も女子トイレ等きれいになりました。しかしながら、果たして5階に上がられた車椅子の方が、トイレありますよと言っても今1人ではトイレ使えないんですね。幅が狭いんですね。

せっかくできるトイレなんですけれども、ユニバーサルデザインのところ1カ所もちろん、しかし、そのあとの男子用も女子用のトイレも少しユニバーサルデザインを加味していただくと出入りが楽なようにしていただくと、そういう方たちも使えるかなというような、それがユニバーサルデザインと思うんですけども、その辺のところはもう少し間口を広げるということはできますでしょうか。

○都市計画課長

一応今回もユニバーサルデザイン対応という形ですので、中で車椅子が回転できるような形のものにはなっております。

○高木委員

私の言いたかったのは、真ん中の多目的トイレは当然なんですけど、その両横にあるところの例えば扉を開けるのに車椅子の方は使用できないというようなことを、ユニバーサルデザイン、平成18年のときに知立市もつくっておられますので、ちょっと考えると、それを引き戸にすれば方法によっては車椅子の方でもこのトイレも使えるよというふうにしていただけるのがユニバーサルデザインだと私は思いますけど、その辺はどうですかということなんですけど。

○都市計画課長

今、高木委員のおっしゃられるのは全ての男子用とかそういうところも車椅子で対応できるようにするべきではないかという御質問かと思えます。

確かにそういう形で全て対応できればいいかもしれませんが、一応ユニバーサルデザインの中でもトイレ施設の中でそういった形で多目的にできるところを1カ所は設置するというところで、全てを対応するというところまでは考えてはおりま

せん。一施設のトイレの中で、そういった方が利用できる部分は確保はするべきだというふうには私どもも思っております。

○高木委員

新しくできましたセントレア空港のほうは、全員の方がユニバーサルデザインになってるんですね。知立市もこうやって新しいトイレをつくられるときは、ほんとにちょっと扉のつき方だけなんですよ。1つ考えていただけたらありがたいなというふうに思います。

続きまして、140ページ、概要です。バス停の環境整備事業なんですけれども、ここは具体的にはもう決まっているのでしょうか、この設置基準というか、バス停のベンチが置ける、置けないいろいろありますよということを書かれていますけれども、置けるまだ条件にあったところはありますか。

○まちづくり課長

高木委員の御質問ですけれども、平成26年度の予定はという質問でよろしいでしょうか。

平成26年度の予定につきましては、工事でやる埋め込み基礎のベンチが2カ所、こちらのほうはバスの2コース、4コース、5コースが通っております。市役所南で明治用水上部をという考えでございます。もう一カ所は、2コースのバスでの来迎寺町公民館のところを検討しております。

置き型のベンチだったんですけども、こちらのほうはそれぞれ3コースなんですけども、本林と谷田公園のところ、こちらのほうは道路上、適地がございません。民地のほうを予定しておりますので、御理解をいただけたらというのが条件でございます。

以上です。

○高木委員

設置できる場所に高齢者が多く、そして、皆さんがたくさん使われるところを優先的にということここでここに書かれています。私、きょうこれで1つお願いがあつてこれを言わせてもらうというか何とか環境整備を。市役所の乗り場、あれどう思われますか。便利だと思われますかね。高齢

者にとって、あそこで立っている。あと10メートルも行けば市役所の屋根がある。これ、どんなふうに今までずっと考えてみえるのか、まちづくり課長。

○まちづくり課長

バス停の位置とバスベンチの位置が離れている件、こういったことの御質問かと思えます。

バスベンチの位置につきましては、私どもは雨にぬれないところがいいんじゃないかという判断のもとで、ひさしのあるところのほうに奥まったところにやらせていただきました。

ちょっと離れているんですけども、バスが入ってくるとか、路線から見ますとバスの運転手にも目視できるという判断でございまして、そのように行っております。

もう一点、バス停のところに段がある点については認識しておりますけれども、その点については検討事項だと思っております。

以上です。

○高木委員

バス停のベンチからバスが見えるということですが、バスが見えたといって、時計もないですしね、走って行っても、そこに1段あるんですね。それがきょうみたいな雨の日はどうですかね、滑りやすいですかね。それは感じられたことはありませんか。

○まちづくり課長

現状は磁器タイルかと思ひまして、雨にぬれますと滑りやすいかと思ひますが、それなりの滑りにくくするような素材といったらいいんですか、表面等は加工してあるというふうには見えますけれども、高木委員おっしゃるとおり、雨にぬれますと滑りやすいかと思ひます。

また、御指摘のありましたけれども、1段あることについては私どもも危惧しているところがございます。

○高木委員

市長、バス停なんですけれども、もう少し庁舎寄りにしていただいて、屋根のあるところで待っていただくということを考えてはいただけません

でしょうか。

常時バスがとまっているわけではありません。ほんとに通過するだけなんです。ほんとに何メートルでしょうね、5メートル動かせば屋根があるというような気がするんですけども、どんなものでしょうか。

○林市長

位置は今の位置として検討した結果、今の位置になったかなと思っておりますので、それなりの根拠を持ってやっておりますので、今、高木委員のおっしゃられたことも検討課題の1つとして考えていきたいと思っております。

○高木委員

市長がどこかへ出かけられるときには公用車が屋根のあるところへ来ます。市長は傘なしで、さっと乗って行かれます。高齢者の方たち、傘を差してバスに乗りおくれなくてはならないと思ひて雨の中、傘を差して待ってみえます。

これが今おっしゃるような公共の建物のないところなら私は、それで仕方がない、皆さんも仕方がないと思ひれると思ひますけれども、市役所へ用事があって来られた市民の方が、雨がザーザー降っている、バスが来る、時間におくれれば2時間も待たなければならぬということ、雨の中を待ってみえる姿を見まして、私は市としてどうしてバス停が10メートル離れてはいけないのか。都市整備部長、どんなふうと思ひれるでしょうか。

○都市整備部長

その辺、どういう経過である位置になったのかというのちょっと私、十分は承知はしていませんので、一度御提案の部分については検討させていただきますと思ひます。

○高木委員

優しいまちになるために、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、概要の146ページ、一般質問でも質問が出ておりました西新地地区なんですけれども、地権者の方、ここにも書いてあります権利者ですね、26名の方、そして19名の方が調査のほうを参加されたということをお聞きしましたが、間

違いありませんでしょうか。

○まちづくり課長

26名というよりも数え方なんですけども、23件という形で、うち19名の方とお話しさせていただきました。

○高木委員

この話は平成20年当時にも出てということで計画も出てまして、その当時、市のほうの76億円ぐらいの計画が立って、市のほうの負担が約8億円というようなことが出ておりましたけれども、これでそのときに市の今の駐車場をどうするかということが出ておりましたような気がするんですけど、それはどうだったのでしょうか。

○まちづくり課長

平成22年度にまとめました再開計画の中には市の駐車場も入っております。開発自体の規模が大きかったことは認識しております。

○高木委員

具体的に市の駐車場は今度のこの開発というのに一度それは市の駐車場も含めてURのほうに設計というか、そういうのを委託されたというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○まちづくり課長

高木委員の申されたことで1つ確認をさせていただきたいんですけども、設計を委託というよりも再度の仕切り直しというふうに私ども考えております。平成22年度のものにつきましての開発計画は白紙としまして、改めまして地区内の権利者の皆さんの意向を確認しまして共同化に対する賛同はされる方はどれぐらいみえるかとか、また、その中でどういった規模のものが実現可能、こういったことを模索しているのが今年度の動きでございます。

○高木委員

1つだけ、市の駐車場はその計画の中に含まれるのか、それは別として残しておくのかというところ。

○まちづくり課長

私どもの今の考えでは、市の駐車場も含めまして約1ヘクタールの再開がその区域に対して一

番いいんじゃないかなというふうに今、思っております。

○高木委員

今のところ23件で19件の方がということだったんですけど、これは23件全ての方の同意というか、意見をお聞きしなければ進んでいけないというふうに解釈するのか、いやいや、人数が多いからどんどん進めていくんだよというのか、その辺の考えはいかがなものでしょうか。

○まちづくり課長

現段階で全員の同意というわけではないんですけども、まずは市としまして進めていくという方向で重ねて勉強会を続けていくという段取りでございます。

○高木委員

計画のほうは平成25年から平成26年ということで、今年度にでき上がるということなんですけれども、大体いつごろに私たちにもこんなふうになるんだよというか、こんなふうな計画ができましたというのか、いつぐらいの予定になっているのでしょうか。

○まちづくり課長

実計では2カ年というふうになっているんですけども、現計画というのか、平成26年度のどういうふうに考えているかということをお話したいと思います。

まず、地区の皆様とは取り組み目的と方針についての勉強会を重ねてきて、再開を想定しましたまちづくりの検討を行う意識目標を共有を明確化しまして、今あるまちづくり研究会を一步進めた形の組織づくりをこれが一番大事だと思っておりますので、そういったものを目指してやっていきます。

それとあわせて、実現可能な魅力ある計画づくり立案をしていきたいと思っております。やっぱり平成26年度末までにはかかると思っております。

あわせてまして、もう一つ、今度は市としての考え方なんですけども、まだ市全体の合意形成できておりませんので、市の全体的な理解をいただ

くためには市の駐車場の使い方、あるいは公共施設をどんなものにするかというようなものあわせて財政的なもの、こちらのほうの検討も平成26年度には行っていくと、こういうような計画しております。

○高木委員

市の中ではまだ合意形成ができてないよと今お話を、そうなんだということで、まちづくり研究会というのはものすごく広がったですね、地域的には。今度、西新地だけがまちづくり研究会になっていくのか、今までは新富の方たちも入ったような気がするので、それはまた新たにまちづくり委員会というのを地域を決めるのか、今まであったまちづくり研究会でまたこのところの部分を研究していくのか。

○まちづくり課長

今の御質問の中で、西新地におきましては西新地地区だけのまちづくり研究会でございまして、駅周全体と今後なってるかと思いました。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田滋彦委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、予算書の203の交通安全対策、この予算が1,700万円ありますが、内容を教えていただきたいと思います。

○土木課長

1,750万円ということで当初予算に計上させていただきます。

この中身といたしましては、主に外側線とかそういう道路の区画線の表示、それから道路反射鏡、道路防護柵、道路街路灯、道路びょう、自動発光びょう、通学路標識、こういったようなものを予定しております。

○池田滋彦委員

そういうふうに予算取られたということは、概要のほうには主に道路維持管理、区画線とかって載せてある事業がありますけども、それはそれでまた別という考えですか。ということは、二本立て道路維持管理、交通安全のために予算を取ると

いう、そういう載せ方をしてるということでしょうか。

予算の概要の116ページには幹線道路の路面改修とか、その次のページも中央通り道路改良事業って載ってますけど、それとはまた別に細かい部分が交通安全のための事業がこの1,700万円というふうにして二本立てで載せられたわけですか。

○土木課長

この交通安全対策事業につきましては、区画線とか道路反射鏡とかこういったもの単体で設置する交通安全対策です。

概要のほうにいろいろ書いてあるかと思いますが、これはその事業を施工したときに復旧ですとか、その事業に伴って付随するそういったものと一緒に整備するという内容でございます。

○池田滋彦委員

どういうふうに理解すればいいですか。ですから概要に載せてあるこの事業は単体事業でこれだけの大きな改良工事をする、これはこれでやる。交通安全対策は細かい要望があったりとか何とかという町内からのいろんな要望があると思いますが、それに対応するための交通安全対策事業というふうに分けて考えればいいわけですか。それを聞きたかったんです。

○土木課長

予算の概要の116、117ページに幹線市道の路面緊急改良事業ということでうたっております。これにつきましては、道路の舗装面の亀裂とか波状になっているそういった部分の舗装の補修をする。それに付随して区画線や何かと一緒に消えちゃうものですから、そういったのも一緒に復旧していく。これはメンが道路の補修がメンになっております。

交通安全対策事業というのは、地元要望も一緒に含まれてはおりますけど、交通安全対策として交差点の視界が悪いとか、主要な道路で暗いとか、工事はやってないけど交通量が多くて区画線が消えてしまったとか、この交通安全対策に見合った単体で交通安全対策事業を行っていかうという、そういったものでございます。

○池田滋彦委員

私が言いたいのは、こうやって概要に載せた事業は、これはこの舗装事業でわかりますけども、ここに交通安全対策事業として1,700万円も予算を載せるのであれば、同じように概要へもう少し詳しく載せてたほうがわかりやすかったんじゃないですかということをお願いしたかった。

なぜかという、同じような交通対策ですよ、舗装も同じですからね。ですけど、こっちは概要に載せてるけど、こっちは概要に載せないで、ただ交通安全対策事業1,700万円載せただけで、どこから見ても何やるのか全然わからないわけですよ。同じような事業ですけど中身がわからないので、もう少し明確にしたほうがよかったんじゃないかということをお願いしたかったんですが、いかがです。

○土木課長

以前は交通安全対策事業ということで載せておりました。土木課所管の事業はすごく細かくて、たくさんあるものですから、全てを予算の概要に載せるということになるとすごく膨大なページ数になってしまいますし、企画政策のほうから一応この予算の概要についてはこの程度のこういったものを載せてください、この程度載せてくださいというそういったある程度集約して載せるというふうに企画政策のほうから聞いておりますので、全てを載せるのではなくて主な事業、ちょっと皆さんに特に知ってほしい事業、ほんとは全て知ってほしいんですけど、その中でも特色ある事業を載せるということで、以前に交通安全対策事業につきましては二、三回載せた覚えがございます。

○池田滋彦委員

言われることはわからなくてもないですが、1,700万円の予算取るのであれば、その下に項目というふうに主なものを少し載せて、こういうことをやるんだよって書いていただいたほうが親切だと思うんですけども。

今言われるように、主なものだけ大きなものだけは概要に載せてくださいというのであれば、それはそれでこの1,700万円の中の主のものだけで

もいいから明記したほうが、こういうふうにされると、こっちは何に使うんだって全然わからないわけですから、そういうふうにしたほうがよかったんじゃないかと私は思いますけども、副市長、いかがですか。私の言ってること違いますかね。

○清水副市長

今、池田滋彦委員御指摘の点、それぞれの予算ができるだけわかりやすく表記されているのが大事なことかなというふうに思いますが、この予算説明書のほうは、1つのルールの中で目的別にそれぞれ整理をさせていただいておりますので、この中から特に抜き出して、例えば臨時的な事業ですとか、そういったものをこの予算の概要という中で説明をさせていただいているということでございます。

ですから、決して交通安全対策事業そのものをおろそかにして軽く見て載せてないという話ではなくて、どちらかというとならぬに毎年同じような予算をあげさせていただいて、いつでもそういう御要望に対応したり、そういう緊急な部分をやったりとかいう性格も強い交通安全対策工事費ということでございますので、その点、今回幹線道路をあげさせていただいたのは、常にこういうものをどんどんやっていくということではなくて、比較的知立市としても道路整備の大きな事業だというふうに理解をしておりますので、それを今回は概要のほうに掲載をさせていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、今、御質問者の御趣旨、十分理解をしております。できるだけわかりやすい表現、概要のほうもそのようにまとめるように今後注意をしていきたいと思っております。

○池田滋彦委員

予算的には幹線市道の路面緊急改良事業が2,000万円、交通安全が1,700万円ですから大差ないわけですので、もう少しわかるようにしていただいたほうがよかったんじゃないかなと思いましたが、今後のためにぜひ考えていただきたいと思っております。

それから、もう一点、先ほど都市計画図の図面

の件で2人の委員から質問ありましたけども、都市計画のあの図面は5年で毎回更新されるという話でしたが、あれの使用目的の見直しは、私はたしか同じように5年で変わるというふうに記憶をしているんですが、そこら辺はいかがですか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○都市計画課長

御質問の使用目的というのがわかりませんが、都市計画基礎調査というものを先ほどもありましたけども、これは都市計画法でうたわれている基礎調査でございます。これは平成26年度も予算計上させていただいておりますけども、宅地開発等のある程度の調査をする。その前の昨年度は土地利用の調査をしている。あとそれと、土地の人口ですとかそういったものを都市計画基礎調査というものを5年ごとのサイクルで行っております。そういったものが全ての愛知県下の都市計画で一覧表をつくりまして、開発とかそういったものにその地域の都市計画の状況の基礎となるものをつくるんですけども、それに合わせた形でこの都市計画基本図の更新というものも基礎調査の中の5年間で合わせた形で最新のものをつくるという形で5年というふうにさせていただいております。

○池田滋彦委員

私の質問の仕方が悪かったかもしれないけど、この都市計画の中身の目的の見直しが5年じゃなかったんですかということを知ったかっただけなんですけども。

○都市計画課長

用途の見直しということですか。用途の見直しに関しては、昔はそういった形で決まっていたということですが、今は随時用途変更が行われた場合は変更していくという形になります。

○池田滋彦委員

用途の目的、その変更については、たしか県の権限だったと思いますが、それは今も変わっていないんですか。

○都市計画課長

平成24年から市決定に変わっております。

○池田滋彦委員

ではお伺いしますが、その市決定、市町村に任されるということになると、例えば農用地、改良事業を行うための事業目的にあわせて市がその用地の変更は直接市で判断でできるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○都市計画課長

市決定という形ではなっておりますけども、やはり県の照会をかけた形の中で進めていく形になると思います。

○池田滋彦委員

ほんとにそれでよろしいですか。私が聞いたかったのは、県の権限じゃなくて市町村でやれる、市で独自に例えば農地変更だとか何かというのは全部できるというふうに解釈するんですけど、そういうふうに解釈はできないんですか。

○都市整備部長

用途の設定につきましては、一昨年から市決定ということで、市の決定行為、市の都市計画審議会を経て最終決定することができるということですが、ただ、これは都市計画というのは一定の方向性を定める基準というのは各市が根本的に違うような方向性の中では保たれないということで、一定の私どもも県がこれまでつくってきた方向、方針、それをもとに用途の設定を変更なり新たに設定をしていくということが必要かと思っておりますので、確かにそういった権限は市町村には与えられたわけなんですけども、市の全く独自の考え方でいけるかということ、それは周りとのバランスも含めて対応していかなきゃいけないわけですので、そういう意味では独自という部分の中でもバランスを保つという考え方が必要かなと。

特に今、用途についてもほかの都市計画についてもそうなんですけども、市の都市計画のもとには都市計画マスタープランに位置づけられておりますので、用途を変更する場合でも都市計画マスタープランに位置づけられた土地利用計画の中にまずベースを置いて、そこにもたれて用途を見直すのであれば変えていくということになりますので、市の方向性については、まずは都市計画マスター

プランを根本的に見直していかないと大きな用途変更は不可能なのかなと。

ただ、局部的なところについては、その都市計画マスタープランにもたれて局部的に変えたほうがいいのではないかというのは、またそれは別の議論の中で随時やっていけばいいかなと思いますけど、大きな見直しは、やはり都市計画マスタープランという変更のサイクルの中でやっていくしかないのかなという、そんなふうに考えています。

○池田滋彦委員

細かいことはできるけど大きくなるとやはりマスタープランに基づいてという話ですが、それに含めてもバランスという考え方というのは、どういう形をもってバランスという、例えば周りの市町村とあわせるためのバランスなのか、市の考えとしての全体のバランスを見て決めるということなのか、そのバランスという意味を教えてください。

○都市整備部長

例えば用途の設定については、あくまでこれは多用途が混在しないというそういった方向性の中で用途を定めておりますので、著しく用途が違う地域を隣り合わせにするとかそういったことはなるべく避けるために、例えば中間に中間的な用途を張りつける形ですね、そういった一定のルールというのを定めた中で用途設定をしているわけです。

したがって、地域の方が自分たちがここがこれでいいからといってそういうだけでは用途の目的というのが達成できませんので、そういうルールの中で一定の見直し、設定というのをしていかなざるを得ないのかなと思ってます。

○池田滋彦委員

今、説明を受けた中で考えられるのは、これで5次が終わって6次の総合計画があります。これがマスタープランにまるきり載るわけですけども、その上で考えていく用途としては、これは絶対な重要な項目だと思いますけども、その上での考え方として、今度、市が何か大きなものをやろうとしたときには、このマスタープランに載らなけれ

ば絶対できないという、絶対にはできないわけですか。それとも融通的に途中でも考えていく、そういうことができるのかどうかというのはどうなんでしょうか。

○都市整備部長

都市計画マスタープランの上位計画は、あくまで市の総合計画でございますので、まず今回、第6次の総合計画のまとめ方というのがどんな方向になるのかというところもあるわけでございまして、個別の事業までうたい込むのか、個別の土地利用を具体的にうたい込むのか、現在の5次ではある程度土地利用計画というのが示されておまして、それをベースにマスタープランもつくられております。

したがって、同じような形態でもし土地利用についても第6次の総合計画の中で一定の方向が示されれば、それに付随した都市計画マスタープラン修正が必要であれば修正をせざるを得ないと思います。

したがって、あくまで都市計画マスタープランは都市計画法の中で市町村が定めなければならないことになっておりますので、都市計画の知立市の方向性を示すものでございますので、これに逸脱するような都市計画というのは、これは絶対に認められないことになっておりますので、やはり大きな都市計画の案件についてはマスタープランの中との整合が必要だと思っております。

○池田滋彦委員

何となくわかりました。もう少し勉強させてもらいたいと思いますけども、都市計画法があるということですので、それとマスタープランを含めて今後考えをもっていかないと都市計画というのはならないし、用途変更もできない、そういうふうに考えればいいということですよ。わかりました。

なぜそれをお聞きしたかという、総合運動公園、市が単独で用途変更できるんでしたら場所を設定して進めていくことは可能って私は考えたものですからそこまで聞いたんですが、これは第6次のマスタープランにも全部のっていかないと進

まない話ですので、これはぜひともまた時間をみて訴えていきたいと思えます。ありがとうございます。

あと一つだけ教えてください。大変細かいことで申しわけないんですが、概要の114ページ、道路維持管理事業というのがあります。予算が20万円という少額と言っては申しわけないんですが、この事業は、ことしで確か4年目を迎えると思えますけども、いつから始まったのは教えてください。

○土木課長

平成21年4月1日です。

○池田滋彦委員

平成21年ということは、もう5年近くなるということですが、今現在の実績の状況を教えてくださいたいと思えます。

○土木課長

現在、道路愛護会としては2団体でございます。

○池田滋彦委員

やってるのは2団体、全市の中で2団体ということですか。ちょっと少なくありませんというか、それとも手を挙げる団体がないということでしょうか。

○土木課長

毎年7月の区長会でお願いをさせていただいております。5名以上で100メートル以上、道路植栽のある道路について皆さんでお世話していただける団体がありましたら一定の助成をいたしますということで紹介させていただいておりますが、この2団体以外の応募が現在のところございません。

○池田滋彦委員

その2団体しかないという現状を考えると、5年たちましたよね。5年たってもこの事業が2団体しかやっていただけないということになると、私は余り効果ない事業であって、今後進めていくべきなのか、それとも再考するときじゃないかと考えますけど、当局はどのようにお考えですか。

○土木課長

この道路愛護会といたしましては、この事業の

目的にもございますけど、道路環境の美化保全というのを住民が自発的に行っていただくということで、今の2団体が火種になって道路愛護の意識高揚が図られればよいなということで、これは続けていきたいということで考えております。

しかし、毎年投げかけてもなかなかこれ以上の応募が出てこないというのがございます。何とかこの目的からすればこれは消したくない話ですけど、応募がないということで、ちょっとその辺どういうふうにすればもう少し活発になるのかというのは苦慮しているところでございます。

○池田滋彦委員

宣伝するにしても、これはやっていただく事業ですので、宣伝とか何とかという問題ではなくて、やはり区長を通じてお願いする、各種団体に対してもこういうことをお願いするという、そういうたぐいのものだと思いますが、5年たってまだ2団体しかやっていただけない。その範囲も100メートルしかという話でしたら、ほとんど動いておるのを見えないような感じですよ。私はそういうふうにとるんですが、続けていくという形を考えるのであれば、もう少し何か手を打たないと自然消滅する可能性もあり得る話ですので、その対策的なものというのは全く考えられないんですか。

○土木課長

いい対策があれば御提案いただければありがたいんですけど、ほんとは以前3団体あったんですけど、1団体減ったという中身がございまして。なぜ減ったかというのは、やっぱり高齢化ということで動くことがなかなか難しくなった。最初は若いときはボランティアでやれるという話だったんですけど、だんだん年齢が上がることに、2年ぐらいやっていただいたですかね。高齢者も多かったものですから断念されたということなんですけど、今、活動している団体、2団体ですけど、これは月に二、三回やっていただいております。年間ではかなり活動していただいております。草取りですとか、清掃ですとか、樹木の剪定までやっていただいている、そういったところからすると道路を大事にしているんだなというの

がすごく訴えられているという状況があります。そういったことから、これは消したくないなという、それともう少しこれは皆さんにできるだけ応募していただくのがいいのかなという、他市ではオーナー制というのもあったんですけど、そういったことも検討しながらいろいろ考えたんですけど、オーナー制もいろいろ問題がありますし、非常にこれをもう少し盛り上げていくにはどうしたらいいのかなというのがちょっと非常に今、悩んでいるところでございます。

○池田滋彦委員

一生懸命やっていたら、確かにその周りだけはきれいになると思います。でしたらできれば例えば町内の中で10人なら10人ぐらいの人数でやっていただくようなグループ的な発想でお願いするとかという、ここを何とかお願いできませんかというので区長を通して頼むことも1つの案かもしれませんが、いずれにしても、その2団体だけが頑張ってもこの事業はそれで成り立ってますとは言えませんよね。ですから、せめて全市の中で、もう少し10団体ぐらいあるならばらしい事業だなと思いますけども、これは私としてはもう一度考え直す必要があるんじゃないかと思いますが、建設部長、いかがですか。

○建設部長

池田滋彦委員の言われる事業として今2団体でこの事業がどうなんだという部分はございます。

ただ、やはりこの主の考え方、今ほかの事業でもいろいろ同じようなことが言われているわけなんですけど、やっぱり地元の方たちが公共施設を大切にしてもらって、そういった気持ちの中でこういったことが広がっていくことが一番いいかと思えます。

今この2団体がやっていたところ、大変私どもも助かってるし、市のほかの方たちから見てもいい活動をされているなど。ですので、今2団体ではあるんですけど、この事業に限らず市のあらゆる事業も地元の方たちが参加していただくということの中では、この部分を2団体だからやめていくとかというところでは今は私どもは

考えてなくて、私どもの活動は足りない部分はあるかもしれないですけど、こういった考え方はより進めていくような、もう少し補助を出せばというところもあるんでしょうが、補助を出したらまた別の意味で皆さん方の気持ちを大切にするという部分から少し外れるような考え方も出てしまうものですから、2団体ではございますけど、この事業は大変意義のある事業ということで今後もPRをしながら進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時09分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田滋彦委員

この事業をやってくれてる2団体、まち部じゃなく来迎寺と八ツ田だったと思いますが、ぜひとも町なかでも広めていただきたいなと私は思います。場所的にいうと図書館の前の遊歩道、あの立派な散歩みち、あの近辺もできればこういう団体に管理していただければ常にきれいな散歩みちができるんじゃないかと思えますので、ぜひともそこら辺は地元の方をお願いして、継続するならそういうところで声をかけていくのが1つだと思いますし、それでないとなかなかやってもらえないと思えますので、そういう考えで一度進めていただきたいなと思えますが、最後に建設部長、もう一回お願いします。

○建設部長

池田滋彦委員の言われるその場所でやっていただくことは、よりみんなが目につくところで、より知立市のイメージもよくなる部分だというふうに私も思います。

そうした意味で、できる範囲ですが呼びかけていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○池田滋彦委員

最後に、この件だけ市長のお考えをお聞きしたいと思います。

これ、たしか市長が進めた事業だったというように考えますが、今現状と今までのやりとりを聞いて、市長から一言お願いします。

○林市長

この事業は、公園愛護会は公園を自主的に自分たちの庭のように公園を愛してくださっている方々がかわいがっていただいております。その道路版ということで道路愛護会というのでできております。これも自主的に草を取ったり花を植えたりとか、自分たちの庭のように道路をかわいがっていただいているわけでありまして、こうした活動がどんどんと広がっていくことがいいことでありまして、私も区長会等々いろんな機会を通じて、この道路愛護会こういうことをやってますのでということを紹介とかさせていただきながら呼びかけておるわけでありまして、どんどんこの活動が広がっていくようにこれからも努めてまいりたいと思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

平成26年度の予算書を見させていただいて、国庫支出金を使って市営住宅改修事業だとか、あるいは耐震改修等事業を上手にやってみえるなどというふうで一応感心させていただいたところであります。

それで、議案説明のときにも配付されましたこの知立市土木工事施工箇所表というのを見せていただいて、認定率一覧表をというのを見まして、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度と。平成23年度、平成24年度は69%、ほぼ70%に近い認定率だと。平成25年度とか来年度の平成26年度かなり落ちてここが横ばいになっておるということでありますけれども、ここら辺、どんなようなふうにお考えでしょう。

○土木課長

平成23年度、平成24年度につきましては7割程

度の認定箇所数です。平成25年度に認定数は落ちましたけど箇所数はそれほど落ちてないという状況でございます。平成26年度につきましては、箇所数も若干落ちてはおりますけど認定率は変動はないということです。

ほぼ今まで7割程度を目標にしておったわけですけど、今回若干落ちてはおるんですけど、要望の中身を見ても、最近公共性の低い個別的なそういった内容の要望も多くなってきているというような状況があります。そういったことからすると、通常の要望として拾える中身からすると7割程度で通常の採択率になっているのかなという状況がうかがわれるということと、この要望から落ちた中身につきましても、今までもそうなんですけど、枠でこの予算をいただいておりますので、請負差金等やった中で要望から落ちた中でも緊急性とか優先性のある重要だと思われる残ったやつの中でもそういったと思われる中身につきましては、再度区長と協議しながら執行しているというような状況でございます。

○久田委員

今、お話の中で、枠の中で予算をもらっておるということですが、例えば平成25年度だけ平成26年度、この認定された工事金額ですね、例えば平成25年度なら101件ですか、認定数が。平成26年度は86件ですけど、ここら辺の工事費というかね、これだけ認定したものを実際工事やっていくとどのぐらいの予算を使って消化していくか、そこら辺がわかったら教えてください。

○土木課長

予算書の203ページの03道路維持補修事業、ここに道路維持修繕工事費ということで9,500万円があがっております。この部分につきましては、道路に関しては、その要望に対する工事費でございます。

○久田委員

道路はこの金額を使っておるということでもいいだね。そうすると、例えば平成25年度と平成26年度どのぐらい変わっておるか、そこら辺ちょっと教えてください。

○土木課長

平成25年度と平成26年度に関しましては9,500万円で変わっておりません。

○久田委員

次に、この予算の概要のほうに移りまして、特に先ほども高木委員のほうから公園のトイレの関係のユニバーサルデザインとかそういう話がありましたので、私のほうは136ページの公園施設長寿命化対策事業ということで、平成26年度において草刈公園、天神公園、新地公園もろもろここについてこの公園のリニューアルの中身ね、どのようなことをやっていくか、そこら辺を具体的にお教えしたいと思います。

○都市計画課長

公園長寿命化対策事業でございますが、これは平成22年度に長寿命化計画を策定させていただきました遊具、施設等のリニューアルを図ることによってその施設の延命、寿命を延ばすという形で、それに伴ってライフサイクルコストを下げた経費の削減につなげるという、そういった事業でございます。

平成26年度であげさせていただきました、この8公園、14基の内容でございます。草刈公園遊具2基、これはブランコと複合遊具のリニューアルでございます。天神公園遊具1基、これは複合遊具でございます。新池公園遊具3基、これは滑り台、ブランコ、ハンドバーでございます。御手洗公園遊具4基、ブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジムでございます。東新切公園遊具1基、ロッククライマーでございます。跡落公園遊具1基、これは複合遊具でございます。西ノ割公園遊具1基、これはロープウェイでございます。俗に言うターザンロープでございます。鳥居公園、こちらのほうは複合遊具ということで既設の遊具をこういったものに変えていくということでございます。

○久田委員

大体秋ぐらいまでには全部工事が完了するでしょうか、そこら辺はどうでしょう。

○都市計画課長

なるべく早期に発注した形の中で、秋ないし年内には何とか進めていきたいというふうに考えております。

○久田委員

それで最近、新林でも立野公園だとか茶野ふれあい広場だとか東新切公園だったかな、いろいろ公園があるんですけど、利用率が非常に高く、結構最近、高齢者の方もおみえになって、仙台のほうでは健康遊具というそういうものがついておるんだけど、そこら辺を子供だけじゃなくて、高齢化社会ということで高齢の方も結構公園におみえになるということで健康遊具、そこら辺を考えておることだとか、これから考えていこうとか、そういうようなことはどのようにお考えになってみえるか、そこら辺、お聞きしたいと思うんです。

○都市計画課長

健康遊具についてでございます。これは、前回からもいろいろ御意見をいただいております。現在、知立市内5公園13基の健康遊具が設置されております。平成24年度には昭和2号公園に2基設置させていただいております、平成25年度はゼロでございます。

それで今回、平成26年度にあげさせていただいているものについても、今のところ健康遊具という形ではなく、今現在ある子供が利用できるようなもののリニューアルという形にさせていただいております。

ただし、これに関しては、やはり地元との調整、地元の要望があればそういったものにも変えていくことは可能かと考えておりますが、現在のところでは、今そこまでの調整はまだとれておりませんので、今後検討はさせていただきます。

○久田委員

そうすると、まだ平成26年度については発注してないから地元の調整がつけば平成26年度、ことし年内ぐらいまでには遊具のリニューアルをやっていこうということで、間に合うかもしれないというふうで御相談には乗っていただけるというふうの理解でよろしいですか。

○都市計画課長

今後、調整させていただきたいと思います。

○久田委員

地域のほうからそういう要望があったときには、しっかり御相談に乗っていただいて、もちろん子供にも喜んでもらう、高齢の方にも喜んでもらうということで、皆さんに楽しんで使えるような公園、そんなことを目指していただきたいと、こんなふうに思います。

それから、もう一点ですけれども、12月の委員会でもちょっとお話しさせていただいたんですけど、新林に茶野ふれあい広場という公園がありまして、牛西のほうからの入り口はありますが、北林の北口のほうの入り口がほしいということで、そこら辺は研究していただいて、何とか平成26年度の予算のほうで対応していただけるような非常に期待が持てるような答弁でしたけど、そこら辺はどのようになっておるか、今の経過、そして今後の予定をお教えられると思います。

○都市計画課長

茶野ふれあい広場の北側からの進入路の件でございます。昨年度から区長を初めとしていろいろお話をいただきまして、実際用地のほうも寄附はしていただけるのではないかとこのところまでの話できておりました。

それで、その後、おおむね大丈夫というような区長のほうはことをお話をお伺いしましたので、今後当初予算では正直言って今回その分、計上されておきませんので、そこに伴うものに関しては、今年度補正の中で対応できるか一遍、財政部局と調査しまして進めていきたいというふうに考えております。

○久田委員

何とか、当初予算には載っていないんですけど、平成26年度の何月補正になるかわからないけども、地主のほうは救済もしていいというしっかり担保いただいておりますので、そこら辺、また使い勝手のいい公園をつくっていただくようお願いしたいと思うことと、当局のほうも地元の要請を受けてしっかりお願いしたいと、そういうふうでよ

ろしくお願いします。

最後に、もう一点だけですけども、いろいろと国庫支出金とか苦勞をして財源のほうも確保しておられるということで、この公園改修事業の134ページ、先ほどもお話がありましたけども、スポーツ振興くじ地域スポーツ施設整備助成金、多分totoのことで、それでこれは今年度は昭和6号公園の防球ネットか何かそういうものに充てていく助成金だと思うんですが、このtotoというのは今までやってきたと思うんですが、その御林公園もやったのかな、これで。この助成制度というのはあとどのぐらい続くのか、そこら辺どうでしょう。

○都市計画課長

totoのスポーツ振興くじの助成金でございますが、対象となるのが地域のスポーツ施設と地域のスポーツクラブの活動、そういった地域に対しての支援助成事業でございます。

今回、私ども平成25年度、御林公園、平成26年度は昭和6号公園という形の中で、このtotoのスポーツくじで何とか対応させていただくという形で進めておりますが、実際にtotoのスポーツ振興くじ、本来は公園の広場にいただける助成金ではございません。やはりグラウンド、あくまでも運動施設というのが1つの条件でございます。

ただし、今回知立市の場合であれだけの割と公園としては広い広場という形の中で、利用目的としても球技ができる貸し出し公園、そういう位置づけをとらせていただいておりますので、そういった中で、このtotoの助成金の補助対象としていただいております。

ですから、今後のことですけども、totoの助成をいただいてやれる施設があるかと言いますと、今、知立市内で運動広場貸し出し公園として使用しているのは草刈公園、御林公園、昭和6号公園、この3公園でございます。ですから、全てこれで一応防球ネットに関しては設置という形になりますので、平成26年度以降につきましては、このtotoの助成に該当するような施設はちょっとないのかなというふうに考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

お願いします。

土木費ということですが、今、道路のことがさまざま議論になりましたけれども、現在の道路パトロールというものは実施をされているかどうか、その辺はどうでしょう。

○土木課長

道路パトロールにつきましては、公園パトロールと一緒にございまして、1週間のうち5日間、半日それを4地区に分けて1日一部ずつという形でやっております。

○佐藤委員

そうすると、公園と道路を交互にやっているとありますが、道路パトロールをやられて道路のふぐあいだとか陥没してるだとか、さまざまな通常じゃない状態があった場合は、どんな対応をなされますか。

○土木課長

記録して戻ってくる内容と簡単にレミファルトを即対応できるところについては、そういった材料で道路を埋めたりしております。

○佐藤委員

今、区長申請等から出されたものは、久田委員との議論があったとおり、そうした形で対応されてるということはわかりました。

それで1つお願いがありますけれども、知立団地の児童センターがございまして、真ん中にマルスというのがあってね、そこから北側といいますか、児童センターからすぐ外周道路に向かっていく道路のところの縁石が木の根っこに押し上げられて1メートル50センチぐらい持ち上がって、かなり傾いているという状況、ほんとは窓口でやればよかったわけですが、そんな状況で、いい機会だと思って、ぜひ現地を見ていただいて対応していただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○土木課長

団地の中の市道につきまして、歩道が2メー

ル50センチあるわけですが、その部分やはり前から悪いところがありまして、区長からも要望をいただいております。順次直してきておるんですけど、やっぱり木も生きてるもので、直したところもまた部分的に補修しているものですから、補修した以外のところがまた盛り上がるかそういうところがあるものですから、もしそういうのがあれば連絡していただければ、即何らかの対応をするのと、工事費的に要るようであれば次年度予算とか、ほかのやりくりやっつけやればやりたいということを考えております。1回現場は見させていただきます。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、予算書の203ページですが、ここで道路新設改良ということで牛田町山屋敷2号線道路改良事業というものがございまして、6,000万円ほどの予算計上になってますけれども、これについて御説明をください。

○土木課長

牛田町山屋敷2号線につきましては、まず今年度、中学校のグラウンドの中に周辺を排水路と道路が回っているということで、周辺の道路を排水路を埋めて道路拡幅しようというものですけど、その前段として排水路を埋めるに当たって、その中学校のグラウンドの中にバイパス排水路を設ける工事を今年度やっております。

来年度につきまして、外周の排水路の水が回らないということになったものですから、平成26年度につきましては外周道路の整備ということで現在120メートル、駅移設に支障のないところまで実施するという計画をしております。

○佐藤委員

そうすると、本来でいくとこれが3カ年で外周道路を基本的に6メートルの道路、それと歩道をつけるということでありましたけれども、これは120メートルということになりますと、今現在竜北中学校の中を抜きまして、それから西門のところはかなりきれいに歩道みたいな形で整備をされましたけれども、その地点から線路側に向かって

120メートルという意味でしょうか。どの部分を整備をやられるんですか。

○土木課長

そのとおりでございます。ことし終わったところから線路に向かって120メートル程度ということでございます。

○佐藤委員

そうすると、平成26年度でそこから線路のほうに向かって120メートルのところを整備すると。中身は6メートルと歩道ということになりますが、どうなりますでしょうか。

○土木課長

中身につきましては、水路の部分を暗渠化にしまして、その部分に3.5メートルの歩道を設置し、現道と並行に改良していくというものでございます。今の宅地のある部分については車道部は6メートルになります。

○佐藤委員

そうした形で100メートルと。新駅がくるので、それ以上は整備ができないんだろうというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

○土木課長

現在のところ、新駅がきても支障がないだろうというところまで施工して、あとは新駅の計画に沿って進めていくことになろうかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、実施計画を見ますと、平成26年度並びに平成25年度も予算が平成26年度、平成27年度つくかどうかいろいろあるけれども、実施計画のほうにはそうした形で載ってるので、今年度は120メートルですけれども、可能な限り新駅に影響しない範囲の中で道路整備を今言ったような形で進めるということですかね、このところでは。

それとあわせて管路化全体をやらないと暗渠化するといってもその機能としてはどうなのかなということはあると思いますが、それから西門のところから山屋敷川に今現在も排水路がありますけれども、あの整備は山町の区画整理との関係もあるかと思えますけれども、これはどういった形で整備がされていくのでしょうか。

○土木課長

山屋敷の排水路につきましては、山の区画整理事業の絡みもありますので、その区域を除いた下流の部分が未整備な排水路になっておりますので、この207ページの予算にもあがっておるわけですが、山屋敷排水路の改修事業ということで平成26年度調査委託と用地の購入のほうを現在より若干広がっていきますので、用地のほうも買収していきたいなという、それは山町の区画整理を除いたところでございます。

用地につきましては、山町の区画整理の区域につきましては市有地がありますので、市有地を活用した中でやっていきますので、用地につきましては確保はできておりますけど、平成26年度につきましてはそれより下流の山屋敷川までの用地の買収を進めていきたいと思えます。

○佐藤委員

それで、話が逆戻りするようで大変恐縮ですが、新駅がくる可能などころまで道路を整備すると。平成26年度については120メートルということになりますけれども、残りは概算で結構ですので、どのぐらいのところまで120メートル除いて整備をされていくのでしょうか。

新駅がくるということで、全体としては後回しになるんだけど、可能などころまで整備を先ほど進めるということを言われて、平成26年度は120メートルまでやられると言われたもんだから、平成26年度以降について120メートルにプラスどのぐらいで整備がされて、どの辺まで道路が整備されていくのかなということなんです。

○土木課長

全体では280メートルだったと思います。120メートルやると、あと残りが160メートルになるかと思えます。ことし一部20メートルぐらいやっておりますので、ほぼ半分140メートルぐらいですかね、そのぐらいが残っていくんじゃないかなというふうに思っております。

○佐藤委員

全体としては新駅がくるということで、そういうふうな形になりますけれども、目に見える形で

そうしたところが整備されていくなということがわかりました。よろしくをお願いします。

それと、もう一つは、008の牛田町2号線道路改良事業と、これについて御説明もありましたけれども、平成25年度ではたしか測量調査か何かやられてね、平成26年度に工事費という形になってますけれども、この点について御説明ください。

○土木課長

先ほどの訂正をさせていただきます。外周道路の全体延長が280メートルと言いましたけど、480メートルです。140メートルぐらいやっていますので、あと3分の2ぐらい残るんですかね。

それと、牛田町2号線でございますけど、コネハサマの地区の排水浸水区域の解消ということで道路側溝では対応できないということで、道路の中央に道路排水管ということで40センチのヒューム管ですけど、それを道路のセンターに入れていって、ことし半分までできておりますので、あと半分まで施工する三差路があるんですけど、三差路まで上がっていきますと完了するということがなんですが。

○佐藤委員

もう既に手を入れてあるわけだね。これは山屋敷町とちょうど牛田町の境界のところだというふうに私、認識してますけれども、今現在はこのくらいの細い側溝が入っていると。この事業の説明のときには住宅が密集してきて排水が思うようにいかないということで、排水をスムーズにするためにこの事業だということを言われたんですけど、それでいいですね。

○土木課長

この排水管入れる部分は全て牛田町でございますけど、排水不良になっている部分は牛田町と山屋敷町の境の部分でございます。

今おっしゃるように、側溝では対応ができない、側溝が浅いものですからそこへは流れ込むことができないということで、底を深くすればいいんですけど、とんでもない深さになっちゃうもんですから、そういった側溝もできないということで排水管を設けて施工するということが、ことし100

メートル実施してございまして、残り100メートルを来年度実施すると、その辺の排水不良箇所が解消できるのかなということで考えております。

○佐藤委員

山屋敷のところは桐山地内でも排水が大変悪い地域がたくさんあるわけで、そうした点で技術的なことは私はわかりませんが、ついこの間も新しく住宅が建ったところを対応していただきましたけれども、ただ、それも田んぼをやったりすると、用水の水位が上がったらそれが流れ込まないで、逆に道路のますから今現在用水に水を流すようになってるわけだけでも、それを上げた場合、水位が上がったら流れないという問題があるということも承知しているとおりでですけど、そうしたところの抜本的な対応といえますか、今の牛田町2号線改良事業というような形で今回やられたわけですけども、山屋敷の中にもそうした桐山地内の中でも排水が悪いところがあるということも御承知だと思うんですけど、これらについて今後どう対応してもらえるのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○土木課長

土木課としましては、道路側溝の排水ができない部分について対応をしていきたいと考えております。そんな中で、地域的に浸水区域があるということにつきましては、その道路側溝が排水できれば一緒にそれも解消がかなうのかなということなんですが、これをやると、やはり道路のセンター管でかなり大きな管を深く入れていかないといけないということで、かなり事業費もかかります。山屋敷町ほとんど全地域がそういった地域になっておりますので、なかなか全てを解消するというのは難しいんですが、こういった事業費を順番に認めていただければ、少しずつですが全体的に解消していけるのかなというふうに思います。

ちなみに、コネハサマの排水路で桐山のほうは拾えませんが、桐山は桐山のほうでまた今度、山屋敷川のほうに流すような方策で敷設する管が必要かなというふうに思います。

○佐藤委員

この点については、ついこの間すぐに対応していただきましたけれども、新しい住宅ができて、今までは田んぼだったもんだから、そこに水が流れ込んで道路が冠水をすると。民地のほうに逆流してくるということはなかったわけですけども、田んぼが消えてしまったということで、水が道路に川のようにあふれて、ますがあるもんだから、そのますをすぐに対応していただいて一定程度は抜けますけれども、そうした現象がきてるところはほかでも桐山地内何か所かありますので、ぜひ私は、きょうのあしたということじゃないですけども、牛田町2号線改良事業という形で2カ年かけてやられたということであるならば、ぜひそうしたところを山屋敷町の桐山地内を含めたそういうところも点検していただいて、そうした対応をとってほしいなというふうに思いますけれども、建設部長、こうした点ではどうですかね。

○建設部長

今、佐藤委員のおっしゃったようなところが多々あると思います、山屋敷に限らずですね。今の山屋敷については、そういった対応も考えられるわけなんですけど、今問題になっている部分を私どもが今回やったような改良をしたとしても、また上流側であったときに、以前入れた管が無駄になってしまうとか、そういった部分だとかいうことが考えられるものですから、ほんとでいけば私の個人的な考えもありますが、その地域全体で雨水の排水の計画をつくった中で、そういった部分を投資していかないと無駄になるというようなことがあるのかなというふうに、私どもは今、土木課長が申しましたように、それぞれ今問題になっている部分を解決していくわけなんですけど、そういったやり方がいいのか、将来的なことも考えると全体を考えた投資をしていかなきゃいけないのかなという思いもあります。ちょっとその辺は、今後下水だとかそういった部分としっかりと調整をした中でやっていかないかのかなという、そういう思いでございます。

以上です。

○佐藤委員

専門的なことは技術屋でもありませんので私、わかりませんが、そうした現状がずっとあって、中心部のところでも新しく住宅が建ったりしてるわけですよ。

今、全体を見据えた計画が公共下水が入れば一番いいですけども、しかしながら、山屋敷は旧155号線より北側については入りました。しかし、それよりも南側の地域については、いつ公共下水になるのか計画すらないわけですよ。この先30年になるのか、40年になるのかという話をこの間してるわけなもんで、そう思うとそうした問題にしっかりと対応を私はしてほしいなというふうに思うんです。

ですから、そうした点で、山屋敷の区長やその他の方を通じてもいいですので、そうした計画を素人が立てることはできないので、皆さんのお力添えて最良の方法を見出していただいて、私はぜひ対応してほしいなというふうに思いますけれども、どこをどうせよという話ではないですけど、そうした問題があるんですよ。公共下水は入ってちゃんとなればいいですけど、山屋敷の場合は何年先ですか。

○下水道課長

山屋敷のほうですけども、今回の平成25年から平成29年までの認可区域には区画整理の予定エリアぐらいが計画には入っておるんですが、それ以外のところは今のところ入っておりません。

○佐藤委員

いずれにしても、すぐに公共下水については見通しが立たないというところが現状なんです。それを見たときに、そうした問題が一向に解決されないでいくということは、これは問題があるじゃないかと。

確かに駅の中心をよくしようとかね、駅周辺をよくしようと。山屋敷の人は都市計画税も払っているし、そういうことなんですよ。ですから、そういう点を踏まえてバランスのいい対応を私はやってほしいなというふうに思いますけども、ぜひそうした点での研究、検討をしてもらえませんか。

○建設部長

今回の排水路の対応と同様に問題があるところについては、地元と私どもの考え方も含めて、そういった部分をよりよい方向に決定をしていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

建設部長、ぜひそういった形でお願いしたいと思いますが、副市長、すぐに実施計画にのせて事業実施せよということを私は言うつもりはないですけれども、しかしながら、そうした問題を抱えてるということは承知していただいて、正面から受けとめていただいて、地元とも協議をしていただいて、早い時期に、早い時期というのは来年とかそういうニュアンスで言っているわけではないけれども、速やかな計画実施ができるようなそういう方向をしてほしいなど。建設部長の答弁は、そういう答弁だというふうに私は理解しましたが、副市長、そうした点で市長の見解をぜひ求めておきたいと思います。

○清水副市長

いろいろところで今のお話のようなことがあります。対処療法になってしまうかもしれませんが、その都度やらなくてはいけないところはるように適切に対応させていただきたいというふうにも思いますし、先ほど建設部長が申しましたように、やはり一定のそういう計画を持ちながら考えなくてはいけないところも出てくるかと思えます。また地元いろいろと現状も十分把握しながら検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それと、先ほど公園の話が出てましたけれども、ついこの間、私もお話聞きましたけれども、公園内において昭和6号公園で人身傷害事故が発生したということですが、状況は聞きましたけれども、その後どんな状況に、被害を受けた方がどんな回復状況どうなのかということですけど。

○都市計画課長

このたびは昭和6号公園におきまして、お子さんにけがをさせたということで、申しわけございませんでした。

その後の経過でございますが、3月3日にお子さま、ロドリゴ君が退院されました。その後、3月11日に藤田保健衛生大学においてまた新たに診察を受けました。そのときに鼻骨骨折でしたので、そのとき鼻に装具をつけておりましたが、そのときに装具が外れました。ただし、11日に装具を外しましたが、学校へはまだ医師から通学の許可がおりておらず、自宅療養というような形で現在きておまして、次回の18日に診察を受けて、その後、通学が許可になるかどうかという判断をされるということでございます。

この事故の対応につきましては、今後、ロドリゴ君とお父様も踏まえて再度一度お話をお聞かせさせていただき、その事故の状況を確認してから対応のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

今の状況は、こんなところでございます。

○佐藤委員

よくサッカーゴールが倒れてきて死亡事故というような記事がたまに新聞紙上ににぎわせるということで、そうした事故じゃなくてよかったなというふうに私は思いますけれども、残念な事故でありますけど。

それで前も聞いたわけですが、このゴールはそもそも市が設置したものではなかったということですが、その経過についてお知らせください。

○都市計画課長

このサッカーゴールは平成18年以前のことは申しわけございません、わかりませんが、平成18年以前からそこに置かれていたということでございます。それは知立市が設置したのではなく、その広場を利用されている方が持ち込んだというふうに聞いております。

その後、利用者の方がどうなったかわかりませんが、ゴールポストがそのまま置かれているということで、それと子供たちの利用が多いということから市が管理をしているというような状況下でございました。

○佐藤委員

平成18年以前からあったということですが、
どういう管理をされてましたでしょうか。

○都市計画課長

管理と言いましても、塗装の塗りかえを行いました。それと平成24年度に地区の方から、危険であるので対策をしたらどうかということをおっしゃって、一度ゴールポストをアンカーピンでとめました。しかし、そのアンカーピンをとめて二、三日後には利用者の方だと思いますが、そのピンを全部抜いて、自分たちの好きなような形で使われていたということから、そのような使い方皆さん利用されているということであれば、また固定するのも、またすぐ取られてしまうということから、そのような状況のままピンは打たない方向で至っております。

○佐藤委員

まずそこに市が設置したものではないけれども、そこにあって使われていたので、そこに市が引き続きそこに置くことを追認をした。追認したというのは市が費用をかけてつけたかどうかということは別にしても、市が設置したのに等しい対応だと思わうんですよ、結果として。

そして、ピンを置いたということですが、また抜かれるということぐらいで安定性がとてもない状態で、その後、使い勝手が悪くて移動するということを容認をされて、ピンもやらなかった。抜けちゃうほどだったという点でみると、ちょっと認識がどうだったなということがあるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、結果として市が設置をしたものじゃないとしても、そこで事故を起こしてしまったということがね、重大事故じゃなくてよかったんですけど、どのように感じておるのかなということなんです。

○都市計画課長

先ほども私から説明した中で、利用方法によるためにピンを設置しなかったということで安定感、安全性について、確かに不備があったというのは市のほうの責があるというふうに私は感じております。ですから、今後については、そのようなことのないように全ての遊具に対して総点検を

し、そういうものがないように努めさせていただきます。

○佐藤委員

それで、ここの公園には市が設置したゴールもあるわけですよね。これは固定がしっかりされておられるということですが、ちょっと確認をさせていただきます。

○都市計画課長

佐藤委員のおっしゃるとおり、もう一つゴールポスト、これは今回事故があったゴールポストよりも一回り大きいんですけども、それについては大きいものですから全てアンカーで固定させていただいております。

○佐藤委員

それで、この事故を受けてサッカーゴールはこしかないのかどうか一遍確認させていただくと、他の遊具ね、今新しい遊具に更新を一生懸命やられておられるわけだけでも、従来の遊具もあろうかと思っておりますので、安全点検はその後やられたと思っておりますけども、その辺の結果はいかがですか。

○都市計画課長

一応総点検のほうをやらさせていただいて、そういった危険性のあるものに関しては、ピンなし表示で対応させていただいております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

そうしたところがなかったということですが、昭和2号公園だけですかね、サッカーゴールは。ほかもあって、先ほど答弁あったように、アンカーボルトでとめていると言われたので、ほかもあるんですか。

○都市計画課長

サッカーゴールでございますが、サッカーゴー

ルとよく似たフットサルのゴールがございます。これが今、上重原4号緑地にございまして、今まで3面の後ろ側だけにピンで固定させていただいておりましたが、今回の事故がありましたから側面にもピンを打ちまして、転倒防止のないような形で対策をとらせていただきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひそうした対策でそうした事故がね、ピンって打つわけだけ下が地面という形でピンを打つということなのか、どういう技術的な方法があるかわかりませんが、倒れることが想定できないような対応の仕方を私は設置する以上はやってほしいと思うんですけど、例えばキャンプのときに地面にこうやって打つようなもので地面ということは抜ける可能性があるということなので、それでいいのかなということなんだけども、それはどうですか。

○都市計画課長

今回は全てアンカーボルトでコンクリートで固めた形で固定させていただきます。

○佐藤委員

そうした安全対策をとってほしいと思います。それで、昭和2号公園、残念ながらそうした事故になってしまったということですが、結果として市が設置したものではなくても、そこに長いこと設置を容認されてきたということは、それを公園を利用してゴールを使って遊ばれる、移動するか移動せんかということは別にしても需要があるということでそこに容認してきたと思うんです。これはどうですか。

○都市計画課長

今回事故のありました昭和6号公園、先ほどからも御説明しておりますように、貸し出しグラウンドがございます。その貸し出しグラウンドは予約制でございますので、一般のお子さんが常に遊ぶということができません。

今回事故のあった場所は、そのグラウンドから少し道路を隔てた部分にございまして、一定の広さがございます、そこが自由に遊べるような広場

という形になっておりますので、そういったところの管理のところ今回事故があったということでございます。

○佐藤委員

それで、今先ほど都市計画課長が今回の事故を受けて倒れないようにアンカーボルトでちゃんとしましたということであるならば、貸し出しグラウンドじゃない場所で、そこに置いたということは、結果需要がある、ニーズがある、人気がある、だから置いてきたし、認めてきたと思うんですけど、そこはそういう認識でよろしいですか。

○都市計画課長

佐藤委員のおっしゃるとおり、お子さんたちが先ほど言いましたように自由に使えるということで、そこが需要があったというふうに解釈しております。

○佐藤委員

ということは、今回は事故がありましたので撤去しましたけれども、私は、それだけそのところに需要があったとするならば、倒れてきたゴールポストではなくて新たに市が設置をするということでアンカーボルトやそういうことを含めてきちっとしたゴールポストをここに置くべきではないかと。長いこと、平成18年ですよね、これを置かれたのは。そしてずっとこの間、認めてきて、それが結果として事故ということ不幸なことがあったけど、なくなってしまったということはそれを今まで使ってきた子供たちにとっては、ちょっと残念な結果だったと。

そういうことであるならば、私は、さっき都市計画課長が安全点検やって倒れないと、アンカーボルトで固定したと。後ろしか固定してなかったやつを側面も含めて固定したというようなことであるならば、そうした方式でここに新たなゴールポストを置くのが本来の姿じゃないですか。どうでしょうか。事故があったから撤去してそれでオーケーというのはちょっといただけない対応じゃないかなというふうには私は思います。

○都市計画課長

ゴールポストの設置に関しましては、やはり先

ほども佐藤委員からも御指摘のありましたように、それだけ需要があるということであれば一度区のほうとも相談させていただき、今後設置するのか、今現在もう一つは残っておりますので、それも含めた形の中で地元と協議して検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひそんな形でね、サッカーは1面でもいいですけれども、2つゴールがあって初めてゲームとしてきちっと成立をするわけなので、ぜひそんな対応を地元と協議をしていただいてやってほしいなというふうに思います。

それと、もう一つお聞きしたいんですけれども、大分以前に平成23年に住生活基本計画というものが出されました。そしてこれに基づいてストック計画というものが出されましたけれども、平成26年度の住宅費ということがあります。これをよく読んでみると、基本方針ということでさまざま言われているわけですが、重点施策とかいろいろありますけれども、地域特性を活かした住施策の展開ということの中に一般住宅市街地と、1つは中心市街地における住施策の展開と、これが駅北の再開発ビルとかそういうことになるんだろうというふうに思いますけれども、あとは開発された住宅における住施策の展開と、こういうことがあります。それで3番目に一般住宅市街地における住施策の展開と、ここには狭隘道路の多い旧市街地においてはセットバックで道路の整備を図りますと。集落住宅地においても狭隘道路の問題がこういう形になってますよね。

それで、一般質問で時間切れになってしまいましたので十分聞けなかったもので、これについてこの間、狭隘道路の改善ということが言われてきましたけれども、あのときは6月までに要綱をつくって実施をするという方向でしたかね。ちょっとそここのところを確認をさせてほしいなというふうに思いますけど。

○土木課長

この問題につきましては、平成25年9月議会と前回の委員会でもお話がありましたけど、今年度

さらに用地買収に向けて検討ということもあったんですけど、その辺が非常に難しい問題が多い中で、安城市、刈谷市を参考に知立市としては測量調査費に補助していくような形で今年度検討していきたいということで答弁させていただいたと思っております。

○佐藤委員

それで、これを今検討中という形ですよ。これは要綱という形で姿をあらわすのはいつぐらいになりますでしょうか。

○土木課長

私的には大体腹の中にはおさまってはいるんですけど、今後要綱を制定に向けてもう少し検討、精査していかなくちゃいけないということがあるんですけど、できれば夏ぐらいまでに実施計画までには要綱制定をしていきたいなというふうに考えております。

実施計画にのせて予算確保をしながら平成27年の4月1日を目指した形で今、私どもではそういうふうに検討中でございます。

○佐藤委員

刈谷市、安城市を参考に測量についての補助というような形でありますけれども、どのぐらいの例えば刈谷市のやつをこの前、きょう資料持っていないんですけど、刈谷市はこの測量、分筆含めて限度額何十万円だったかありまして、さらに門扉やそういうところを壊したりということについても補助があったりということですけど、知立市は測量のみということですけど、これを平成27年度の4月1日からやろうということですけど、測量のどれぐらいのレベルで考えているのかなということなんですけども。

○土木課長

測量にもさまざまな内容がございまして、寄附を対象とするその土地の全体の境界測定測量、分筆所有権移転、そういったものがあるわけなんですけど、もろもろの測量調査費に対して一部補助をしていこうという、そういう考え方でございます。

○佐藤委員

一部補助ということでありませけれども、刈谷市のレベルから見ると、どのレベルのことで考えられているか。刈谷市とは一緒じゃないよということを知りましたけれども。

○土木課長

刈谷市は用地買収を前提とした場合、測量登記費用に25万円が限度額です。工作物の補償に対して10万円が限度額です。

そういったものを参考にしながら知立市版をつくっていかねばいけないんですけど、まだ全然試案ですので、今後決裁あげて知立市全体でどうしていこうかという、その辺を考えていかなきゃいけないなというところがございます。実施計画に採択されて予算が計上されれば平成27年4月ということですので今のところは考えております。

○佐藤委員

補助の中身はともかくとして、担当課としては平成27年の4月1日施行できるように実施計画にあげていけるようにしたいということですよ。

副市長、前のときは前建設部長が買い取りをしなければ問題解決せんということで買い取りの議論がありましたけど、そこにも大きな問題があるというようなことでその後検討されて、こういう形になりましたけれども、ぜひこれはいろいろ厳しい状況ではありますけれども、実施計画にあげていただいて、平成27年度の4月1日から施行されるようにぜひしてほしいなというふうに思います。

これは買い取りじゃないのでね、刈谷市並みの補助の中身じゃないみたいな感じなので、そう膨大な費用負担がなくても可能なんだろうというふうに思いますので、担当課長が言われたように、そうした中身でよろしいですかね、来年度は。

○清水副市長

この問題については、知立市の生活道路全体のいろんな狭隘の問題、かねてからの議論がございました。

今、御質問者もおっしゃいましたように、買い取りというような話は刈谷方式は非常に過去にそういった御寄附をいただいた方だとか、いろんなことの兼ね合いの中で、なかなか知立市としては

そこまで踏み込めんなというのが今まで御答弁させていただいた内容でございますので、今年度安城方式をベースにしたような形で検討させていただいて、一定の方向を今、担当のほうで出させていただきますので、その方向で何とか次年度に向けてスタートできるように努力してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

よろしくをお願いします。

それから、211ページですけども、ミニバス運行負担金という形で、本会議のところでも質疑あったわけですけども、10月に事業者が変わると、引き続きプロポーザルでなるかもわかりませんが、そんな形で説明があったわけですけども、再度御説明を願いたいなというふうに思います。

○まちづくり課長

平成26年度のバス運行負担金でございます。御質問者の言われるとおり、平成26年9月でもって3年過ぎまして今の運行事業者の見直しでございます。

そういうことがございますので、4月から9月までの前期分につきましては現協定額、申しわけないです。運行負担金のなりわいからの説明をしないと話が難しいかと思っておりますので、そちらのほうからいたします。

運行負担金の概略なんですけども、まず現コース5コース、5台のバスを現運行形態で運行をしますとどれだけになりますかというようなトータル金額にて協定額を結びます。それから皆さんに負担していただいております運賃収入、この中には定期券だとか現金、免許証返納者の分もでございます。

それから、うちの取り決めで運行者が国から運行に係る補助金についても、それは収入と同じようにと、そういうものが引かれまして、プラス分についてはその期間中に車両整備と通常点検、いろんな整備等に係る金額がプラスされまして、そういうものをトータルしまして差し引きしました額で運行負担金等が成り立っております。

結局説明の中で、多分運行負担金が前年度と比

べまして大幅な増額になっているのが何でしょうかと、そういう御質問かと思いますので、その説明をいたします。

繰り返しますけども、前期分につきましては現年次協定額と同じ額でございますけども、後半につきましては再度運行業者の見直し、プロポーザル入札を行いまして、その入札に係るうちのほうが現運行計画における設計額を用いました入札を行いまして、今回その増額分は私どもが現運行計画に対する協定額がこれだけ増額分が運行に対する設計額ということで計上させていただいております。

○佐藤委員

それで、補正のところでは減額が520万円3月補正でありましたけれども、これは先ほど説明があった運行事業者の方に国から補助金が出たということで3月補正では減額になり、今回も運送事業者の方にそうした補助金が以前からそういうものがあつたんですかね、この間出てきたものですかね、その辺の事実関係をちょっと教えてください。

○まちづくり課長

この補助金のほうは、平成25年度からです。なりわいは平成25年度からうちのほうはいただける補助金でございます、それまではありませんでした。

○佐藤委員

そうすると、ちょっと戻るような話で大変恐縮です。これは運送事業者に入るお金ではなくて、市として国が補助金を受けるといことですか。

○まちづくり課長

違います、国から運行者。バスを実際に運行するほうです。

○佐藤委員

そうした形で運送事業者の方にもお金が入ると。3月補正では520万円だったけども、その相当金額が国から運送事業者に入ったということで、今回もそれはどういう基準でそういうふうに平成25年度からということになりましたけど、どういう基準でこれはバス運行している事業者には入るんですか。

○まちづくり課長

この補助金は、地域間交通で重要路線だということが認められた路線についてでございます、うちで言いますと他市に乗り入れている路線、こちらが対象になります。

ですが、基準がございまして、今うちのほうで他市に乗り入れている路線は2コース、3コース、4コースでございますが、うち、4コースにつきましては今回も来年度も外れております。理由は、乗車人数が不足していると。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、他市に乗り入れているということと、この乗車人数が一定基準を上回らないとこの補助金はもらえないということなので、それはどこがラインでそうなるんでしょうかね。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時35分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備部長

私から答弁をさせていただきます。

ちょっとかなり国から示されている、いわゆる補助要件の指数が複雑になっておりまして、端的にこれというのはなかなか説明しづらいんですけど、まず乗車人数という一定の乗車の率が必要です。それと、やはり運行回数、これは日3回以上ということですので、全てクリアはしていますけども、それから運賃収入も一定の収入が見込まれるというものがないとだめです。そういったところの3要素をかけ合わせまして、運輸局が出して一定の輸送量の計数がございまして、その計数以上に数字が出ないと補助対象にならないということで、考え方としては一定の乗車、市をまたいで広域的な交通であって一定の需要がある。なおかつ一定の経営努力をしていて収入もあるけども赤字であるという路線に対して地域の公共交通と

して重要性を鑑みて、いわゆる赤字部分の一定部分に対して補助しましょうということですので、例えば運賃収入がゼロのところ、これはもともと除線の必要性がないという認識をされますので、補助の対象になりませんし、乗客数も少ないところは先ほどと同じような話になります。

今、4コースが昨年度、平成26年度も多分だめだろうという見込みを立ててるんですけど、だめだった数字の分析として補助をクリアできる運賃収入約10万円足らなかった。利用者は年間1,633人足らなかった。日に換算すると4.5人ぐらい、料金収入と運賃収入、これが上がれば先ほど言った輸送量の指数にクリアできればこれも補助の対象になるということでございまして、ちょっとこれは余り大きい声では言えませんが、免許証返納について昨年からあくまでこれは無料ということではなくて、これは交通安全施策として定期券をその担当部局で発行していただいて、その収入は運賃収入ということで計上させていただいております。それは狙いは運賃収入を上げないと補助対象にならないという、そういうこともありまして、いろいろ担当が検討して、こういう施策をとれば補助金が入るのではないかとということでシステムを変えて、今まではお金のやりとりは一切なかったんですが、お金の動きを事業者に入れないとそういうことができないということで、そういう対応をしたということで、1つ担当もすごく研究してくれたなと私は評価しています。

以上です。

○佐藤委員

それで、この金額的には今言われた基準がさまざま言われましたけれども、金額的にはそれほどのぐらいの補助があるものなんですか。実績として平成23年度にたとえるならば、4コースはだめだったということですけども。

○まちづくり課長

平成25年度からですけども、平成25年度につきましては約480万円ほどでございます。

○佐藤委員

もう一遍確認しますけれども、このお金は知立

市に入るのではなくて、請け負ってる事業者のところに入ると、こういう形になるわけですよ。また運賃収入等を含めて必要経費をやって、このバス運行負担金について除いたものを知立市が運送業者に払うんだけれども、この補助金が出ることによって市の負担は一面軽くなるという、こういうことでいいですかね。

そうすると、ここに限らず例えばこれがほかのコースでも現在は乗り入れやっってるのは2コース、3コース、4コースということでありましてけれども、このコースの中でさらに2コースと3コースで成績がいいと、乗車がたくさんふえて運賃収入があったというようなことであると、この補助金はさらに上がるんですかね。どうなんでしょうか。

○まちづくり課長

申しわけないですけども、計算式が複雑怪奇でございまして、逆に見込みでは平成26年收入は下がるんじゃないかということを開いております。

○佐藤委員

これ、国の負担金でもなんでもなくて補助金ということで予算の枠の中で国もやってることだろうということですけども、わかりました、そういうことで。

しかし、いずれにしても乗車率を上げていくということがとても大切だなというふうに思うわけですけど、これについては、今現在は300メートル1カ所というようなこともありますけれども、さらに需要の高いようなところについて、バス停の間隔をもう少し短くする見直しだとか利便性を図る中で利用者をふやすというようなこともとても必要じゃないかなというふうに思いますけども、どうですか。

○まちづくり課長

バスコース等の見直し時期につきましては、先ほど来のバス運行者の見直し、3年に一遍を基本に考えておまして、おっしゃられたことにつきましては、一つ一つのことにつきまして検証させていただいているところでございます。

○佐藤委員

3年に一遍の見直しということは、プロポーザ

ルで新しい提案がその中であるというようなことも含めて、ちょうどこの10月が3年目に当たるということで、ダイヤ等を含めて見直しがなされるということですかね。

○まちづくり課長

この平成26年10月につきましては、平成23年の10月においては4台を5台とする大改正がございまして、そういったことを考えますと、その後もやってみたんですけども、実際におくれが目立つようなことがありまして、翌年の12月にはおくれを解消するようなダイヤ改正等をやってる次第でございます。

次回、平成26年10月につきましては、コース等の大幅変更については考えていないところでございます。

○佐藤委員

そうすると、プロポーザルで業者を集うと、新しい業者をやってもらうということになりますと、もちろんダイヤそのものは市の責任なわけで、業者がこうする、ああするということはないにしても基本的にはそうすると接客の対応の仕方どうしますか、こうします、いざ何か起きたときの対応どうしますとか、あとは運行の費用を下げるとか、そういうことも考えられるわけですけども、どんなプロポーザルを想定をされているのか。

今、この補助金がいつまで続くか知らんですけども、そういうものがバス事業者のほうに入ったと。前回のときは、たしか賃金がとても安くて、これでいいのかということで市のほうが逆に心配したぐらい安値でもって入札をされたという経過があったということは聞いてますけれども、その辺、どんなプロポーザルをやられていくのかなということですか。

○まちづくり課長

まだ明確なものはできておりませんが、そういった安全対策にもしっかりと軸を置いたものでやっていきたいというのが思いでございます。

○佐藤委員

事業者がそうした形に入っていくということがあったにしても、そのところは運転手の賃金、

それが建設工事ではないにしても、そうした一定の水準が保たれるようなものがなければいいということにはならないし、今、アベノミクスといういろいろあるけれども、経済の好循環と、賃上げをせないかんじゃないかというようなことが言われておりますので、そうしたことも踏まえてプロポーザルの中身でも極端に賃金設定が安いような提案はいかかかなというふうに私自身は思うんですけども、そうしたところも視野に入れた内容にしないとふさわしくないんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺は考えてませんか。

○まちづくり課長

私も同じ思いでございまして、そういった思いが今回、予算に載せさせていただきまして設計額、現協定額と比べますと大幅な増額でもって設計しまして、その中でプロポーザルをやっていきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいなど。

それと、もう一つお聞きしたいんですけども、今、知立駅を起点にしてバスが基本的に走るようになってますけれども、まず、バスが着いてから次の発着まで15分から長いときで30分ぐらいの待ち時間があるということで、全体として運行がほかのところでも結果、待ち時間が1周するのに同じ大体時間かかるわけだけでも、しかし、待ち時間が長いということは、ほかのところも連動して長く待たないかんということになりますよね。

今そういうのは、例えば運転手が昼休憩取られるということは結構な話だと思うんですけど、例えば一旦知立駅まで来て、次発着するまでに一定時間ね、安全のためとかそういうことを含めて休憩を取らせないかんというそういう取り決めがなくなってそういう状況になってるのか、その辺はどうなんですか。

○まちづくり課長

細かなルールと法令等は存じ上げませんけれども、バス運行者のほうからの提案もありますし、私どものほうもそういった運転手に対する休憩時間は与えなければならないと思っていますので、

1周回って昼食時以外においても15分、20分の休息時間は必要かと思えます。

時間的には私、把握しておりません。申しわけないです。

○佐藤委員

もちろん安全確保が第一ですので、着いてまたすぐに発着せよということにはないにしても、例えばコースによっては15分とか最大30分ぐらいとか、こういうばらつきがあるみたいです。見てるとね。

しかし、例えばそれが15分なら15分というような形で統一するような形で全体としては待ち時間を少なくすると、安全のための休息を確保しつつというように思うんですけども、そうした検討は現状との関係の中でできないものかなというふうに私、思うんですけど、どうでしょうか。

○まちづくり課長

おっしゃる点も踏まえまして、ダイヤ等につきまして次回の見直しの時期には考えていきたいと思えます。

○佐藤委員

ぜひそうした点もお願いしたいなというふうに思えます。

それから、基本的には大幅なダイヤ改正はなされないということを言われたわけですけども、この間、議会の側からも停留所を新たにあちこちに設置してほしいという御要望がいろんな議員から出されてますけれども、もちろん決まった今の大幅改正しないということになれば、今のダイヤの中で運行していった新たな停留所を設置をするということはおくれるというようなこともあり得るのかなと思えますけど、今までそうした利便性を向上するための停留所設置の要望が議会から出されてきましたけど、そういうものは交通安全上、支障がないところについては設置をしていく方向でしょうか。

○まちづくり課長

バス停の新規要望についての私どもの考え方なんですけども、バスが安全に運行できる道路幅員、私どもは6メートルぐらいかなという点と、それ

から、その要望地に適切なバス停設置箇所があること、それから、現バス路線の中でふやすということがそのバス路線を使っている全体の方から御理解をいただける範囲であること。例えばそこに行くことによって10分なり15分迂回をして時間が延びることによりまして今の知立市のバス運行は1日10便、12便でございますけれども、それが10便が9便になったり8便になったり、減るようなことがあるということもトータル的に考えていかなきゃいけないと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員

その間、さまざま出されました。もちろんダイヤがそういう中身で大幅変更しないということで対応すると、そういうことでありますけれども、しかし、そうした要望がたくさん出されているのも事実なわけで、そこをどう調整をし、乗せていくかということになるかと思うんですけども、一応そうした議会からの要望等はちゃんと承知をされて10月に向けてそうしたことは検討されるんですよ。

○まちづくり課長

具体的に議会から山屋敷、ヴィラトピア、高場市営住宅、あるいは福祉の里八ツ田の開庁時間というんですかね、そういう公共施設へのあり方について、こちらのほう、しっかりうちのほうとしまして検討させていただいております。

そういうことにつきまして、やっぱり安全運行ができることと、現在そこを使ってみえるバス利用者の方を検討しまして最終的には公共交通会議にて提案させていただきまして決定させていただきたいと思えます。

○佐藤委員

全体の枠組みの中で、どうなるかわかりませんが、高場については私も要求させていただきました、市営住宅ができたということで。しかしながら、高場の住宅から旧155号線行く道路が大変狭いということで設置は困難という見解をこの間、示されてきたというふうに理解しております。

そこで私は、1号線からダイシンパッキングというところから入りまして喫茶店のところ、ソレイユという喫茶店がありますけれども、あれを右に最終処分場の環境課の持つてる広場のあちらのほうを回るような形で、あの近くにセッティングはできないものかというふうに思いますけれども、ここでどこどこと言ってもしようがないので、また後でお知らせしますので、そういうところも含めて調整できるものは、ぜひ調整していただいてやってほしいなというふうに思いますけれども、ぜひ検討してください。

○まちづくり課長

御意見をいただきまして、先ほど私のほうの考え、安全な運行等々につきましてを考えさせていただきまして上で最終的な提案をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

それで、もう一つお願いしたいなというふうに思いますけれども、1つは、先ほどの公園に戻るようで大変恐縮ですけれども、ここでいくと215ページということで公園の改修事業だとかありますよね、この概要にもありますけれども、今、本格的にスポーツのやれる公園は、先ほど都市計画課長が言われたとおり草刈公園、昭和6号公園、御林公園だと、それについては防球ネットの補助をいただいてできたと。しかし、その他の小さい子供が遊ぶ公園はともかくとして、それなりのところだと子供たちがボール遊びやそういうことをするわけですよ。それでボール遊びはやりないうという張り紙のあるところもありますけれども、その辺のすみ分けはどういうふうになっているのかなということです。

具体的には桐山公園でも、都市計画課長承知のとおり、防球ネットを設置というようなことも私前も聞かせてもらって、しかし、今回平成26年度にはのらないと。その後、あそこの桐山公園のボールの飛び出しや付近の方に車にぶつかったり屋根にぶつかったり、それはなくなってるという状況でしょうか。

○都市計画課長

桐山公園の防球ネットに関しては、以前、委員からお話をいただいております、私どもも直接現場のほうに行きまして状況を確認しております。

それで、あそこの公園に関しては、当初は1.2メートルのフェンスでございました。それとバックネットも設置された公園でございました。そういった中で、今回のような近隣の方に被害を及ぼしているということから、フェンスを4メートル、バックネットも撤去させていただいたという形で、まず対策をとりました。

ただし、現在の状況でもやはりその4メートルのフェンスを飛び越えて近隣の方に御迷惑をおかけしているという状況、これでそういったことで現地の近隣の方と立ち会いをさせていただきまして、何らかの形で市のほうも対策をとらなくてはいけないということで、一時は私のほうも防球ネットということも検討はさせていただきました。しかし、内部でやはり調整をしたところ、こういった公園、街区公園、桐山公園に限らずほかにもございます。同じように要望が出ておるところもございます。そういったところも全て対応をしないといけないのか、まして今、御林公園、昭和グランド公園でしたら、ある程度のネットの高さの推測はつくんですけども、こういった狭い公園で、果たして6メートルの防球ネットで対応できるのか、そういった判断ができない状況でございました。

それと、もう一つ、狭い公園で防球ネットをやることによって景観が損なわれるということもございまして、それとそこで使っていただく方のあくまでもモラルの問題ではないかということで、もう少し何らか防球ネットではなくて、現在の状況を把握した中で、なぜそのボールが越えていくのかということをまず考えまして、お話を聞いた中では、昨今のサッカーブームに乗りまして、結構子供一人からできて、ネットのほうにボールをけり込むと、そういったけり込んでいたものがけり損ないでネットを越えて飛んでくるといったようなことがございましたので、一応対策といたしまして、まずけり込みができないような形で

ロールバーを設置し、その状況を少しの間、見させていただきました。そうした中で、近隣の方から大分けり込みが少なくなったからということで言われましたので、今回、逆にロールバーではなく植栽でネットに直接けり込みができないようなそういう対策をとらせていただきまして、一応近隣の方にはそういった形で御了承をいただいたということでございます。

○佐藤委員

話はわかりました。ただ、今後、桐山公園に限らず、そうしたことはあり得る話なんですよ。子供や大人の方もそれなりの年齢の方もやってるみたいでありますし、今回はそういう形で対応していただいて経過を見るということですけども、この問題がついて回ることはあり得る話なので、さらに経過を見た中で、それでも具体的にある方は車にぶつかってへこんで損害賠償も求めなかったわけで、我慢されたんですよ。だけど、またそうした対応の中で、そうした事態が出てくれば桐山に限らずほかでもそうですけども、やっぱりそこは子供に限らずけど、やるなという方向ではなくて、やっても大丈夫な方向に転換していくということが必要ではないかというふうに私は思うんですよ。

じゃあスポーツのやれる公園はどこだと言ったら御林公園と草刈公園と昭和6号公園だというのであれば、ほかはやっちゃいけないよという話では、ただでさえそれなりの公園がない中で、小さい公園はありますけれども、そうした対応をぜひ経過を見ていただいて、それでもだめなようでしたら抜本的な対応を私はしていただきたいし、また、そうした検討もしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。都市整備部長、どうですかね。

○都市整備部長

桐山公園の隣地の方への公園の利用者の方からいろんな被害を受けてみえるということで、その点については、私どもも公園管理者として大変申しわけなく思っております。

これは桐山公園に限らずほかの公園でも、隣に

公園があることによってボールが飛び出て来て被害を受けてるという、そういったおしかりはほかの公園でも何公園からいただいております。そういう中で、私どもその対策というところに何をすべきかという議論を中でさせていただきまして。やはり根本的にこれは今ある公園というのは、地域の方が利用していただく公園であるわけございまして、公園の施設に何か問題があってそういうことが発生しているのであれば、これは公園管理者として即座にやらなきゃいけないと思います。

しかし、地域の公園で、スポーツ施設ではありません。そここのところを地域の方がどのように理解していただいているかということも私どもコミュニケーションをもっととっていかなきゃいけないと。当然、ボール遊び禁止という表現を私どもしたくないわけです。今の公園の施設の中で遊べるそういった遊びをしてくださいと、ボールを使ってもですね、そういうことが私どもとしてお願いしたいことであって、その施設を超えるような遊び方というのは、これはやめましょうということ地域の中で声をかけ合うということが私は必要かなと。そういう意味では、公園を愛していただく、先ほど愛護会の話出ましたが、地域で公園を愛していただいて愛護会をつくっていただいて、もっと公園を身近に感じていただくことが大切かなと。被害を受けてる方が、こういう被害を受けているんですよということがわかっていただくことは利用者にとってマナーの改善になるんじゃないかなと。

防球ネットをつけるという、それも1つの策だと思います。しかし、中で議論して実施計画まであげようかということで議論しました。ただ、2カ所の公園を6メートルの御林公園にあるような同じような規模でやりますと600万円ぐらいかかりますという算定がありました。その600万円を使うというそれはマナーが直れば不要金ですよ。この金を公園の整備に充てれば1つの公園のリニューアルができるじゃないかということで、やはりこれはマナーの改善ということをもっと公園管理者も地域に訴えていくべきだということで、

これまでは看板行政じゃありませんけども、張り紙をして、ボール遊びやめましょうというようなやっってるんですけど、これではいかんと。地域におりていって公園の使い方をもっと地域で議論をして攻めの管理をしなきゃいけないんじゃないのということは中で話をしてるんですが、なかなか公園の担当者、日々のいろんな公園の細かい対応に追われていて、そこがまだできてないので、これからじっくりやっていただくように私の最後の申し送りをしておきましたので、よろしく願いします。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時13分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

都市整備部長のことはよくわかりました。しかし、そうはいつでもそうした問題が引き続き改善されないということも努力の結果あったということになると、そうしたことも検討せざるを得ないんじゃないかと私は思いますので、そのことだけ申し入れをしておきたいなというふうに思います。

次に、217ページの知立駅の区画整理事業についてお聞きをしたいわけですが、この事業が今年度12億9,300万円余予算が計上されていますけども、平成26年度の事業の概要についてお知らせください。

○都市開発課長

まず、物件移転のほうから御説明をさせていただきます。

来年度平成26年度予定をしております物件の位置でございますけれども、まず、駅前の線路沿いの物件ですとか、元国道1号線の立体駐車場とか大きな物件がございます。それと、南北線にかかる物件を数件予定をしております。

また、今度は鉄道高架に関係してきますけれども、新富地区で山線にかかる物件を予定をしてお

ります。

また、堀切1号公園、今、造成をしておりますけれども、そこに移転をされる方、1件の予定をしております。

今度、工事ですけれども、都市計画道路の宝町線、物件のほうがなくなりまして、いよいよ工事ができる段取りになってまいりました。まだ物件が残っておりますけども、繰り越しでございますので、それが取れ次第、北側の歩道設置しておりますが、その同じ断面でつくってくる予定をしております。

それから、連立の関連しますつけかえ側道用地、今年度も施工いたしました、残りの物件ございまして、その予定をしております。

また、区画整理の中のほうですと、区画道路一部通行どめになったりしておりますけれども、物件がのき次第、幹線につくり変えていきたいということをおもっております。

再開発事業を平成27年度から着手ということでございますので、それまでには駅前の物件等の更地化を目標にしまして進めていくところでございます。

○佐藤委員

今現在、区画整理を進めているところということですが、大分事業費が前の特別委員会の中で12億6,700万円という形で増額をされましたけれども、それが今度どうなるのかちょっとわかりませんが、そうした中で、今度予算書の中に、次のページ、仮住居の借上げ料というものが前年に比べると半減というような形になってますけど、これについても御説明ください。

○都市開発課長

以前、今年度ですけれども、宝町荘という物件、リースでもって使っておりました物件ですけれども、リース期間が切れました。その後、継続するかどうかというところを検討した結果、その物件を買い上げたほうが今後市にとっては安上がりになるということで買い上げをいたしました。ということで、その分が減ってきております。

さらに、今もう換地整備のほうがかなり先行し

てまいりましたので、仮住居の必要性がだんだん薄れてきてる。今の段階ですけど、ということで、市中で借り上げていた物件を解約してきたということでございます。合計、今5件の仮住居を使っております。

○佐藤委員

そうすると、宝町荘は平成25年度予算で買い上げたということですか。買い上げて仮住居に住まう人が基本的にそこでおさまると、新たなものを借りなくていいということでこの金額になったと、こういうことでしょうか。

○都市開発課長

買い上げまして、そのまままた仮住居で使っております。市中物件を減額したことで全体額が下がってきたというところでございます。

○佐藤委員

それで、大分以前いただいた変更もその後あるかと思えますけれども、この平成21年の10月29日の特別委員会で知立駅周辺整備事業の事業施工計画ということが出されまして、ちょっと古くて修正がその後なされてるかもしれません。しかしながら、現在区画整理は第1期ということで、A区域で宝町、栄地区ということで4年間ということですよ。平成23年度から平成26年度の間でやられるということですけども、来年度が平成26年度ということでありまして、宝町、栄の4カ年というものについては見通しが基本的に今回の予算措置で達成できると、おくれはないと、こんな状況なのか、その辺ちょっとお知らせください。

○都市開発課長

大きな目で見ますと、ほぼ順調にきておりますが、やはり交渉で難航している物件もございまして、そのあたりの区画道路ができていないというような状況はございます。

○佐藤委員

順調にきておられるけれども難航しているところもあるということでもありますけれども、当初の計画は宝町、栄は4カ年と、平成23年度から平成26年度を予定して、難しい物件もあろうかというふうに思いますけれども、大体このところでおさ

まるということになりますかね。

○都市開発課長

若干のおくれはございますが、ほぼ順調にきていると思っております。

○佐藤委員

それで、ここについては道路の公共施設整備費ということで、この全体で683メートルで金額が2億3,700万円と、物件移転が70件等々含めて、そうすると43億9,200万円というのがこの4カ年の栄町地区の事業費として計上されてますけれども、今まで事業をやられてきて栄町地区は当初予定した事業費の枠の中で大体おさまってるということなのか足が出るのか、この間、先ほど言ったように、事業費の変更がなされましたけども、その辺はどんなぐあいになっていますか。

○都市開発課長

実施計画と現在の累計額の差ということでございますけれども、はっきり申し上げまして、物件では1年間ほどおくらせてきているのかなと、そんな状況でございます。

○佐藤委員

物件がおくらせてるということで、ちょっと出ちゃうというニュアンスなんだろうと思うけど、私が聞いたのは、ここで示されたこの42億円余の宝町栄地区の工事施工を含めて42億円ほどのことを予定をされておったわけですけど、この範囲の中で43億9,200万円ですか、その範囲の中で大体おさまってるということなのか、先ほど前の特別委員会のときに12億6,700万円増額はされましたけど、この区間についてはさほど大きな影響はなされない。

共同溝も調査するというものの工事はまた先の話ですので、そうすると大体43億円の枠の中でおさまるといことになりますか。そうした資料も決算意見書の中で出てきます、進捗状況がどういうふうという。せっかく鉄道高架はなかなかそのところが見えてこないわけだけど、これは区画整理は市施工なので、進捗状況という形であれば出されますけれども、実際に区画整理については平成23年度以降についてはA地区、B地区、C地

区、D地区と4基でこの工事を進捗させて、その1期、2期、3期、4期のそれぞれの事業費が示されておるもんだから、そこのところでちゃんと枠の中でおさまってるのか、膨らんできてるのか、その辺をお示し願いたいなというふうには思ってるんですけど。

○都市開発課長

申しわけございません。ただいまその資料を持ち合わせておりません。平成21年度の資料すら持っておりません。

○佐藤委員

私は大事にこれ持ってるんですよ。ですから、そういうことも含めて、実際に費用が特別委員会の中で示された費用は事業期間の延伸だとか資金計画の変更だとか区画整理設計の変更だとかということで、支出の部分について公共施設整備費で南北線だとか駅前のグレードアップだとかで2億3,000万6,000円とか移転補償費だとか、その他工事ということで12億6,700万円という形でありますけれども、今現在施工してきた区間について、皆さんがお示しになったところの枠の中でおさまってるかということをご検証していただきたいなというふうには私は思うんですよ。どうでしょうか。

○都市開発課長

そういう数字を我々も把握しておりますが、現在手元にございませんで、また機会を設けまして提出をしたいと思えます。

○佐藤委員

連立のほうは仮線の施工が大変おくれた状況になって、平成26年、平成27年、平成28年でやりますよという、つい最近もどんな形で仮線に移していくかという資料ももらいましたけれども、もちろん連立との関係が区画整理も大いにその部分ではあるわけですけど、そうした点でちゃんと進捗されておるのかどうかということと同時に、私はこの際、この事業計画がね、事業費が変わったわけなもんだから、事業の内容を含めて、再度鉄道高架も言ってますけれども、こうした以前出していただいたような形のものにまとめていただい

て、私は資料を議会の側にぜひ出してほしいなというふうに思いますけども、この点いかがですかね。

○都市開発課長

まず、連続立体交差事業に関連します物件でございますけれども、ほとんど片づいておりますが、駅前の物件が1つまだ片づいておりません。それはもう交渉継続しております、前向きな検討をしていただいておりますので、来年度中には何とかなるかと思っております。

それと、事業費でございますが、おっしゃるとおり事業費は見直しをさせていただきました。それに連動した形で全体のスケジュールに当てはめた事業費というものを作成する必要があると私どもも思いますので、作成をいたしまして、また提出をさせていただきます。

○佐藤委員

ぜひこの第1期の区画整理の財政計画と実際との検証をしていただきたいと。それと財政計画も出してほしいと。よろしいですか、もう一度。

○都市整備部長

今、都市開発課長が資料出しますという返事をしたんですけど、佐藤委員お持ちの資料と、うちが出せる資料というのは過去平成23年度から例えば平成26年度見込み額まで足し算することは簡単に出ます。過去の実績と平成26年度分を足し算するだけです。ただし、そこに絵に描いたように線を引いたように、この4年間の仕事をAゾーンだけで仕事をやったわけじゃありませんので、食い込んでBゾーンにも入って既に仕事入ってますので、そういう意味で、その42億円と今言われた数字とこの平成26年度までの4カ年足し算したものが数字的に比較をされても対象物件が違いますし、そういう部分で予定より超えてるとか予定に達してないとか、そういう判断をされると誤解をされてしまうので、ほんとに比較をするのであれば一個一個積み上げをしていかないと出せませんので、かなり時間がかかりますので、それはちょっと時間をいただいてからでないといけないと思いますので、その点は御承知いただきたいと思えます。

○佐藤委員

もちろんそうした形でやっているとありますが、私どもはもらった資料の枠組みの中で事業が進捗してるもんだということをそういう受けとめ方をこういう形で区域も決めて提示を確保いただいたし、その後それを修正をされて提示をいただいたということもないので、これに基づいて私はお聞きをしたということです、そこは御了承をお願いしたいなというふうに思います。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、駅北地区の再開発事業ですね、これは平成26年度に権利返還計画の認可を受け、平成27年度に除却をやり、平成27年度から平成29年度にかけて再開発ビルを建てるということになりますけれども、本会議でも川合議員が聞いてたかなというふうに思いますけれども、このところで再開発区域の中で店舗やその他が営業を現在やられていますよね。その件数、賃貸ということでやってる方もおられるだろうし、実際に権利者になられてる方もおられると思うけれども、権利者でやられる方はこの事業を進めていこうということで結構なことなんだけれども、賃貸で店舗をやられている方たちはどのぐらいおられるんですかね。

○都市開発課長

申しわけございません。そういった資料はここにはございません。

調い次第、提出をさせていただきます。

○佐藤委員

なぜそんなことを聞くかということですが、平成27年度には除却ということですね、今建ってる区域内の建物を更地にして、それ以降、この建物建設ということになるわけでありまして、今現在あそこで商売をやられている方どうされるのかなと。その間は少なくとも3年間ぐらいはそこに計画区域の中の店舗はなくなるわけで、この事業自体が町なかのにぎわいを取り戻すということを言ってるわけですが、実際にその事業期間の中では、それをどこかに行かなきゃならない、廃業する人もおられるかもしれませんけ

れども、その辺との関係でどうするのかなと。ちゃんとその人たちがどんどん立ち退きをされてという関係の中でどうされるのかなと、ちょっとその辺のことなんですけどね。

○都市開発課長

来年度からいよいよそういった店舗、飲食店について物件調査を開始いたします。事前にやるものもありますけども、その中で意向をまず確認をしたいということでございます。もし営業をこの地域で続けたいということであると、やはり我々はその対応をしなければなりませんので、例えば駅の東側の商店街の空き店舗を利用するかどうか、仮店舗が設置できるかどうか、これも検討する必要がありますが、その仮店舗の確保、また今、我々が力を入れておりますのが、今既に契約をされて新しい建物を建てる方、その方にそういった店舗の受け皿ができるような建物にしてくださいということをお願いしながら現在交渉をしているところでございます。

○佐藤委員

そうすると、物件調査をしてね、物件調査ということは、どこで何を営業しているかということなんですか、面積等を含めて。ちょっとよくわからないので、その辺、御説明ください。

○都市開発課長

移転する際には補償金を我々のほうから支出することになります。その補償金を算出するのに建物調査を行いまして、建物の補償額、そこで営業されている店舗の営業補償ですとか、引っ越し料とか、そういったものを算定するための調査をするということでございます。

○佐藤委員

そうすると、とりわけ自分の土地に自分の建物が建っていて、よそへ移られるという方と、仮店舗で借りてやってる方とでは当然対応が違ってくると思いますけれども、その辺はどんな内容になるのでしょうか。

○都市開発課長

大きな点では建物の補償額があるかないかというところでございます。

○佐藤委員

ちょっと賃貸で借りてる人については何も無いということなんですかね。

○都市開発課長

そこで営業されてる方には、当然収入がございまして、その休止期間が発生する場合には営業補償ですとか、引っ越しをする際には動産の移転料、移転雑費等、住所変更ですね、そういったものの費用を補償することになります。

○佐藤委員

そうすると、この方たちが平成26年度に物件調査をして、その方たちとお話、交渉をせないかんわけですよ、どんな意向を持っているか、補償がどうかということは明らかにして、引き続き商売を続けていくのかやめられるのか、新しくどこか引っ越ししていくのか、その辺は平成26年度中に全てやり切らないと平成27年度の頭からという書き方じゃないので平成27年度の半ばなのか、終わりのほうなのかわかりませんが、いずれにしても大変な作業をやらないかんわけですよ。その間、3年間ぐらいはまちのにぎわいが底地にある商売はなくなるわけなので、その辺でのにぎわいがどうなのかなということもありますけども、その辺では、もちろん本人の御意向ということがありますけれども、今言われたような引き続き商売が成り立つような対応も検討せざるを得ないのではないかなと思いますけど、その辺はどう考えているんですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、やはりまちのにぎわいを継続することは大変重要なことだと思っております。一番の課題でございます。

我々は、先ほど申し上げましたとおりの対応をしていくわけですが、我々だけでは何とも狭い範囲での動きしかできませんので、ここは商工会ですとか商店街の皆様にご協力を願って対応策を早急に詰めなければいけないかなというふうに考えております。

○佐藤委員

そうした今現在、営業する生活を支えている商

売が引き続きできる、そういう意向の方にはそうした対応をせないかなんということは思いますけれども、それで、その費用は総額で27億円余の再開発ビルの事業になってますけれども、そういうものの中に込みになっておられるわけですか。

○都市開発課長

今、私がお話した補償金につきましては、駅周辺の区画整理事業の事業費として支出するものでございまして、再開発とはちょっと違うところでございます。

○佐藤委員

区画整理でやるということでもありますけれども、そうすると、今回これを物件調査をし、その意向を聞き、やるとどれぐらいの費用が発生するかということがまだ明確ではないということですよ、今現在は。そうじゃないですか。そのところを。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、今の当初予算につきましては、我々の見積もりでもって数字をあげておりまして、今後調査をした段階で明確なものが出てくるということでございます。

○佐藤委員

そうすると、今ちょっと私、勉強不足なもので教えてほしいんですけども、この区画整理の12億円余の中にはこうした人たちへの対応の予算も補償という形であるんですか、平成26年度。どうなんでしょうか。

○都市開発課長

入っております、219ページの上の段の下から3行目のところですね、駅周辺土地区画整理事業物件移転補償金1億円余が入っておりますが、これがそれに対応するものでございます。

○佐藤委員

これはそうすると、これを概算でのせたわけですが、先ほど件数もわからないということも言われてそうした積算がなるのかなという疑問が湧いてくるんですけども、どうなんですか。ほんとにこれなんですか。16件ですよ、16件はほんとにそのところのものですか。

○都市開発課長

まず、少し訂正させてください。今1億円と申しましたが、桁が違っておりました。10億円でございます。

平成26年度対応する物件でございますが、そこにある物件全てではございません。そのうちの一部でございます。再開発区域内にある物件の一部でございます。

○佐藤委員

これは16件をやるんですよね、建物の移転補償は16件ですよね。そのうちこの関係の中で御商売をやってる方で移転をされる方は何件ですか。

○都市開発課長

再開発の区域内では4件でございます。

○佐藤委員

そうすると、4件だということですけども、もうこれは先ほど言った平成26年度に物件調査をするという方とは別で、既に物件調査は終わって、その上でこの4件分の積算をやられたと。あの金額は幾らですか。

○都市開発課長

今年度対応する物件の事業費ということでございますか。ちょっと時間をいただかないと積み上げられませんので、時間をいただきたいと思えます。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後4時42分

再開 午後4時45分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

大変手間取りまして、すみません。

金額といたしましては、1億7,700万円ということでございます。

○佐藤委員

10件のうち4件がそういう形であると。先ほどの暫時休憩のときに、全体としては区画整理の中でも南北線が大きい道路ができるというような関係も含めて30件、そういう移転も含めてであると。

そうすると、なかなかぎわいがね、ビルは建ったけど戻ってくるのかということが、この方たちが、さっき都市開発課長が言われたように、東側の空き店舗に張りついてくれんかとか、そのようにいけば、とりあえずそこでのぎわいがちょっと移動するのもかもしれませんけれども、いずれにしても一方で進めながら一方でそういう問題が発生するということ、痛しかゆしというような場面がありますけれども、しかし、そうした方たちの意向に最大沿うような中身にせないかんというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうかね。

○都市開発課長

今現在、物件調査をお願いするというところで、たな子を回っております。その中で感じられることは、半々ぐらいかなと、半分はやはり知立駅周辺に残りたいという方がいらっしゃいます。この際、違う店があるのでそちらに行ってしまうかというような方もいらっしゃいますので、やはり調査をしてお金を見せたところでどういった意向になるかというところでございますので、今はまだ明確な答えはいたしかねます。

○佐藤委員

そうすると、再開発ビルでは10件で今回は4件分について補償費を、1億7,000万円余計上しているということがわかりました。

それで、区画整理でもともとそこに底地を持つて人は換地を受けてそこへ移ればいい話だけでも、そうじゃない人たちがあそこら辺も賃貸でお店をやってる人たちも結構あって、それが30件ということですか。10件と合わせて30件ということですか、その辺。

○都市開発課長

借りてる方が30件ということでございます。

○佐藤委員

そうすると、この30件が残ればいいけれども、残らないとなると、ごっそりと駅前がとりあえず空白になってしまうということになりますよね、これは。よそに移られて新たに店舗をよそで借りられる方もおるだろうし、駅周辺でやられる方もおるだろうし、ちょっとそれは経過を見ないとわ

からないにしても、なかなかこれはビルが建った後にちゃんと戻ってもらえるのかどうか、新たなものも含めてくるのかどうかというのは見きわめの難しいところですよ。話を聞いてそう思うんですけども、いかがですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、やはりタイミングがぴったり合うかどうかというのは非常に問題なところでございまして、先ほども申し上げましたとおり、先に換地移転される方にいろいろ提案をして、そういう受け皿をつくっていただくということになれば、多少でもつなぎができるのかなというふうには感じております。

○佐藤委員

先ほどの休憩のときに都市整備部長は、そうしたテナントの入るようなものを地権者の方がつくってくれたらというようなこともありましたけど、そういう可能性はあるんですかね。

いずれにしても、平成27年度に除却するわけですよ、どの時期なのかは別にしても。そうすると、仮店舗だといったって間に合わないわね、話をまとめて、それから換地を受けたところに建ててという、そして建ててほんとにそれでテナントがきてくれて採算が合うのかどうかということも含めると、それはできない話。気持ちとしてはわかるけど、時間的にちょっと不可能じゃないですか、そういう構想は。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。なるべく期間をあけないように我々のほうは努力をしていくということでございます。

○佐藤委員

それで、この方たちの物件調査をし、意向を聞くということで、みんなわかりましたということでスタートしていければいいですけども、なかなかこの問題でもこじれたりして、時期的にずれ込むなんていう可能性というのは一切ないということでしょうかね。どうでしょうか、その辺、平成27年度のどこになるかわからんけれども、平成29年度中に再開発ビルを建設するわけなもので、

そのスケジュールにちゃんと合うようにこの方たちが納得できるものになるのかどうか、その辺は見通しどうでしょうか。

○都市開発課長

おおむね協力をしていただける方です。ですけども、中にはやはり心配されるような方もいらっしゃいます。

○佐藤委員

そこでちょっともう一つお聞きしたいんですけども、そういう形ですけども、そうした問題を抱えているということがよくわかりまして、市も最大限そのところで努力をされないと生活のものと商売が成り立たんと。どこかへ行かないかんということも含めて、そうした人たちの立場に立った対応をお願いしておきたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、西新地の土地利用計画調査事業ということで予算がついてますけども、これについてちょっとお知らせをください。何遍も同じようなことを聞かれて恐縮ですけども。

○まちづくり課長

来年度の西新地のことでございますけども、答弁がダブってしまうんですけども、今年度は前回の平成22年度の推進計画を白紙に戻して、もう一度地権者のほうに入っていったということでございまして、さらに再開発等の事業のなりわい等を知っていくための勉強会等を今年度に引き続きまして重ねてやっていきます。

○佐藤委員

白紙に戻してということで、平成22年推進計画と。これが平成23年の3月という形で私ども冊子を大分前にいただきましたけど、この計画というか、この推進計画ということになりますかね。駅北の再開発を中心としながら、しかしながら、西新地についても再開発事業の可能性について検討をしたものがこれだというふうに思いますけど、これを白紙にするということですか。

○まちづくり課長

当時は事業規模等が大きく財政的に市の財政負担等々の問題で進めることができなかったもので

すが、やはりこの地区の開発等々におきましては捨て置けないと、にぎわいづくりに大切だということで再度実現可能なものを検討していきたいと、そういうことでございます。

○佐藤委員

そうすると、ここについては総額で、あのときは70何億円でしたかね、このビルの絵を描いてもらいましたけれども、これは全くの白紙だということですかね、検討した結果。この西新地の推進計画も含めてこの間、白紙だということを言われるんだけれども、今まで調査や検討のためにどれだけお金かかりましたか。今回それを白紙にして一から意向調査をするというわけですので、今までこういうものをつくってきて業者委託もされてきたんだけど、どのぐらいお金をかけてきたのでしょうか。

○まちづくり課長

申しわけないです。今の件につきましては、資料が手元ございません。

白紙という意味は、全く区域とかそういうところが全然一からというふうではなくして、やはり市営駐車場も含めて一体でやることは必要だよというそれは同じ土俵でございまして、あと、事業を進めることに対して、地権者の皆様がどれぐらい賛同があるのかなど。これにつきましても、中に入っていったところ、やはり再開発という事業手法等につきましてもなかなかお知りになってないというんですか、今までの情報がしっかりわかってない方がみえたというのも現状でございますので、再度あの地域につきましては再開発手法の開発でもっていききたいということを今年度におきましては地権者の皆様はヒアリングによりますと、おおむね賛同していただいていますと、そういうような話でございます。

○佐藤委員

22件の方が地権者ですよ。今現在はその話をおおむね検討することについて成就するかしないかは別として賛成の方が多いと、でも反対を明確にされてる方もお見えなんですか。

○まちづくり課長

件数は23件でございますけども、確かに今のところと反対という方は少数ですけどもおられます。

○佐藤委員

そうすると、市営駐車場を入れてね、先ほど高木委員への答弁では1ヘクタールと。1ヘクタールでもかなり北は0.3ヘクタールですので、その3倍ですよ。そこへ市営駐車場の底地が入るわけだけでも、市営駐車場を除くとどのぐらいになるんですか。

○まちづくり課長

市営駐車場を除きますと6,000平方メートル余だと思います。

○佐藤委員

そうすると、6,000平方メートル余ということですよ。それでも北のところから見ても、北が底地が4,000平方メートル幾らだから、それでもかなり北よりも大きいということで、この反対されてる方たちは6,000平方メートルぐらい大体あるということですけども、今現在明確に反対だという方は、底地はどのぐらいの面積を持ってみえるんですか。

○まちづくり課長

明確に反対というよりも、やっぱりボタンのかけ違いかなという方もおられますので、そういった段階でございます。

市としましては、あくまでも市営駐車場とこの地域の方の皆様の面積合わせまして約1ヘクタールでやっていきたいということをこの会議で話しておりまして、大多数の方が賛同しておりますので、その方向性でもって勉強会を続けていきたいと思っております。

○佐藤委員

山町の区画整理が最初はかなり旧155線、1号線山町交差点のところまで区域を広げた形で当初計画をいたしました。

しかし、その後、またそれを面積を縮小してやりました。でも地権者の方の強い反対の方がおられるということがあって、さらに今回また縮小という形になるわけですよ。その一番の問題はボタンのかけ違いだったんですよ、こじれにこじれ

たのは。なかなか難しいボタンのかけ違いでね、私も知ってますけれども、そういうボタンのかけ違いがあったということで全体がそうだということでありまして、そのボタンのかけ違いはこの勉強会にこの方たちも来られておられるんですか、今。

○まちづくり課長

残念ながら、最近はおみえになってない方の反対でございます。

○佐藤委員

なかなかボタンのかけ違いというのはね、そう簡単に修復できないところが山町の区画整理で御承知のとおりなんですよ、このボタンのかけ違いというのは。理屈だけじゃないもんね。

だから、それでいきたいというおおむね全体としてはその方向だというものの、ほんとにその合意が得られても、相当長期間にわたってなっていくわけですよ。まずこれは合意が得られないところを除いてやるなんてことは考えてはいないでしょう。

○まちづくり課長

現時点では考えてないんですけども、さきにそういったことも見据えない時期がくるかもわかりませんですけども、平成26年度におきましては、やはり全体でやっていくべきだと考えております。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時02分

再開 午後5時10分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

再開発区域内にある店舗の数でございますが、再調査をいたしまして24件ということでございますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

それで今、西新地の話ですけども、そうした現状で先ほど白紙に戻して事業を縮小するということが言われました。それは面積としては1万平

方メートル余だと。しかしながら、上物がとても推進計画で出てきたようなものでは市の負担が余りにも大きいと。そして、それを回収するのに市営駐車場の料金等を含めて入らなくなってくる期間を含めて建ってからは大分相当先にならないとそれを回収できないということも含めて大変だというようなことが言われましたけれども、事業を縮小するということを言われましたけれども、白紙だということを言われましたけれども、市として今回、西新地の土地利用計画調査事業ということで、これはどういうことをやられて、どのぐらいの事業を想定をして事業をやられるのか、そこはどうですか。

○まちづくり課長

平成22年度の計画についての規模等の確認でございますか。

○佐藤委員

平成22年度のやつはこういう形で総事業費が72億円という形で補助金額も3億4,000万円というような形で出ておりますけれども、今回はそれを一旦白紙に戻して再度土地利用の計画、調査事業ということをするわけでしょう。そうすると、もちろんその中にはまちづくりの勉強会で積み上げてきたものや、この間の権利者の方の意向調査も含めてやられておられるもので、それをベースにしてこれをやられるわけでしょう。何もなしでやられるわけじゃないので、この事業はどういうものかということについて、この事業を調査事業ということで委託料を出すわけでしょう、土地利用計画委託料と。委託するには委託のガイドライン、どういうことについて調査をし、やるかということを示さなければ調査項目とそういうことを示さなければ委託を受けた方は何を調査していいかわからないわけでしょう。だから、その中身についてどんな項目や土地利用とはくくりを大きく言っているものの、具体的にはどういうことなんだということを聞きたいわけですよ。

○まちづくり課長

まず、どういった内容かといいますと、開発手法については今年度のまとめというのか、地権者

との間では平成22年度と同じ再開発手法、再開発ビルの建設でございまして、中につくっていくビル等の内容でございますけども、これも実際は今の想定では商業的なものと駐車場と、あとは公共施設もあつたらいいよねとか、そんなような話で、おおむね前回のものとそんなに変わったものじゃないんですけども、私のほうが白紙という言葉がひとり歩きしていたような気配なんですけども、規模等の見直しというのが適切な言い方であるかと思えます。

○佐藤委員

今、手法は再開発ビルだということが言われ、商業、駐車場、公共施設ということも言われました。そういうことを当然その中には住宅ね、街なか居住だということを再開発の手法でやるということを行っているわけでしょう。住宅も当然そこへ張りつく。前回の平成22年度計画ちょっと見れば住宅何戸ということもわかるんですけども、これはどのぐらいの規模の住宅を、駅北は60戸ですけれども、ここはどのぐらいの規模だというふうに考えているんですか。

○まちづくり課長

それは平成22年度においては推進計画では156戸を想定した72億円のビルだったかと思われませんが、今回はそれよりも少ない想定で、まだ現在そういった数字的なものまでは出ておりませんので、平成26年度に継続してそちらのほうを進めていきたいと思っております。

○佐藤委員

地権者の意向もあろうかと思えますけれども、平成22年度計画の中では、これに対して駐車場を取り組むということを含めて、市に入ってくるお金が入ってこなくなると、その期間中。建った後でもそれがちゃんと還元されるのに相当時間かかるということを含めて、財政的には連立が終わって、そのころにやっと事業着手かなということを書いているわけですよ。

しかしながら、それでは地権者の方たちがお年を召されると早くできる方法はないかというようなこともこの検討の中に入ってるんです。その

場合は、駐車場は今、指定管理になってますけれども、そのお金の納入料について基金として積みれんかと。でも基金として積みば市に入る一般会計へのものが入ってこないというジレンマの中でどうしようかという問題提起がここになされたんだよね。そうじゃないですか。

○まちづくり課長

おっしゃるとおり、財政的な原因で頓挫したわけなんですけども、再度またこの開発計画を考えるに当たって、市内部においても財源的なもの、財政的なものを含めまして平成26年度については検討していきたいと思っております。

○佐藤委員

それで、土地利用ということで、前は72億円でしたけれども、大変だということでしたけれども、これは市としてはどのぐらいの範囲なら可能なかというようなことも検討されておられるんじゃないかなと。一応概算で腹づもりはあるんじゃないかなと私は思うんだけど、そこも全然なくて、ただ単に意向が出たからこういう中身でということ进行调查してるわけじゃないので、腹づもりはあるでしょう、どのぐらいの枠の中の事業費にしようということは。それはどうですか。

○都市整備部長

ちょっと今、御質問の中身が先へ先へといってみえるんですけど、まだ私どもは、そこまで先を見据えて取り組んでいる今段階ではないということは、まず御理解いただきたい。

先ほど御質問者もお話もありましたとおり、その推進計画をつくった経緯というのを少しお話をさせていただきますと、もともとこの地区については、地元が発意されて商工会を中心に自分たちで何とかまちづくりをしようということでスタートしてきたわけです。ある程度地域の方たちも熱意が高まって、具体的に事業化するためには市に支援をもらわないとできないということで、市に支援を求められました。その時点で私どもが対応できるかどうかという検討をさせていただかないと、少し検討させてくださいということで、まず市として財政的にそういった支援ができるかど

うか。それから、駐車場の取り扱い含めて事業として進めていけるのかというそういったところも内部的に検討する必要があるということで、その推進計画は、私どもが地元の要望に応じて直ちに事業化に持ち込むことができるかどうかという検討するために標準的な再開発をあの地区でやったらこれぐらいの規模になって、こういう財政負担が伴ってなるだろうというシミュレーションをさせていただいたということで、検討するためのたたき台ということですので、それが固まって地元で議論されて、これで進んでいくぞといったそんな議論がされてる内容ではありません。

その中に、投資した分だけいつ回収できるかというようなそんな検討もされてますが、それは私ども本意じゃなくて、地元が再開発をやればすぐにこんなもの回収できるから、今、多少投資してもすぐ回収できるよというそういう議論がありましたので、それはちょっと難しいんじゃないのということで具体的にシミュレーションしましょうということで数字を示させていただきただけで、私どもとして、そこを公共事業で回収できるかというそこまで考えをもってまちづくりを進めていくという考えじゃなくて、これは必要であればやはり使わざるを得ないわけですので、そういう意味で参考に出させていただいたということで、その部分の推進計画書については、その時点で今お示ししたとおり結論になったと。その時点では連立事業、駅周辺の区画整理、駅北の再開発、これ同時にまた西新地を進めていくことはもう無理だろうということで、地元にもそれはお話ししました。平成23年に私ども市長もたしか同席されて研究会の総会で、市としてこれはなかなか難しいと。時点をおくらせてほしいということで、そこに書いてある平成35年だったか、連立事業完了後ということまで待ってほしいという話をさせていただいた中で、地元はそこまで待てないと、さらに自分たちでいろいろ研究をしていきたいということで、その後も研究をされた中で、私ども地元の熱意もあるし、また、どうしてもあの地区については今の事業のさらに効果を発揮するためにも

あの地区を整備をして地区の輝きを生むという必要はあるなということで、再度検討しようということで、平成25年度から調査費をつけて白紙というか、もともと固まったプランじゃないので、白紙という表現は若干ちょっと違うと思います。これをたたき台に、この計画の問題点を整理をして地域の方が理解がどの程度いただけるかということで、まずは地域の皆さんが今まで行政として踏み込んで支援はしてきておりませんので、まちづくりをしていかなければいけない行政の立場と駐車場を持ってる地権者の立場の両面で踏み込んで私どもで1回やりますということを今回、周知させていただいて、その中で皆さんがどういうふうに思ってみえるかということも十分把握した中で事業の規模を決めたいと。当然その根底には市が負担できる範囲というのも限られてまいりますので、そこら辺も並行して詰めたいと。

その負担をやっているだけの私どもの財政運営なり、駐車場の土地の扱い方、そういったところも検討しながら整備手法、できればほんとは民間活力を協力いただいて、そちらで何とかできないかという思いもあったんですけど、結果的にかなりの地権者もありますので、これはやはり公的な事業に置きかえていかないと、なかなか難しいなということで、今は再開発手法でいくべきかなということで皆さんにそんな勉強会をさせていただいたということで、これからさらに理解をどの程度深まるかということを見ながら、あわせて事業規模の提案をさせていただいて事業の事業化へ向けた取り組みをしていくということで、具体的に市が今幾らの規模の事業だったらできる、何年からできるんだというその具体的なところは残念ながら、まだ現時点では示せないということで、もう1年地元と議論をした中で、ある程度の方向性、そういったところが描けてくるんじゃないかなということで、現時点で今御質問のあったような数字的なところ、年数的なところはちょっと申せないで、今の状況はあくまで、ちょっとタイトルがあれですけども、土地利用をどうするんだということの原点で今、議論をさせていただいて

いるということで、こんなタイトルになってます。これがもう具体的に再開発手法でいこうということがある程度、地域も固まってくれば、これはまた表現がタイトルが変わってくると思いますので、現時点では、まだぼやっとした調査、どうしていくんだという段階だというふうに御理解いただきたいと思います。

○佐藤委員

わかりました、考え方は。

ただ、私はこれが1つのたたき台であったということ承知しています。このビルの計画も含めてね。

ただ、その中で大事な点は、いずれにしてもこれ実際に準備組合が立ち上がるまではこれだって相当な時間がかかる話ですよ。まず再開発という手法の中で合意形成できるかどうかということを含めて時間がかかるし、それが合意形成できても準備組合が設立しても基本計画だとか、事業計画の策定だとか、権利返還だとかやると、私は余り詳しくないですけども、そうした準備組合が立ち上がったところで6年もかかるということですよ。

そうすると、その準備組合設立までのランニング期間があるわけなので、この権利者の方たちはそこまで平成35年、鉄道高架終わった後ということまで待てないということでもちづくりをしたものの、実際的にはそれを合意されてやろうとしても、ほぼそれぐらいになってしまうのが今の現実だというふうに私は思いますけど、それでよろしいですかね。

○都市整備部長

まさしく今、佐藤委員おっしゃるとおりで、ほんとに再開発でやってこうというならそれぐらいの時間がかかるというのは現実なんです。それを関係者の方が理解していただけるかどうか、それで区域として理解していただける方がどれだけいて、それで区域として設定して事業をやっていくだけの効果が得られるかどうかというところの判定もしていかなきゃいけないということで、先ほど1ヘクタールの区域が絶対条件かというお話も

ありましたが、これはもう少し柔軟に、今の時点では当然1ヘクタール全部このまちづくりの観点からすると、当然1ヘクタール全部を対象に事業を進めていくべきだと思っておりますけども、最終的にはあの地区の整備できる範囲を整備をしていくということが知立駅周辺にとっては大きなプラスだと思いますので、その実現可能な区域というのを絞り込んでやっていくしかないと思っております。そこについて多少時間がかかることについて、どれだけの方が理解を得られるかと、そこら辺のところを今度は見きわめることになると思います。

○佐藤委員

いずれにしても、大変な作業が待ってるなということ。駅が鉄道高架が平成35年完了しても、そのあと駅南の区画整理をどうするかという難題とバッティングするような中身もあるわけで、ほんとにそうした形でいくのかどうかということも大変心配される所だなというふうに思います。

それで、次に、山町の土地区画整理事業についてお聞きをしたいわけですが、今回、私も成就してほしいなというふうにごこの地域については思ってるわけですが、当初はたしか60人程度の権利者がおったかなと、最初のころの図面はね。その後、縮小をされて、今回またこれ縮小をかけるわけでしょう。どうでしょうか。

○まちづくり課長

山区画の件でございますが、平成22年、平成23年から申しますと、そのときは30名、3.4ヘクタールで県協議をいたしたわけですが、成就になりませんでして、今やろうと思っている、進めようと思っている計画は17名、2.6ヘクタール弱と、こういう数字でございます。

○佐藤委員

そうすると、縮小をするということですが、一応図面は引いてるわけだよね、縮小をかけた。どうでしょうか。

○まちづくり課長

現在、区画整理設計中でございまして、まだ成果品はないですし、現在作成中でございます。

○佐藤委員

それはいつぐらいに、平成25年度の事業でそれはやられてるんですか。

○まちづくり課長

はい。平成25年の事業です。

○佐藤委員

それはいつぐらいに明らかになりますかね。明らかになって、私たちにも見せてもらえるのはどのぐらいになりますでしょうか。

○まちづくり課長

おおむね決まっているんですけども、なかなか公共施設等の配置及び等々ございまして、平成26年度中にはしていきたいという思いでございますけど、関係者の皆さんにお見せできる、お出しできるのは新年度に入るだろうと思っております。

○佐藤委員

これ、長いことずっとやってきて、ぜひ成就してほしいなというふうに思ってますけれども、今回、当初は30人の権利者という形で、その後また1回見直して地域を縮小をされましたよね。これが3回目の図面ですよね。3回目の図面だということで、かなり縮小はされたわけですけども、権利者の方たちの合意形成やそういうものはどんな形になっていくのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○まちづくり課長

今回は同意100%の区域での整備ですので、地権者の皆さんは早く事業を進めていただきたいという意見が多いです。

○佐藤委員

それで、これは同意を皆さんいただいたということですか。100%ということは今言われたので、それを前提にして区域を縮小したということでしょうか。

○まちづくり課長

見直しをかけるときに皆さんのヒアリングをした中での数字でございますので、書面等を取った数字ではございません。

○佐藤委員

ヒアリングの中で早く進めてくれということですけども、これはスケジュール的にどんな形でこ

れを進めていって、いつから本工事が始まって、当初が一番最初のときも順調にいけば3年かそこから、2年で終わるような計画じゃなかったですかね。平成26年度こういう形でいきますけれども、今後のスケジュール、いつで工事が始まり、いつで完了するのか、その辺はどうでしょうか、見通し。

○まちづくり課長

まずは今、100%同意でやっていうことでございますけれども、今の準備組合を本組合に設立、要は協議等があげれるような図面作成して、そういった組合を設立、これが一の目標でございます。それにつきましては平成26年度中に市の予定としては必ず行いたいというのが目標でございます。その後につきましては、年次計画等はありませんが、5年程度というふうで今までの経験で思っております。

○佐藤委員

そうすると、平成26年を含めて5年程度ということですよ。ではないんですか。その辺、もうちょっと詳しく教えてください。

○まちづくり課長

うちの期待値だけではないけませんので、本組合ができましたあと、今までの事例でいって、そのあと翌年度から5年というふうな目指すところだと思っております。

○佐藤委員

5年から6年ということを言われましたけれども、市としてはもちろんその手続やそういうことはあるわけだけでも、5年、6年というと平成31年か平成32年ということになるんですか。ちょっとその辺の確約、確かなものじゃないけど、5年、6年じゃなくて見通しはいつぐらいだということをちょっとお示し願いたいんですよ。

それと、もう一つは、新駅が来ますよね。竜北中学校のグラウンド、ハンドボールコートかテニスコートか一部1,000平方メートルほどそこになっちゃうと。それで今、山町の区画整理で持ってる田んぼのところをそれに代替するというようなことも言われておるわけなので、新駅との関係でみ

ると、ちゃんと新駅ができたときには工事に入るときだわね。竜北中学校のグラウンドが事実上使用できなくなるときからこの区画整理の中で、この代替機能を果たさないかんわけだもんで、そうすると、連立との関係の中でいつぐらいかということです。

○まちづくり課長

子どもがお聞きしているのは、新駅関連で平成28年度から新駅関係の仕事が始まるというふうにお聞きしていますので、それまでにその部分が間に合わせたいというふうで考えております。

○佐藤委員

ちょっと都市整備部長、その辺の関係お知らせください。

○都市整備部長

三河知立駅の移設につきましては、新駅の供用、平成32年という今現在予定ですので、逆算もしていきますと、周辺道路の整備だとかそういったところを先行せざるを得ませんので、今の予定では平成28年から平成29年にはある程度外周の道路整備も終えて駅の部分の整備ができるようにしていかなきゃいかんじゃないのかなと思っています。

したがって、当然平成28年ぐらいには中学校の代替機能ができる状況になっていないと、まずは学校の機能回復をしてから外周道路の整備ということになりますので、平成28年、平成29年というところで整備が必要かなと思っています。

区画整理の進捗については、まちづくり課長かなり慎重に言ってますけど、これまた具体的に事業計画固まった時点で事業期間が設定されますけど、一応区画整理の場合は、どんなに小さくても5年ぐらいの時間を取って設定をしますが、私としてはこれだけの規模であれば本来で建物移転も少数ですし、3年で全部終わることはできませんけど、形は3年でつくってもらわないと、逆に大きなロスがですね、時間が長くなればなるほど経費がかかりますので、3年で終わるといようなあと残務整理で1、2年かかるのはやむを得ないのかなと思っていますけど、あらかた3年でやっていただきたいなということで、それは今後、事業

計画をつくる時点で準備組合の皆さんとも調整しながらスケジュールを立てていくことになる。

したがって、私としては、今、平成26年に山町の区画整理の認可が取れば、ある程度附合するのではないかなと思っています。そんなに駅移設に影響を与えるような進捗にはならないなと思っていますけど。

○佐藤委員

ただ、区画整理の工事が始まれば代替機能と、全体が面整備がやれなくても、その部分だけの面整備を優先していけば代替機能は果たせるというふうに思うわけで、ぜひ難航に難航をこの区画整理は重ねてきまして、ほんとにボタンのかけ違いの大きいところだったなというふうには思いますので、その辺は100%の同意ということで、いい感触を得られても慎重にぜひ同意を取られて地権者の皆さんのそうした心情を察しながら取り組んでほしいなというふうに思います。

それで、次に、上重原の土地区画整理についてお聞きをしたいわけですが、これも一般質問等を含めて本会議質疑もありましたけれども、これについてお知らせをください。

○まちづくり課長

上重原北部の件でございますが、今年度は平成21年に頓挫したことから年数たっておりますし、景気状況も違った観点から、再度市はまずその市の総合計画に沿った産業系を目指した拡大市街地の面整備を計画していますよということ以前に、今後の、今、地権者どのような思いですかということを目途にヒアリングを行っているのが現状でございます。

○佐藤委員

ここについては、これも大分長いことずっとやってきましたけれども、これについては地権者の皆さんが基本的には面整備をしたのち、それを工場に貸すということが基本になってることが前提になってるようですけども、そのところはどういうことですかね。

例えば、かつてトヨタ自動車が物流という形で農振地域なのか市街化なのかちょっとあれですけ

れども、地主の方がトラックヤードをつくり、一部倉庫をつくり、そういうものがトヨタのところにはいっぱいできましたよね。また回復したかもしれませんが、リーマンショックのときにそれが一斉に撤退するような場面があって、賃料が入ってこなかったということで、そういう開発の仕方は問題じゃないかということが中日新聞にもたしか載ったというふうに私は記憶をしてるんですけど、そうした危うい側面を持つてる中身ではないかなという感じもしないでもないので、うまくマッチングしているときはいいですけども、そうじゃないと、でも一旦工場がそこへ借りて建ててしまえば、そう簡単には撤去はできないにしても、なかなか難しい手法の中でおやりになるろうとしているのかなという感じがしますが、その辺はどうですか。

○まちづくり課長

地権者の思いでございますけれども、おっしゃられるとおり、土地利用は考えているんですけども、手放すんじゃなくして貸し付けていきたいという思いが確かに大多数でございます。

しかしながら、産業系、特に製造業につきましては、土地は取得していきたいというこのギャップがありまして、そこら辺が今回のヒアリングの中でも皆さん委員のおっしゃられるとおり、ちゃんと借りていただけて、その後も安全だろうかというような心配はなさってる点はそのとおりでございます。

まだまだ意向を聞いている段階なんですけども、思いとしては市の総合計画に沿った拡大市街地という点では地権者の方と一緒にございます。その中に課題も幾つかございますけども、税の問題とかあるんですけども、一番即しているのは地域にそれを一緒に考えていっていただけるような従前組織がちょっと解体してしまいましたので、そちらのほうを再編成していきまして協議を重ねていきたいと思っております。

また、産業系製造業にこだわっていないほうがいいじゃないかと意見もあるのは確かでございますが、そういったような調査・研究も平成26年度

には進めていきたいと思っております。

○佐藤委員

そういうことだろうというふうに思いますけれども、余り先走ってもいけませんけれども、今、まちづくり課長が言われたように、産業系と、これはマスタープランの中で位置づけられておるわけですね。西町本田地域の農振の調整区域のところもそういう形になりました。ここも優良農地だということで、そこを産業系にしていこうということでもありますけれども、それにこだわらずに、今の答弁だと土地利用の調査をしていこうと、こういうことですか。

○まちづくり課長

いえいえ、全体がそういうわけじゃございませんで、地域的なもの、現状幹線道路沿いでは商業施設もできつつありますので、そういったのを見据えての地権者の今、感じていることを話したままでして、こちらとしましては、あくまでも現在の上位計画に沿った計画を主軸に考えております。

○佐藤委員

産業系でここの土地利用をやっていくということでもありますけれども、なかなかさっき言ったような成り立つね、全部売ってしまうというならね、これはそうなのかもしれませんけれども、そうではないというところにこの難しさがほんとにあって、これが成就をしていくのかなというふうに思うと、これでも順調に合意が得られていくにしても相当な時間が土地の返還やそういうことを含めて、この面整備の図面を前出してもらったやつとおりでいくのかどうかは知りませんが、あれは一旦戻されたもんね。新たに土地利用意向調査をした上で、そういうものやっていくということになると、うまく成就しても相当先の話になるなということに私は感じますが、そういう認識でよろしいですかね。

○まちづくり課長

今現在の上重原北部地区については、優良な農業地帯というんですか、そういう地域になっておりますので、それを拡大市街地にしていこうということについてはかなりのハードルがございます

ので、そちらのことにつきましては地権者だけの思いではなかなかいけんこともあります。ですが、開発をしたいということについては地権者の方の大多数の思いですので、それを考慮しながら進めていきたいということで、よろしく願います。

○佐藤委員

相当難航を極めるということもわかりました。

それで、もう一つ、駅南の区画整理事業についてお聞きをしたいんですけども、これについて事業検討委託料ということで、これ御説明ください。

○都市開発課長

駅南でございますが、現在、我々のほうは連続立体交差事業が完了したときに、その事業効果を高めるために駅南をどうすべきかということを検討しております。

平成24年の駅周辺整備計画検討委員会のほうから、この地区にあります都市計画道路を廃止するという提言をいただきました。これを受けまして、現道をいかに有効利用していくですとか、その中の提言でもありましたとおり、駅への送迎の利便性をどう確保するのかということで、また、これも一番の命題ですけども、事業期間の縮減ですとか、事業費の縮減、これらを考慮いたしまして、現在事務型でございますけれども、いろんな案を検討してきております。この案を来年度につきましては関係機関と協議をいたしまして、それらの案がほんとに事業化できるものなのかどうか、そういったことの検証をしております。

一方、地元につきましては、やはり地元の意見も把握しないことには始まりませんので、そういった意向調査ですとか、現在の土地利用調査、それから、補償をしたときにはどのぐらいのお金が必要になるのかという、そういった試算をしていくということで、この委託をやっていくつもりでおります。

○佐藤委員

それで、この駅南の前見直し案という形で概要版をいただきまして、ここの51ページのところに土地区画整理事業の区域及び道路計画の検討とい

うことで、駅南地区のまちづくりの課題ということがありますよね。この間、盛んに議論になったのは、大型工場用地を活用した拠点機能をつくるのが大切なんだということが盛んに言われてきましたけれども、ここは大型工場用地は敷地は何ぼあるんですか、これは。

○都市開発課長

ちょっと申しわけございません。数字は持っておりません。

○佐藤委員

拠点機能として大切だということであるならば、どのぐらいの面積があるかは承知していきやいかんじゃないですか。

それで、これは前30メートル道路を環状線につなげ、なおかつその先まで延ばそうということになりますと、区画整理という手法に大型工場用地も取り込んでということになると区画整理という手法にならざるを得ないような側面もあるのかなというふうには私は思うわけですけども、今そのことを含めて妥当かどうかということについて今回検討しよう、ということですよ。

○都市開発課長

いろんな区域の設定をいたしまして、それらが事業として耐え得るものかどうかということを検証したいということでございます。

○佐藤委員

ここの区域の中には、こういう形でいただいた資料には区域があるわけで、これが妥当かどうかということを検証するわけですよ、それを。

しかし、ここで例えばこれが成就したということにするということになりますと、ここの区域ですよ、30メートル道路よりも大型工場のほうの区域、これは今、用途区域はどういうふうになってるんですか。

○都市開発課長

第1種の住居区域でございます。

○佐藤委員

第1種の住居区域と。このブラザーを含めた区域が第1種の住居区域ですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます、この大型工場用地が含まれております。

○佐藤委員

そうすると、ここを第1種というのは基本的にこうしたものは建たないというふうに私はちょっと勉強不足でわからん、教えてください。

それで多分この工場は、この池端周辺はこの工場がもともとあって、その後、区画整理でもって整備をされた地域ですよ。

したがって、この地域は従前からこの工場があるということで特別な規制もなくて、その地域を含めて住居区域というふうになったわけですけど、これを拠点は何なのか私はわかりませんけれども、そんな住居区域の中に新たに従前地域としてそのことが存在をされたからといって、その後、区画整理などで面整備した後に住居区域の中に商業的な施設やそういうものはこの面積との関係やそういうことを含めて、現在の段階で可能なのかと。もちろん用途区域の都市計画法に基づいて知立市が決めて都市計画審議会であげて、その用途区域の変更すればいい話だけれども、そういう問題は発生はしないんですか。

それと、もう一つは、30メートルができるということで、準住居地域ということになって沿道なら可能だよということになるのかどうか。そうすると沿道というのは、この30メートル道路の中心からどこまでが沿道の範囲の中に入ってそういうものが許容されるのかということ、そういう検討はどうなんですか。

○都市開発課長

住居地域の中に工場があるということでございますので、この規制以前から建っていたということで、現在では不適格建築物ということでございます。ここで工場を建てかえようとするのは、当然住居地域でございますので不可能ということですよ。

住居地域にどういったものができるかと言いますと、やはり店舗ですと、ある一定の面積の要件がございますので、それに沿ったものであれば建築は可能かと思います。また、公共施設等も可能

となっております。

それから、南北線の中心線からどのぐらいが沿道で使えるのかということにつきましては、私、知識がございません。

○佐藤委員

多分、従前から工場があって住宅区域の中でも操業ができたわけだけでも、従前のままの住宅区域のままであるならば新たな施設がどういうものになるか、病院だとかそういうことも含めて、この住居区域の中で可能なものというのは限定されるわけですよ。

大型工場用地を活用した拠点機能の確保ということを盛んにこの間も言われてきましたけれども、そうした検討はこれからですよ。今回はこの土地利用の中で、そんなことも含まれているんですか。

○都市開発課長

そういったことまでは検討には入っておりません。どういった手法、どういった区域で事業が可能かという検討をしてみたいです。

○佐藤委員

多分、住居区域の区画整理をやった第1種ということになると、そうしたものが一定規模の面積の制限があってそういうものは建てられるかもしれないけども、大々的にはそんなものはできないじゃないですか、今の用途区域の流れの中では。

○都市開発課長

当然、今後整備していく段階では、何を目指していくのかということもありますけれども、それに合わせた用途区域の変更というものも念頭に置きながら進めていかざるを得ないと考えております。

○佐藤委員

鉄道高架が終わって、この駅南どういう形になるかわかりませんが、そうした形で検討されると。私は、少なくともこの30メートル道路は単独買収の中でつくって最小経費の中でやるべきではないかと。今先ほど西新地の話も出ました。そういうものも含めてやろうとすると、そうした形で大型事業を重複をさせながらやるのが妥当

かということは、これだけを切り出してやれば可能かどうかという議論はされるんだろうと思うけれども、ほんとに総合的に考えたときに、それでいいのかという感じも私はしないでもないですよ。この辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

まず、連立完了後のまちづくりに見合うものができるかどうかを検討いたします。そのまちづくりに対して、どういった事業手法がいいのかということも検討してまいりますので、今のところ、その区画整理でやるのか、街路事業でやるのか、また別のものがあるのかというのは白紙の状態というところですよ。

○佐藤委員

白紙の状態だけれども、そういうことも含めてやると。私は、どういうものかなというふうに思いますけどね。

それで、駅南の位置づけが今回やると結果はどのぐらいでこれは出てくるんですか。平成26年度中にはやって、平成27年度ぐらいにそういうものが出てくるということですよ。

○都市開発課長

今回の委託業務は、平成26年度の業務でございますので、年度末には成果が出るかと思えます。

○佐藤委員

私は、さっき言ったようなことで、住宅区域であるならば厳然とした住宅区域であったほうがいいんじゃないかというふうに思いますよね。わかりました。

それと、もう一つ、鉄道高架について最後にお聞きしたいんですけども、区画整理のほうは事業期間の延伸等を含めて12億6,700万円という形で事業費が増額しました。それで、この鉄道高架については514億円のときを再算定ということがあって、これは平成21年の委員会に出された資料ですけども、再算定があって615億円という形になりましたよね。

それで、区画整理のほうは今、共同溝だとか当初予定してなかったのか、予定しておったけど入れてなかったのか、もっと早い段階で算定のし直

しで示すべきだったなということを私は思うわけですけど、ここの615億円の再算定で平成35年度に県はやると言ってるのでやりますということですけど、この再算定の枠の中でできるのかどうか。もう一度見直しをせないかんというようなものなのか、これは全体事業費に対してその辺で可能なのかどうか、区画整理であんな形でふえたものでね、どうでしょうか。

○都市開発課長

現在の615億円という数字でございますが、平成22年に工事協定を締結したときに再算定をした数字でございます。現在はその数字で事業を遂行しているということでございますので、今のところそれが増額するというようなことは考えておりません。

○佐藤委員

都市開発課長はそういうことをおっしゃるんだけれども、そうした県などが、もちろんこの枠の中でやってもらわないかん話だけでも、円高やそんなことを含めてどうなんだというようなね、為替の動向もあるし、平成35年で終わるということになったって結構足の長い事業の中で、増減率を見込んで再算定したわけだけれども、増減率を見込んで再算定したということもいっても新たな中2階をつくったりとか、そういう部分も含めて費用がふえたということもありますので、ほんとにこの枠の中でやれるのか、そういうことは鉄道事業者や名鉄にはお尋ねになったことはないですか。

○都市開発課長

そういったことを聞いたことはございません。

ただ、今の世間の状況を見ますと、資材等の単価の上昇ですとかがございますので、多少の影響は出るかと思えますけれども、そういった最終的なシミュレーションというものはしておりません。

○佐藤委員

そういう点では事務的に大変なことなんだろうということは思いますけれども、そうしたことも鉄道事業者等に市としては働きかけるべきではないかなど。もちろんその辺で、そんなことを聞いたら逆にどんどん上がってしまったなんていう結

果的になってしまったりとかそういうことも心配はされますけれども、例えばこの間22億円、国負担の改善もあわせて23億円、事務費でなったけれども、実際には事業費が上がってね、それがまた取りかえされると、結果として知立市が負担がふえるということがあってはならないので、私は、その辺は慎重に事業者と聞いたりするというか、検証したりするというか、そういうことが必要じゃないかなというふうに私は思いますけれども、どうでしょうか。

○都市開発課長

施工額等を積算しながら積み上げながら状況を確認し、絶えずその事業費のチェックはしてきたというふうに思っております。

○佐藤委員

それで前、私は仮線をどうやって移行するかという絵をいただきましたけれども、こうした形で仮線がなるわけですけれども、前言ったとおり、工程表含めて事業計画のやつを出してくださいということでお願いしていました。

仮線がここで見ると平成26年度、平成27年度、平成28年度という形で仮線に切りかえていくということで出ましたけれども、この仮線切りかえをした段階で本体工事に入るなんてことはあるんですか。

○都市開発課長

仮線工事平成28年度完了ということになっておりますが、この平成27年度に一部高架工事には着手をいたします。

○佐藤委員

平成27年度に一部高架工事に着手をするということですが、それはどこの部分で、どのような工事でしょうか。

○都市開発課長

御承知のとおり、西町のマンションがございしますが、建物をかけないということで仮線が非常に狭い間隔で配置をされることとなります。そこに高架構造物をつくるということになりますと、ここではちょっと特殊な工法をとりまして、一旦豊橋方面域を北側、草刈公園側に振って線路の間隔

を広げて、その中に構造物の一部をつくってくることとなります。特殊な工法をとりますので、この部分を先行で着手をするということになります。

○佐藤委員

そうすると、藤和マンションのところを特殊なということを言われましたけれども、期間としては刈谷市一ツ木等の境までずっとあるわけですけれども、区間としては藤和マンションの横だけではないですよ。草刈公園側に振るということと言われましたけれども、マンションのところの部分だけのところが特に仮線と建屋との関係が厳しいわけですね。最初はかかるとかかからんという話があって、そのうちぐっと中に押し込むような形で仮線をつくるというようなことを言いましたけれども、ちょっと草刈公園側に振るということをもうちょっと詳しく説明してください。

○都市開発課長

今議会の資料として業者の図面をお渡ししたと思いますが、この図面を見ていただきますと、赤色の表示で2次施工仮線土木その後工事というところがございます。この色のついてるところを見ていただきますと、緑色の仮線が草刈公園側に一部出ているところがございます。これがその区間でございます。

○佐藤委員

一部これはこの区間だけを高架工事をやっていくということですか。全体刈谷市境から155号線の陸橋がありますけれども、あそこら辺までやるということではないんですよ。どうなんですか。

○都市開発課長

今お示した区間の高架構造物だけを先行してつくるということでございます。

○佐藤委員

ということは、そこについては特殊なマンションとの関係があるということかな、ようわからんですけれども、それでそうやってやっていくということですが、全体としては平成26年、平成27年、平成28年で仮線切りかえやって、全体の本体工事は仮線が打たれたそれ以降ということになりますか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます、仮線全線移行したあと、今申しあげました区間以外のところの名古屋本線については高架工事に入っていくと。

○佐藤委員

そうすると、平成29年で仮線なもんで、平成30年という形のなるのかな、ようわからんけど。平成30年、平成31年、平成32年、平成33年、平成34年、平成35年、平成36年、6年の中で駅部の本体工事をやり、なおかつ山側、海側もやらないかんわけだよね。特にたこ公園のほうは区画整理でその用地を機能確保しなければいけないという関係がありますけれども、県が平成35年で大丈夫だということのを盛んに言われるんだけれども、ほんとにこの平成35年の枠の中で可能、県はそう言ってますので私たちはそれを信じるしかありませんということですけども、担当としてほんとに大丈夫かなという、そんな思いは心をよぎりませんか。

○都市開発課長

当初の計画ですと、名古屋本線が終わってから三河線、海、山に入っていくというものでしたけれども、その間を重ねることで平成35年までで完了するというのを聞いております。

○佐藤委員

そうすると、今、単年度の去年については29億円ですかね、平成25年度事業費が。それが実際的には20億円ぐらいに減っちゃったと。これは、たしか国の交付金の関係もあるんですか。国のほうは防災ということで安心・安全ということに切りかえながら公共施設の老朽化に予算のシフトもあるんですよ。

鉄道高架に対する10分の5.5は変わらないにしても総枠の予算がつかなくて平成25年度の結果になったということですよ。今後の見通しはどうでしょうか。

○都市開発課長

連続立体交差事業に対しては国のほうは重点施策ということで力を入れておりますので、今後は大丈夫ではないかという判断をしておりますが、あくまでも推測でございます。

○佐藤委員

そうすると、平成25年度のようなことがあったら、その平成35年の中にやるということですので、おけてきた事業を圧縮せないかんわけだよね。今言われたように、名駅部のところの本体工事とそれを三河部ですか、三河線山側になるか海側になるか、それをそれぞれのところで一緒に重複しながら工事を立ち上げて工期を短縮するわけなもんで、当然ながら事業費そのものは膨らむわけですよ。膨らむということは、国の10分の5.5についてもしっかりと担保をし、県も知立市もそれについていかんとできない。ついていかないかんわけだけれども、その辺で大丈夫だと言いながら、ちょっと心配なところもありますよね、これは。そうすると、そうした工事を重複するということはありますけれども、財政的にそこがほんとに担保されるという国のものがないと成就しないという関係ですよ、これは。わかりました。

それで、もう一つは、そういうことならば、都市開発課長、ぜひそういう工事の工程表、財政計画を出してください。前から要求しておりますけれども、これはいつになったら出るんですか。

○都市開発課長

一般質問の中で都市整備部長が答弁いたしましたことを棒グラフ程度のものにするということでもよろしいでしょうか。

○佐藤委員

どういうものがいいのかわかりませんが、少なくとも前くれたこういう形だとか、当時の工程表というものをもらいましたよね。ああいうものの形で、ぜひやってほしいなと私、思いますけれども、いずれにしてもそこところは早目にお出しを願いたいなど。知立市だけではできない話なもんで、それは苦しいことはようわかりますけれども、ぜひ出してほしい。

○都市開発課長

上級官庁とも協議をしながら、鉄道事業者とも協議しながら提出することができれば、そのようにしたいと思います。

○佐藤委員

そういうことと同時に、今回知立市の業者が土木工事ということで刈谷市の2つの業者とともに入ったわけだけど、引き続き透明性確保について努力をしてもらいたいというふうに思いますけれども、なかなか難しい難しいということを言われてますけれども、引き続きこの点では努力をしてほしいなというふうに思いますけど、この点について考え方を表明してください。

○都市開発課長

鉄道事業者だけを責めるのではなくて、やはりルール自体を変えていくことがほんとに必要なことだと考えておりますので、これも前々から申しておりますけれども、国に対しての要望活動を積極的に進めてまいりたいと思います。

○佐藤委員

国に対する要望活動を積極的に進めていただきたいということですが、この間、そうしたことは取り組まれてきたんですかね。そうした積極的なことをやられてるなら議会の側にも、ぜひこういうことをやりましたということをお知らせを願いたいなというふうに思いますけど、この間、そうした取り組みはやられましたでしょうか。

○都市開発課長

今年度ちょっとそういった機会が県のほうからなかったということですが、以前は市長、副市長にも出向いていただきまして、愛知県の連立協議会のほうで国交省ですとか、代議士ですね、そういった方々に要望書を用いながら要望活動をしておる実績がございます。それをまた今後も継続していくことになります。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号について、挙手により採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第24号 平成26年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

1つか2つだけお知らせください。

平成25年度は企業会計移行事務委託料ということで1,050万円ほど計上されておりました。しかし今回は、それが計上されてないわけですが、その辺の関係でどうなってるかお知らせください。

○下水道課長

今の御質問でございますが、企業会計移行委託業務ですね、去年はありましたが、今年度はありませんけれども、というのは、総務省のほうで昨年の7月より地方公営企業法の適用に関する発表会で法的化がいつになるかということを昨年中にまとめる予定でございましたが、いまだにそういったまとめがされてないのが現状でありました。それに伴いまして、知立市としましては、まだこういった不透明な状況にありますので、近隣市の状況も見たところ、このような状態の中で、一度平成26年度にいま一度、市としての方針を決定したいということで今回は取りやめさせていただきました。

○佐藤委員

公営企業法に移行していくことが妥当なのかどうか、大変基本的には独立採算と、こういうことになっていくわけですので、大変知立市の現状では問題があるかというふうに私自身は思っています。

そこで、きょう、私どもの赤旗新聞にちょっと出たのは、総務省の有識者研究会は11日、地方自治体が運営する公営企業のうち、新たに下水道と簡易水道を担う企業について民間企業並みに厳しい会計基準を導入すべきだという報告書をまとめた。これを受け、同省は夏までに導入時期などを詰めます。新たな基準は損益計算書や貸借対照表の作成と、こういうような記事も出たもので、これについてはどうなっていくかということがね、この記事そういう報告が出たわけだけでも、そうなるかということとはなかなか厳しい現状だなとは思いますが、一度そうした情報も入れて対処してほしいなど、ただそれだけの話です。お願いします。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号について、挙手により採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成26年度知立市水道事業会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

1つだけ教えてください。

489ページ、数字のことは大きい数字でわからないんですけど、ここの上から3番目に審議会委員報酬とあります。この審議会というのを調べましたところ、上下水道の事業審議会という条例がありますけれども、これは第138条の自治法のそれで審議会を設けますよということは書かれているんですけども、具体的には何を検討されるのか、近年やってみえるのかということで。

○水道課長

知立市上下水道事業審議会条例というのがございまして、その中に設置で第2条に市長の諮問に応じ、水道及び下水道事業に関し必要な調査及び審議を行うため審議会を置くということになっております。

最近この審議会のほう開催されておられません。実際に今後開いていかなければならないと思われるのは、耐震化を進めていく、あるいは知立浄水場をどうするかという形になっていきますと、料金の値上げ等も審議する必要が出てきますので、この審議会のほうへ諮っていかなければならないと考えております。

以上です。

○高木委員

昨年度はなかったような気がしたんですけど、この予算はあがってましたかね。もしもあがってなかったとしても今年度あげられたということは、今年度は予定してみえるかどうかはどうなんでしょうか。

○水道課長

去年もこの予算あがっておりました。毎年10名ということで、お金は1人6,800円で6万8,000円

毎年あがっておるものでございます。

以上です。

○高木委員

今年度はないということ。

○水道課長

今のところ計画はございません。

○明石委員

一件だけお聞きします。

475ページが一番下の段、その他特別損失1,223万9,000円、予算としてみすみす損失がわかってるかなと思って今から対策すれば損失が出ないかなと思うんですけど、この内容を教えてください。

○水道課長

特別損失、今までで計上はしてございませんでした、平成25年度まで。平成26年度から会計基準が見直しされまして、各派代表者会でも説明させていただきましたように、地方公営企業法の基準の見直しがございます、平成26年度期首における未収金に対して将来発生すると見込まれる不納欠損に備えるために特別損失として平成26年度計上するものでございます。

○明石委員

ということは、特に来年度これが損失を起こしていなくて、今までずっとこういう損失があった計上方法は変わったということによろしいですね。

○水道課長

不納欠損は毎年起きておりますので、これを今までは年度終わるときに計上しておったんですけど、新会計制度になりまして期首でも引当金を積みなさいということになりましたので、その他特別損失で計上しておるものでございます。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第30号について、挙手により採決いたします。

議案第30号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第30号 平成26年度知立市水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第7号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第31号について、挙手により採決いたします。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第31号 平成25年度知立市一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号について、挙手により採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第32号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号について、挙手により採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第33号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号について、挙手により採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第34号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後6時31分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 26年 8月 7日

知立市議会建設水道委員会

委員長 稲垣 達雄